

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年12月23日
【計算期間】	第1期（自 2019年6月18日 至 2019年9月30日）
【発行者名】	日本生命2019基金流動化株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 関口 陽平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内
【事務連絡者氏名】	新井 博子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 資産金融事務部
【電話番号】	03－6214－6294
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第1【管理会社の状況】

1【概況】

（1）【管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等】

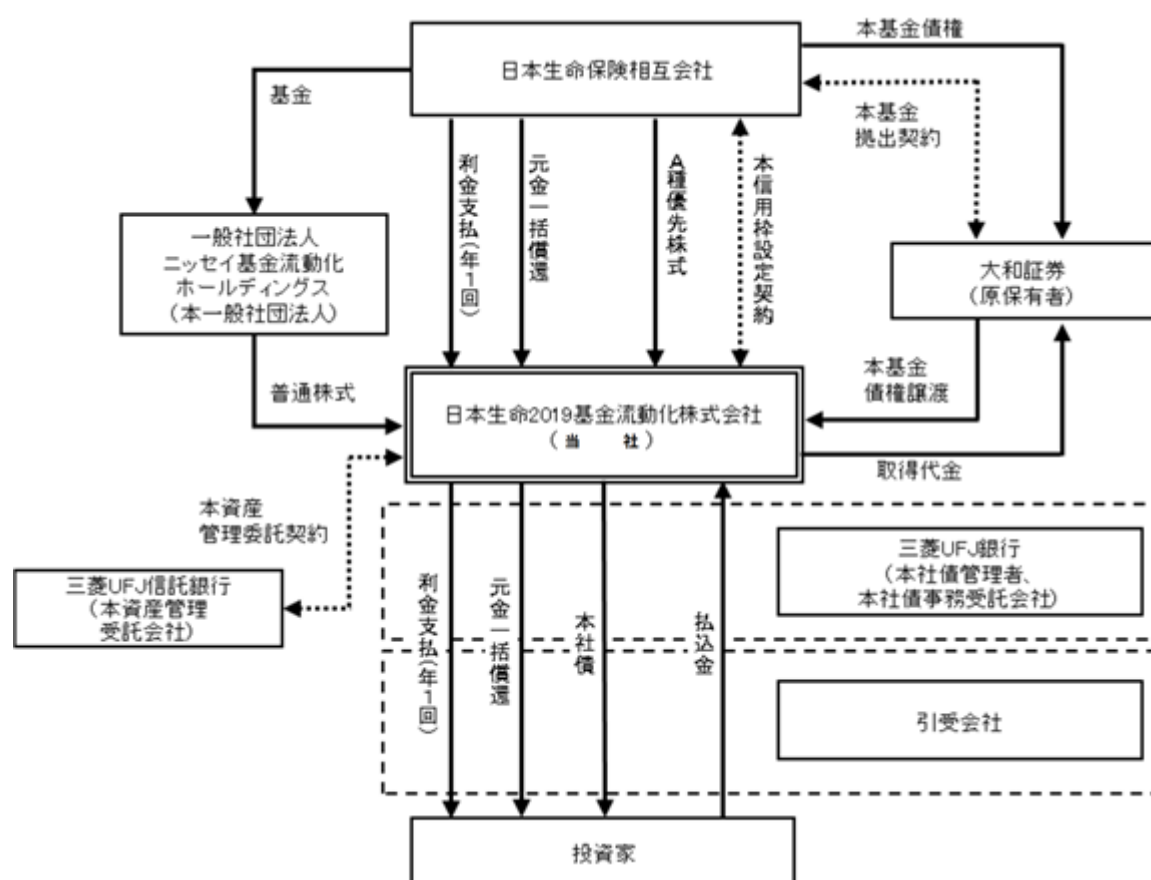
① 振替社債

a 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含みます。）（以下「振替法」といいます。）の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則及び事務指針（これらの業務規程、その他の規則及び事務指針を以下併せて「振替機関業務規程等」と総称します。）に従って取り扱われるものとし、

b 振替法に従い本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債に係る社債券は発行されません。本社債の社債券（以下「本社債券」といいます。）が発行される場合は、利付無記名式に限るものとし、本社債券の券面種類は1,000万円の一種とし、その記名式への変更はしません。

② 管理資産の流動化の基本的仕組み

仕組みの概要



a 日本生命2019基金流動化株式会社（以下「当社」といいます。）は、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ50,000円として、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）に基づき日本国内で設立された株式会社であり、その発行済みの全ての普通株式は、当社の発起人である、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）（以下「一般社団法人法整備法」といいます。）により廃止される前の中間法人法（平成13年法律第49号、その後の改正を含みます。以下同じです。）に基づき日本国内に設立され、一般社団法人法整備法第2条第1項により一般社団法人として存続するものとされた一般社団法人ニッセイ基金流動化ホールディングス（以下「本一般社団法人」といいます。）によって保有されています。

b 当社は、株式会社日本格付研究所（以下「JCR」といいます。）及び株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」といい、これらを総称して「本信用格付業者」といいます。）から2019年7月8日付で本社債につき予備格付を取得し、2019年8月1日付で本社債につき本格付を取得しました。

- c 大和証券株式会社（以下「大和証券」又は「原保有者」といいます。）は、2019年7月25日付で大和証券及び日本生命保険相互会社（以下「日本生命」といいます。）の間で締結された基金拋出契約及びこれに関する一切の変更契約（以下「本基金拋出契約」といいます。）に基づき、2019年8月1日（以下「本基金拋出実行日」といいます。）付で500億円を日本生命に対して基金として拋出し、基金債権（以下「本基金債権」といいます。）を日本生命に対して取得しました。
- d 当社は、2019年7月25日付で大和証券、日本生命及び当社の間で締結された基金債権譲渡契約（以下「本基金債権譲渡契約」といいます。）に基づき、2019年8月1日付で原保有者から本基金債権の譲渡を受けました。本基金債権の取得資金は本社債の発行によって調達されました。かかる本基金債権の原保有者から当社に対する譲渡については、本基金債権の債務者である日本生命の上記本基金債権の譲渡日の確定日付ある証書による異議をとめない承諾によって債務者及び第三者に対する対抗要件が具備されています。
- e 本基金債権譲渡契約に基づく本基金債権の原保有者から当社に対する譲渡の後においては、日本生命による本基金債権の利息の支払及び元本の償還は当社に対して直接行うものとされています。
- f 当社は、原保有者から譲渡を受けた本基金債権から生じるキャッシュ・フローを裏付けとして、日本国内市場において、本社債を発行し、大和証券、SMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」といいます。）、野村證券株式会社（以下「野村証券」といいます。）及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を代表者とする引受会社が引受を行っています。
- g 本社債は一般募集です。
- h 本社債は年1回利息支払を行い、本社債の元本は、2024年8月1日（以下「最終償還日」といいます。）に一括して償還されます。但し、本基金拋出契約の規定に基づき、(a)本基金最終償還日（以下に定義される意味によります。以下本hにおいて同じです。）が本基金繰延後最終償還日（以下に定義される意味によります。以下本hにおいて同じです。）に繰り延べられた場合及び(b)本基金繰延後最終償還日が更にその後の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合には、最終償還日は当該繰延後の本基金最終償還日まで延長されるものとされます。また、当社が日本生命から本基金（以下に定義される意味によります。）の元本が期限前償還される旨の通知を受領した場合、本社債の元本は、一括して期限前償還されます。
- i 本社債が償還されるべき日が銀行営業日（以下に定義される意味によります。以下本iにおいて同じです。）でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは本社債の利息の金額に影響を与えるものではありません。
- j 当社は、2019年7月25日付で当社及び日本生命の間で締結された信用枠設定契約（以下「本信用枠設定契約」といいます。）に基づき日本生命から一定額の本社債の利金支払の資金を借り入れる権利を有し、本社債の信用補完措置及び流動性補完措置とします。また、本信用枠設定契約に基づく当社の日本生命に対する一切の金銭支払債務は、当該債務の約定弁済日において、当社が履行すべき本社債に基づく金銭支払債務について債務不履行がないことを停止条件として、効力を生じるものとされ、かつ、個別貸付（以下に定義される意味によります。）の元本及び利息の支払については、当該支払を行うべき日の直前の個別貸付利払基準日（以下に定義される意味によります。）において出資金勘定（以下に定義される意味によります。）に留保されている金銭から、当該支払を行うべき日までに公租公課及び諸費用に支払われるべきものの総額並びに金10百万円を控除した金額を上限として行われるものとし（但し、個別貸付（特別）（以下に定義される意味によります。）の元本及び利息の支払については、かかる上限は適用されません。）、本社債の信用補完措置及び流動性補完措置とします。また、本社債の元利金の支払について、後記第1「管理会社の状況」3「管理及び運営の仕組み」(1)「資産管理等の概要」①「管理資産の管理」a「管理資産からの支出」(b)の(iv)の方法に従った支払において、利息支払勘定（以下に定義される意味によります。）及び元金償還勘定（以下に定義される意味によります。）内の金銭が不足する場合に、当該不足に係る金額につき1回の支払について50万円を上限として、出資金勘定から支払うこととされていることをもって、当該金額の限度において、本社債の信用補完措置及び流動性補完措置とします。

k 当社は、2019年7月25日付で当社及び三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「本資産管理受託会社」といいます。）の間で締結された資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約（以下「本資産管理委託契約」といいます。）に基づき、本資産管理受託会社に対し、本基金債権の管理及び処分に係る業務を委託しています。

本報告書で使用される以下の用語は、別途定義される場合を除き、それぞれ下記の意味を有します。

「後基金」とは、本基金拠出契約の締結後さらに日本生命が募集した基金をいいます。

「一般社団法人法整備法」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）をいいます。

「一般社団法人法」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「円スワップレート」とは、償還価額決定日の東京時間午後3時現在の利率としてロイター17143頁（Tokyo Swap Reference Rate）の画面上に表示される円金利スワップのスワップレートをいいます。但し、償還価額決定日に、理由の如何を問わず円金利スワップのスワップレートがロイター17143頁（Tokyo Swap Reference Rate）に表示されない場合又はロイター17143頁（Tokyo Swap Reference Rate）が利用不可能な場合、（本基金元本の期限前償還の場合）本基金拠出者又は（本社債の元本の期限前償還の場合）当社は、償還価額決定日に、自らが指名する主要な金融機関4社の東京の主たる店舗に対し、償還価額決定日の東京時間午後3時現在の円金利スワップのスワップレートに相当する利率の提示を求めるものとし、提示された利率の平均値（算術平均値を算出した上、小数第4位を四捨五入します。）をいいます。

「円ライボー」とは、償還価額決定日（この日がロンドンにおいて銀行の営業日でない場合は、その直前のロンドンにおける銀行の営業日。以下、本定義において同じです。）のロンドン時間午前11時現在の利率としてロイター3750頁（ロイターの3750頁又は円預金のアイシーイー・ベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド（ICE Benchmark Administration Limited）利息決済レートを表示する目的でこれに替わる頁をいいます。）の画面上に表示される円のライボーに365を乗じ、360で除した値をいいます。但し、償還価額決定日に、理由の如何を問わず円のライボーがロイター3750頁に表示されない場合又はロイター3750頁が利用不可能な場合、（本基金元本の期限前償還の場合）本基金拠出者又は（本社債の元本の期限前償還の場合）当社は、自らが指名する主要な金融機関4社の東京の主たる店舗に対し、償還価額決定日のロンドン時間午前11時現在の円のライボーに相当する円金利の利率の提示を求めるものとし、提示された利率の平均値（算術平均値を算出した上、小数第6位を四捨五入します。）に365を乗じ、360で除した値をいいます。

「会社更生法」とは、会社更生法（平成14年法律第154号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「会社法」とは、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「各本社債元本」とは、本社債組織変更期限前償還日時点における各本社債の元本の額をいいます。

「借入申込日」とは、各本基金利払日に関連して、当該本基金利払日直後に到来する利払日（但し、銀行営業日以外の日にあたるときは、直前の銀行営業日。）の10銀行営業日前の日をいいます。

「借入申込金額」とは、各個別貸付において当社が日本生命に対して貸付を希望する金額で、借入申込書に「借入申込金額」として記載される下記の金額（後記③「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」b「信用補完の形態」(a)「本信用枠設定契約」(xii)の記載に基づき変更された場合には変更後の金額）をいいます。

2020年8月1日の3銀行営業日前に行われる個別貸付	25,525,000円
2021年8月1日の3銀行営業日前に行われる個別貸付	25,525,000円
2022年8月1日の3銀行営業日前に行われる個別貸付	25,525,000円
2023年8月1日の3銀行営業日前に行われる個別貸付	25,525,000円
2024年8月1日の3銀行営業日前に行われる個別貸付	25,525,000円

「借入申込書」とは、当社が日本生命に対して本信用枠設定契約に基づき個別貸付を行うことを希望する旨通知するために、後記③「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」b「信用補完の形態」(a)「本信用枠設定契約」(ii)に記載のとおり当社から日本生命に対して交付される書面をいいます。

「借入申込書（特別）」とは、当社が日本生命に対して本信用枠設定契約に基づき個別貸付（特別）を行うことを希望する旨通知するために、後記③「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」b「信用補完の形態」(a)「本信用枠設定契約」(xvi) iiに記載のとおり当社から日本生命に対して交付される書面をいいます。

「元本残存期間」とは、次に掲げるものをいいます。

- (a) 本社債組織変更期限前償還日の翌日（この日を含みます。）から最終償還日（この日を含みます。）までの期間が1年未満である場合には、次の算式により得られる月数。

$$\text{各本社債元本に係る残存月数} + \frac{\text{各本社債元本に係る残存端日数}}{30}$$

- (b) 本社債組織変更期限前償還日の翌日（この日を含みます。）から最終償還日（この日を含みます。）までの期間が1年以上である場合には、次の算式により得られる年数。

$$\frac{\text{各本社債元本に係る残存月数}}{12} + \frac{\text{各本社債元本に係る残存端日数}}{365}$$

「元本償還勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座に元本償還勘定として設けられた勘定及び本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座が新たに開設された後の当該勘定をいいます。

「元本残存期間」とは、次に掲げるものをいいます。

- (a) 本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日（この日を含みます。）から2024年8月1日（この日を含みます。）までの期間が1年未満である場合には、次の算式により得られる月数。

$$\text{本基金元本残高に係る残存月数} + \frac{\text{本基金元本残高に係る残存端日数}}{30}$$

- (b) 本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日（この日を含みます。）から2024年8月1日（この日を含みます。）までの期間が1年以上である場合には、次の算式により得られる年数。

$$\frac{\text{本基金元本残高に係る残存月数}}{12} + \frac{\text{本基金元本残高に係る残存端日数}}{365}$$

「業務受託者」とは、有限会社東京共同会計事務所をいいます。

「業務受託者誓約書」とは、業務受託者が当社及び本社債管理者に差し入れた2019年7月25日付の誓約書をいいます。

「銀行営業日」とは、東京において法令等により銀行が休日とされる日以外の日をいいます。

「金融商品取引法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「金融商品販売法」とは、金融商品の販売等に関する法律（平成12年法律第101号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「繰延後個別貸付予定返済日」とは、各個別貸付予定返済日の1ヶ月後の応当日又は本信用枠設定契約に従い更に繰延が行われた場合に支払が行われるべき日をいいます。

「経過利息」とは、既に経過した期間に係る本社債の利息であり、利払日が到来していないため支払われていないものをいい、後記第1「管理会社の状況」2「管理資産を構成する資産の概要」（3）「管理資産を構成する資産の内容」①「本基金債権の概要」f「利率」記載の利率により後記第1「管理会社の状況」4「証券所有者の権利」（1）利払日及び利息支払の方法②「利息支払の方法及び期限」aからeまでの記載に準じて計算されるものとします。但し、未払残高を含まないものとします。

「現在価値」とは、本基金元本残高若しくは本基金将来利息金額又は各本社債元本若しくは本社債将来利息金額の現在価値との意味において、それぞれ本基金元本残高若しくは本基金将来利息金額又は各本社債元本若しくは本社債将来利息金額を、次の算式により得られる値で除した金額をいいます。

(1 + 参照レート)

残存年数

「原保有者」とは、本基金拋出契約における基金の拋出者であり、当初の本基金債権の保有者である大和証券をいいます。

「更生特例法」とは、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「個別貸付」とは、各本基金利払日において、後記③「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」b「信用補完の形態」(a)「本信用枠設定契約」(i)所定の条件が全て満たされていることを条件として本信用枠設定契約に基づき日本生命が当社に対して行うそれぞれの貸付をいいます。

「個別貸付元本支払原資」とは、各個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日につき、その直前の個別貸付利払基準日における個別貸付利払原資から当該個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日に本信用枠設定契約に従い支払われるべき各個別貸付に係る利息の総額（個別貸付繰延利息（もしあれば）及び個別貸付繰延元本に係る利息（もしあれば）を含みます。）を控除した後の残額（但し、百万円に満たない金額は切り捨てます。）をいいます。

「個別貸付基準利息額」とは、個別貸付予定返済日において、各個別貸付の元本金額に当該個別貸付に係る個別貸付適用利率を乗じ、当該個別貸付が行われた本基金利払日（この日を含みます。）から当該個別貸付予定返済日（この日を含みます。）までの期間の実日数に対し、年365日の日割計算により算出した金額（1円未満の端数を切り捨てます。）をいいます。

「個別貸付基準利払原資」とは、各個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日につき、その直前の個別貸付利払基準日における個別貸付利払原資から、当該個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日に本信用枠設定契約に従い支払われるべき個別貸付繰延利息（もしあれば）及び個別貸付繰延元本に係る利息（もしあれば）の合計額を控除した後の残額をいいます。

「個別貸付繰延元本」とは、個別貸付予定返済日に返済がなされるべき個別貸付の元本額のうち、支払期限が変更された金額に対応する元本をいいます。

「個別貸付繰延元本に係る利息」とは、個別貸付繰延元本に、当該個別貸付に係る個別貸付適用利率を乗じ、当該個別貸付予定返済日の翌日（この日を含みます。）から当該繰延後個別貸付予定返済日（この日を含みます。）までの期間の実日数に対し、年365日の日割計算により算出した金額の利息（1円未満の端数を切り捨てます。）をいいます。

「個別貸付繰延利息」とは、個別貸付基準利息額のうち、支払期限が変更された金額をいいます。

「個別貸付支払日」とは、各個別貸付に係る元利金については個別貸付予定返済日をいい、本信用枠設定契約に係るその他の金銭については本信用枠設定契約に従って当社が支払を行うべき日として定められる日をいいます。

「個別貸付適用利率」とは、各個別貸付につき、下記の利率をいいます。

2020年8月1日の3銀行営業日前に行われる個別貸付 0.28%

2021年8月1日の3銀行営業日前に行われる個別貸付 0.25%

2022年8月1日の3銀行営業日前に行われる個別貸付 0.20%

2023年8月1日の3銀行営業日前に行われる個別貸付 0.19%

2024年8月1日の3銀行営業日前に行われる個別貸付 0.22%

「個別貸付（特別）」とは、後記③「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」b「信用補完の形態」(a)「本信用枠設定契約」(xv)に従った貸付をいいます。

「個別貸付（特別）事由」とは、本基金特別支払日において本基金拋出契約に基づき日本生命が当社に対して支払を行うべき場合において、当社が当該支払に関し税金の源泉徴収若しくは控除を義務付けられる場合をいいます。

「個別貸付（特別）返済日」とは、各個別貸付（特別）について、関連する本控除額に関する税金の還付金を権限ある政府機関から本控除額の全額について借主が受領した日を含む月の翌月の最終の銀行営業日をいいます。

「個別貸付（特別）利息額」とは、個別貸付（特別）の元本金額に当該個別貸付（特別）に係る適用利率を乗じ、当該個別貸付（特別）が行われた本基金特別支払日（この日を含みます。）から当該個別貸付（特別）返済日（この日を含みます。）までの期間の実日数に対し、年365日の日割計算により算出した金額（1円未満の端数を切り捨てます。）をいいます。

「個別貸付予定返済日」とは、各個別貸付について、当該個別貸付が行われた本基金利払日の翌年の2月末日をいいます（但し、当該日が銀行営業日でない場合には、その直前の銀行営業日をいいます。）。

「個別貸付利払原資」とは、各個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日につき、その直前の個別貸付利払基準日において本社債関連口座内の出資金勘定に留保されている金銭から、当該個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日までに第1「管理会社の状況」3「管理及び運営の仕組み」(1)「資産管理等の概要」①「管理資産の管理」a「管理資産からの支出」(b)の(v) i 及び ii に基づき支払われるべきものの総額並びに10百万円を控除した後の残額をいいます。

「個別貸付利払基準日」とは、個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日の7銀行営業日前の日をいいます。

「最終償還日」とは、2024年8月1日をいいます。

「参照レート」とは、円ライボー（本基金元本の期限前償還の場合）本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日（この日を含みます。）から2024年8月1日（この日を含みます。）までの期間が1年未満の場合若しくは（本社債の元本の期限前償還の場合）本社債組織変更期限前償還日の翌日（この日を含みます。）から最終償還日（この日を含みます。）までの期間が1年未満の場合）又は円スワップレート（かかる期間が1年以上の場合）のうち、（本基金元本の期限前償還の場合）元本残存期間又は（本社債の元本の期限前償還の場合）元本残存期間に対応する期間に係る利率（年率）をいいます。元本残存期間に対応する期間に係る利率が得られない場合には、以下の(a)及び(b)の2つの利率を得て、かかる2つの値の間を線形補間して算出した値とします。元本残存期間に対応する期間に係る利率が得られない場合には、以下の(c)及び(d)の2つの利率を得て、かかる2つの値の間を線形補間して算出した値とします。但し、これらに基づき参照レートとすべき利率又は値が零を下回る場合には、参照レートは零とします。

- (a) 元本残存期間より短い期間に係る利率（年率）のうち、最も長い期間に係るもの。
- (b) 元本残存期間より長い期間に係る利率（年率）のうち、最も短い期間に係るもの。
- (c) 元本残存期間より短い期間に係る利率（年率）のうち、最も長い期間に係るもの。
- (d) 元本残存期間より長い期間に係る利率（年率）のうち、最も短い期間に係るもの。

「残存月数」及び「残存端日数」とは、本基金元本残高及び本基金将来利息金額並びに各本社債元本及び本社債将来利息金額のそれぞれにつき、次に掲げるものをいいます。

- (a) 本基金元本残高に係る残存月数は、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日（この日を含みます。）から、2024年8月1日（この日を含みます。）までの毎月における本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の応当日のうち最終の応当日（この日を含みます。）までの期間に係る月数とし、本基金元本残高に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日（この日を含みます。）から2024年8月1日（この日を含みます。）までの期間に係る実日数とします。かかる最終の応当日が2024年8月1日である場合には、本基金元本残高に係る残存端日数は零とします。なお、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日（この日を含みます。）から2024年8月1日（この日を含みます。）までの期間が1か月に満たない場合、本基金元本残高に係る残存月数は零とし、残存端日数は本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日（この日を含みます。）から2024年8月1日（この日を含みます。）までの実日数とします。
- (b) 各本基金将来利息金額に係る残存月数は、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日（この日を含みます。）から、当該本基金将来利息金額に係る本基金将来利払日の直後に到来する8月1日（この日を含みます。）までの毎月における本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の応当日のうち最終の応当日（この日を含みます。）までの期間に係る月数とし、当該本基金将来利息金額に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日（この日を含みます。）から当該本基金将来利息金額に係る本基金将来利払日の直後に到来する8月1日（この日を含みます。）までの期間に係る日数とします。かかる最終の応当日が当該本基金将来利息金額に係る本基金将来利払日の直後に到来する8月1日である場合には、当該本基金将来利息金額に

係る残存端日数は零とします。なお、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日（この日を含みます。）から当該本基金将来利息金額に係る本基金将来利払日の直後に到来する8月1日（この日を含みます。）までの期間が1か月に満たない場合、当該本基金将来利息金額に係る残存月数は零とし、残存端日数は本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日（この日を含みます。）から当該本基金将来利息金額に係る本基金将来利払日の直後に到来する8月1日（この日を含みます。）までの実日数とします。

- (c) 各本社債元本に係る残存月数は、本社債組織変更期限前償還日の翌日（この日を含みます。）から、最終償還日（この日を含みます。）までの毎月における本社債組織変更期限前償還日の応当日のうち最終の応当日（この日を含みます。）までの期間に係る月数とし、各本社債元本に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日（この日を含みます。）から最終償還日（この日を含みます。）までの期間に係る実日数とします。かかる最終の応当日が最終償還日である場合には、各本社債元本に係る残存端日数は零とします。なお、本社債組織変更期限前償還日の翌日（この日を含みます。）から最終償還日（この日を含みます。）までの期間が1か月に満たない場合、各本社債元本に係る残存月数は零とし、残存端日数は本社債組織変更期限前償還日の翌日（この日を含みます。）から最終償還日（この日を含みます。）までの実日数とします。
- (d) 各本社債将来利息金額に係る残存月数は、本社債組織変更期限前償還日の翌日（この日を含みます。）から、当該本社債将来利息金額に係る本社債将来利払日（この日を含みます。）までの毎月における本社債組織変更期限前償還日の応当日のうち最終の応当日（この日を含みます。）までの期間に係る月数とし、当該本社債将来利息金額に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日（この日を含みます。）から当該本社債将来利息金額に係る本社債将来利払日（この日を含みます。）までの期間に係る日数とします。かかる最終の応当日が当該本社債将来利息金額に係る本社債将来利払日である場合には、当該本社債将来利息金額に係る残存端日数は零とします。なお、本社債組織変更期限前償還日の翌日（この日を含みます。）から当該本社債将来利息金額に係る本社債将来利払日（この日を含みます。）までの期間が1か月に満たない場合、当該本社債将来利息金額に係る残存月数は零とし、残存端日数は本社債組織変更期限前償還日の翌日（この日を含みます。）から当該本社債将来利息金額に係る本社債将来利払日（この日を含みます。）までの実日数とします。

「残存年数」とは、次の算式により得られる年数をいいます。

$$\frac{\text{残存月数}}{12} + \frac{\text{残存端日数}}{365}$$

「資産流動化法」とは、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「資産流動化法施行令」とは、資産の流動化に関する法律施行令（平成12年政令第479号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「支払金額」とは、未払残高支払事由が生じた場合における、当該未払残高支払事由に係る本基金未払残高支払額相当額をいいます。

「支払金額の一通貨あたりの利子額」とは、振替機関業務規程等に従い、支払金額を残存する本社債の元本で除したものをいいます。但し、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

「資本事由」とは、保険会社の支払能力の充実状況に関する保険業法若しくはその他の関連法令、告示又はこれらの解釈に係る改正又は変更が公表され、その結果（経過措置（グランドファザリング）又はこれに類する規定の効果は考慮されます。）、本基金元本の全部又は一部が保険業法及びその他の関連法令における相互会社の基金又はその時点において適用のある規制上の要件において相互会社の基金と同等の資本金性を有するものとして取り扱われないこととなり、日本生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「出資金勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座に出資金勘定として設けられた勘定及び本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座が新たに開設された後の当該勘定をいいます。

「償還価額決定日」とは、（本基金元本の期限前償還の場合）本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の前月の応当日又は（本社債の元本の期限前償還の場合）本社債組織変更期限前償還日の前月の応当日（それぞれ前月に応当日が存在しない場合には前月の末日とし、かかる応当日又は末日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日）をいいます。

「償還日」とは、後記第1「管理会社の状況」4「証券所有者の権利」（2）「償還期限及び償還の方法」②「償還の方法及び期限」aからdまでの記載に基づき本社債が償還されるべき日をいいます。

「商法」とは、商法（明治32年法律第48号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、日本生命に課される法人税の計算において本基金利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるおそれが相当程度増大し、日本生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「税制事由（本社債）」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、当社に課される法人税の計算において本社債の利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるおそれが相当程度増大し、当社のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「税制変更」とは、税制若しくは税率の変更又は新たな種類の源泉税が課されることをいいます。

「前関連基金拋出契約」とは、(a)2015年7月8日付で大和証券及び日本生命の間で締結された基金拋出契約及び覚書並びにこれらに関する一切の変更契約並びに(b)2017年7月7日付で大和証券及び日本生命の間で締結された基金拋出契約及び覚書並びにこれらに関する一切の変更契約を総称していいます。

「前関連基金債権」とは、前関連基金拋出契約に基づく、日本生命に対する基金の元利払請求権及びこれに関連する一切の権利を総称していいます。

「大和証券」とは、大和証券株式会社をいいます。

「中間法人法」とは、中間法人法（平成13年法律第49号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「当社上位債務」とは、当社同順位劣後債務、本社債に係る債務及び当社の清算手続における支払につき本社債に係る債務に劣後することが明示された当社の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる当社の債務をいいます。

「当社同順位劣後債務」とは、当社の清算手続における支払につき本社債に係る債務と同順位となることが明示された当社のその他の債務をいいます。

「当社劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

- (a) 当社について、清算手続（会社法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。）が開始された場合。
- (b) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。
- (c) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社について、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。
- (d) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本④による当社劣後事由は生じなかったものとみなされます。
- (e) 当社について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

「特定調停法」とは、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「日本生命」とは、日本生命保険相互会社をいいます。

「野村證券」とは、野村證券株式会社をいいます。

「破産法」とは、破産法（平成16年法律第75号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「払込期日」とは、2019年8月1日をいいます。

「振替機関業務規程等」とは、振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則及び事務指針を総称していいます。

「振替法」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「法定基金償還限度額」とは、日本生命の各事業年度に関して、日本生命の貸借対照表上の純資産額から、(a)基金の総額、(b)損失てん補準備金及び保険業法第56条の基金償却積立金の額（保険業法第59条第2項の規定により取り崩した基金償却積立金の額があるときは、その合計額を含みます。）、(c)基金利息の支払額、(d)当該決算期において積み立てることを要する損失てん補準備金の額、(e)基金申込証拠金の科目に計上した額、(f)再評価積立金の科目に計上した額、(g)のれん等調整額に関する保険業法施行規則第30条第2項第3号に定める額、(h)その他有価証券評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）、(i)繰延ヘッジ損益の科目に計上した額並びに(j)土地再評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）の合計額、を控除した金額をいいます。

「法定基金利払限度額」とは、日本生命の各事業年度に関して、日本生命の貸借対照表上の純資産額から、(a)基金の総額、(b)損失てん補準備金及び保険業法第56条の基金償却積立金の額（保険業法第59条第2項の規定により取り崩した基金償却積立金の額があるときは、その合計額を含みます。）、(c)基金申込証拠金の科目に計上した額、(d)再評価積立金の科目に計上した額、(e)その他有価証券評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）、(f)繰延ヘッジ損益の科目に計上した額並びに(g)土地再評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）の合計額、を控除した金額をいいます。

「保管振替機構」とは、株式会社証券保管振替機構をいいます。

「保険業法」とは、保険業法（平成7年法律105号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「保険業法施行規則」とは、保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「本一般社団法人」とは、一般社団法人法整備法により廃止される前の中間法人法に基づき日本国に設立され、一般社団法人法整備法第2条第1項により一般社団法人として存続するものとされた一般社団法人ニッセイ基金流動化ホールディングスをいいます。

「本一般社団法人関連特定目的会社」とは、日本生命2015基金特定目的会社及び日本生命2017基金特定目的会社を総称します。

「本一般社団法人業務委託契約」とは、2009年7月3日付で本一般社団法人及び業務受託者の間で締結された業務委託契約変更契約に添付された業務委託契約（同変更契約による変更後の2008年6月27日付同当事者間の業務委託契約）並びにこれに関する一切の覚書をいいます。

「本一般社団法人誓約書」とは、本一般社団法人が当社及び本社債管理者に差し入れた2019年7月25日付の誓約書をいいます。

「本基金」とは、本基金拠出契約に基づき日本生命に拠出された基金をいいます。

「本基金延滞利息」とは、本基金最終償還日において、本基金拠出契約に基づき繰り延べられる本基金元本の額につき、年0.25%（年365日の日割計算）で計算される延滞利息をいいます。

「本基金元本」とは、本基金拠出契約に基づき日本生命が償還するものとされる基金の元本をいいます。

「本基金元本残高」とは、本基金組織変更償還日時点における本基金元本の未償還の残高をいいます。

「本基金拠出契約」とは、2019年7月25日付で大和証券及び日本生命の間で締結された基金拠出契約及びこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本基金拋出実行日」とは、2019年8月1日をいいます。

「本基金期限前償還」とは、本基金元本の期限前償還をいいます。

「本基金拋出者」とは、本基金債権の保有者をいいます。

「本基金繰延後最終償還日」とは、本基金元本の償還が繰り延べられた場合の日本生命の次の事業年度の本基金拋出実行日の応当日をいいます。

「本基金繰延利払日」とは、本基金利息の支払が繰り延べられた場合の日本生命の次の事業年度の本基金拋出実行日の応当日の3銀行営業日前の日をいいます。

「本基金経過利息」とは、本基金利払日が到来していないため支払われていない本利息（本基金）をいい、その対象となる計算期間（本基金資本事由償還日、本基金税制事由償還日又は本基金税制事由（本社債）償還日が本基金利払日以外の日である場合において、それぞれ当該日の3銀行営業日後の日の直前の本基金利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から当該本基金資本事由償還日、本基金税制事由償還日又は本基金税制事由（本社債）償還日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間）について後記第1「管理会社の状況」2「管理資産を構成する資産の概要」（3）「管理資産を構成する資産の内容」①「本基金債権の概要」e「償還方法」及びf「利率」記載の利率により当該計算期間の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとします。但し、本基金未払残高を含まないものとします。

「本基金経過利息（組織変更償還）」とは、本基金経過利息（組織変更償還）起算日を基準として、以下の算式に従い算出された金額（1円に満たない端数は四捨五入します。）をいいます。

期限前償還時点における本基金元本の金額	×	後記第1「管理会社の状況」 2「管理資産を構成する資産の概要」（3）「管理資産を構成する資産の内容」①「本基金債権の概要」f「利率」に記載する（本基金元本の償還が繰り延べられる前の）利率	×	本基金経過利息（組織変更償還）起算日（この日を含みます。）から本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日（この日を含みます。）までの実日数
				365

上記にかかわらず、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日が8月1日である場合には、本基金経過利息（組織変更償還）の額は本基金年間利息金額とします。なお、本基金組織変更償還日が本基金利払日である場合、かかる本基金経過利息（組織変更償還）以外に後記第1「管理会社の状況」2「管理資産を構成する資産の概要」（3）「管理資産を構成する資産の内容」①「本基金債権の概要」g「利払日及び方法」本文に記載する利息は支払われません。

「本基金経過利息（組織変更償還）起算日」とは、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の直前の8月1日（本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日が2020年8月1日より前の日である場合には、本基金拋出日）の翌日をいいます。

「本基金債権」とは、本基金拋出契約に基づく、日本生命に対する基金の元利払請求権及びこれに関連する一切の権利を総称していいます。

「本基金債権譲渡契約」とは、2019年7月25日付で大和証券、日本生命及び当社の間で締結された基金債権譲渡契約をいいます。

「本基金最終償還日」とは、本基金の当初の最終償還日である2024年8月1日をいいます。

「本基金最終利息計算期間」とは、2023年の本基金拋出実行日の応当日の翌日（この日を含みます。）から2024年の本基金拋出実行日の応当日（この日を含みます。）までの1年をいいます。

「本基金最終利払日」とは、2024年の本基金利払日をいいます。

「本基金資本事由償還日」とは、本基金拋出実行日以降に資本事由が生じ、かつ継続している場合において、日本生命が、その選択により行う資本事由による本基金元本の償還のために設定する日をいいます。

「本基金上位債務」とは、基金の償還請求権及び基金利息の支払請求権を除く、日本生命に対する全ての債権に係る日本生命の債務をいいます。

「本基金償還金支払日」とは、本基金最終償還日において、本基金元本が償還される場合の、当該本基金最終償還日の3銀行営業日前の日をいいます。

「本基金償還日」とは、本基金繰延後最終償還日及び本基金最終償還日を総称していいます。

「本基金将来利息金額」とは、各本基金将来利払日につき、期限前償還がなされず、後記第1「管理会社の状況」2「管理資産を構成する資産の概要」（3）「管理資産を構成する資産の内容」①「本基金債権の概要」g「利払日及び方法」但書及び後記④「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」f「日本生命が拠出を受ける他の基金に関するリスク」記載の制限に服しないと仮定した場合に、当該本基金将来利払日に支払われるべきであった本利息（本基金）の額をいいます。但し、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日が8月1日である場合を除き、本基金組織変更償還日の直後に到来する本基金将来利払日（本基金組織変更償還日が本基金利払日である場合には、当該支払日）に係る本基金将来利息金額は、かかる金額から本基金経過利息（組織変更償還）の額を控除した額とします。

「本基金将来利払日」とは、本基金組織変更償還日の翌日（この日を含みます。）以降に到来する各本基金利払日をいいます。但し、本基金組織変更償還日が本基金利払日である場合で、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日が8月1日以外の日となる場合には、当該本基金利払日を含みます。

「本基金税制事由償還日」とは、本基金拠出実行日以降に税制事由が生じ、かつ継続している場合において、日本生命が、その選択により行う税制事由による本基金元本の償還のために設定する日をいいます。

「本基金税制事由（本社債）償還日」とは、本基金拠出実行日以降に税制事由（本社債）が生じ、かつ継続している場合において、日本生命が、その選択により行う税制事由（本社債）による本基金元本の償還のために設定する日をいいます。

「本基金組織変更償還日」とは、日本生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が日本生命の社員総会又は総代会で承認された場合における、当該組織変更の効力発生日の4銀行営業日前の日（但し、本基金最終償還日に係る本基金償還金支払日の前銀行営業日までの日に限ります。）をいいます。

「本基金第1回利息計算期間」とは、本基金拠出実行日の翌日（この日を含みます。）から2020年の本基金拠出実行日の応当日（この日を含みます。）までの1年をいいます。

「本基金第2回利息計算期間」とは、2020年の本基金拠出実行日の応当日の翌日（この日を含みます。）から2021年の本基金拠出実行日の応当日（この日を含みます。）までの1年をいいます。

「本基金第3回利息計算期間」とは、2021年の本基金拠出実行日の応当日の翌日（この日を含みます。）から2022年の本基金拠出実行日の応当日（この日を含みます。）までの1年をいいます。

「本基金第4回利息計算期間」とは、2022年の本基金拠出実行日の応当日の翌日（この日を含みます。）から2023年の本基金拠出実行日の応当日（この日を含みます。）までの1年をいいます。

「本基金特別支払日」とは、本基金利払日及び本基金償還金支払日以外において、日本生命が本基金拠出契約に基づき当社に対して支払を行う日をいいます。

「本基金年間利息金額」とは、各本基金利払日において日本生命が本基金拠出者に支払う、当該本基金利払日の直後に到来する本基金拠出実行日の応当日を最終日とする本基金利息計算期間における本基金元本の当初の元本金額に対する1年分の利息として、後記第1「管理会社の状況」2「管理資産を構成する資産の概要」（3）「管理資産を構成する資産の内容」①「本基金債権の概要」f「利率」に記載の利率を用いて算出される金額（但し、本基金最終利払日においては、本基金最終利息計算期間の1年に付されるものとして、2023年の本基金拠出実行日の応当日の翌日（この日を含みます。）から本基金最終償還日（この日を含みます。）までの期間における利息として第1「管理会社の状況」2「管理資産を構成する資産の概要」（3）「管理資産を構成する資産の内容」①「本基金債権の概要」f「利率」に記載の利率を用いて算出される以下に掲げる金額）をいいます。

2020年の本基金 利払日	2021年の本基金 利払日	2022年の本基金 利払日	2023年の本基金 利払日	本基金最終 利払日
125,000,000円	125,000,000円	125,000,000円	125,000,000円	125,000,000円

「本基金未払残高」とは、本基金拋出契約に基づき、支払日が日本生命の次の事業年度の本基金拋出実行日の応当日の3銀行営業日前の日まで到来せず、繰り延べられた本基金利息をいいます。

「本基金利息」とは、本利息（本基金）、本基金未払残高及び本基金延滞利息を総称していいます。

「本基金利息計算期間」とは、本基金第1回利息計算期間、本基金第2回利息計算期間、本基金第3回利息計算期間、本基金第4回利息計算期間及び本基金最終利息計算期間を総称していいます。

「本基金利息計算基準日」とは、本基金拋出実行日を第1回として、その後毎年本基金拋出実行日の応当日をいいます。

「本基金利息の項目」とは、本利息（本基金）、本基金未払残高及び本基金延滞利息のそれぞれをいいます。

「本基金利払日」とは、2020年（この年を含みます。）から2024年（この年を含みます。）までの本基金拋出実行日の応当日の3銀行営業日前の日をいいます。

「本基金劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

- 本生命について、清算手続（保険業法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。）が開始された場合。
- 管轄権を有する日本の裁判所が、日本生命について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。
- 管轄権を有する日本の裁判所が、日本生命について、更生特例法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。
- 管轄権を有する日本の裁判所が、日本生命について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。
- 日本生命について日本法によらない外国における破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

「本基金劣後事由（本社債）」とは、本基金劣後事由が発生した場合をいいます。

「本金融債務」とは、借入、社債又はその他一切のこれらに類似する債務をいいます。

「本控除額」とは、個別貸付（特別）事由が発生した場合における、当該源泉徴収若しくは控除に係る金額をいいます。

「本資産管理委託契約」とは、2019年7月25日付で当社及び本資産管理受託会社の間で締結された資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約をいいます。

「本資産管理受託会社」とは、本資産管理委託契約における受託者である三菱UFJ信託銀行をいいます。

「本資産管理手数料」とは、本資産管理委託契約に基づき、当社が本資産管理受託会社に対して資産の管理及び処分に係る業務の委託に関して支払う手数料をいいます。

「本社債」とは、日本生命2019基金流動化株式会社第1回無担保社債をいいます。

「本社債管理委託契約」とは、2019年7月25日付で当社及び本社債管理者の間で締結された日本生命2019基金流動化株式会社第1回無担保社債社債管理委託契約をいいます。

「本社債管理委託手数料」とは、本社債管理委託契約に基づき本社債管理者に対して支払う本社債の管理委託手数料をいいます。

「本社債管理者」とは、本社債の社債管理者である三菱UFJ銀行をいいます。

「本社債関連口座」とは、本社債管理委託契約に基づき当社が本社債関連口座として開設する口座及び本社債管理委託契約に基づき新たに開設された後の当該口座をいいます。

「本社債期限前償還日（利払日）」とは、後記第1「管理会社の状況」2「管理資産を構成する資産の概要」（3）「管理資産を構成する資産の内容」①「本基金債権の概要」h「期限前償還」(b)から(d)の記載に基づき、当社が、本基金期限前償還が本基金利払日において行われる旨の通知を受領した場合における、その直後の利払日をいいます。

「本社債期限前償還日（利払日以外）」とは、後記第1「管理会社の状況」2「管理資産を構成する資産の概要」（3）「管理資産を構成する資産の内容」①「本基金債権の概要」h「期限前償還」(b)から(d)の記載に基づき、当社が、本基金期限前償還が本基金利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合における、当該本基金期限前償還が行われる日の3銀行営業日後の日をいいます。

「本社債券」とは、本社債の社債券をいいます。

「本社債権者」とは、本社債の社債権者をいいます。

「本社債将来利息金額」とは、各本社債将来利払日につき、（期限前償還されなければ）当該本社債将来利払日に支払われるべきであった各本社債の利息の額をいいます。但し、本社債組織変更期限前償還日が利払日である場合を除き、本社債組織変更期限前償還日の直後に到来する本社債将来利払日に係る本社債将来利息金額は、かかる金額から各本社債に係る経過利息の額を控除した額とします。

「本社債将来利払日」とは、本社債組織変更期限前償還日の翌日（この日を含みます。）以降、最終償還日（この日を含みます。）までに到来する各利払日をいいます。

「本社債事務委託契約」とは、2019年7月25日付で当社及び本社債事務受託会社の間で締結された日本生命2019基金流動化株式会社第1回無担保社債事務委託契約をいいます。

「本社債事務受託会社」とは、本社債事務委託契約における受託者である三菱UFJ銀行をいいます。

「本社債組織変更期限前償還価額」とは、後記第1「管理会社の状況」4「証券所有者の権利」（2）「償還期限及び償還の方法」②「償還の方法及び期限」eに記載する償還価額をいいます。

「本社債組織変更期限前償還事由」とは、当社が、後記第1「管理会社の状況」2「管理資産を構成する資産の概要」（3）「管理資産を構成する資産の内容」①「本基金債権の概要」h「期限前償還」(e)の記載に基づき、日本生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が日本生命の社員総会又は総代会で承認され、日本生命から本基金拠出契約に基づき本基金債権の全部を期限前償還する権限を行使する旨の書面による通知を当該組織変更の効力発生日の60日前までに受領することをいいます。

「本社債組織変更期限前償還日」とは、本社債組織変更期限前償還事由が発生した場合における、当該組織変更の効力発生日の前銀行営業日をいいます。

「本社債要項」とは、本社債の社債要項をいいます。

「本社債利息」とは、後記第1「管理会社の状況」2「管理資産を構成する資産の概要」（3）「管理資産を構成する資産の内容」①「本基金債権の概要」f「利率」記載の利率に基づき後記第1「管理会社の状況」4「証券所有者の権利」（1）「利払日及び利息支払の方法」②「利息支払の方法及び期限」aの記載に従い決定される、各利払日に支払われるべき本社債の利息をいいます。

「本信用格付業者」とは、JCR及びR&Iをいいます。

「本信用枠設定契約」とは、2019年7月25日付で当社及び日本生命の間で締結された信用枠設定契約をいいます。

「本信用枠設定契約締結日」とは、2019年7月25日をいいます。

「本信用枠設定契約等責任財産」とは、その時々の本社債関連口座内の金銭をいいます。

「本信用枠設定契約有効期間」とは、本信用枠設定契約締結日（この日を含みます。）から本社債の元利金が全て完済される日までの期間をいいます。

「本責任財産」とは、当社の財産をいいます。

「本引受契約」とは、2019年7月25日付で各引受会社、当社及び日本生命の間で締結された日本生命2019基金流動化株式会社第1回無担保社債引受契約をいいます。

「本普通株式」とは、当社の普通株式をいいます。

「本利息（本基金）」とは、後記第1「管理会社の状況」2「管理資産を構成する資産の概要」（3）「管理資産を構成する資産の内容」①「本基金債権の概要」g「利払日及び方法」に記載される本基金の利息をいいます。

「前基金」とは、日本生命が本基金拋出契約締結前に募集した基金をいいます。

「三菱UFJ銀行」とは、株式会社三菱UFJ銀行をいいます。

「三菱UFJ信託銀行」とは、三菱UFJ信託銀行株式会社をいいます。

「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」とは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社をいいます。

「未払残高」とは、各本社債に関してその時点で残存する全ての利払停止金額をいいます。

「未払残高支払事由」とは、後記第1「管理会社の状況」2「管理資産を構成する資産の概要」（3）「管理資産を構成する資産の内容」①「本基金債権の概要」g「利払日及び方法」の記載に基づき、本基金未払残高が支払われたことをいいます。

「民事再生法」とは、民事再生法（平成11年法律225号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「民事執行法」とは、民事執行法（昭和54年法律第4号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「民法」とは民法（明治29年法律第89号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「利息支払勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座に利息支払勘定として設けられた勘定及び本社債管理委託契約に基づき新たに開設された後の当該勘定をいいます。

「利払停止」とは、利払停止事由が生じた場合に、当社が、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに（但し、当該利払日の10銀行営業日前までに）通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べることをいいます。

「利払停止金額」とは、利払停止により繰り延べられた本社債利息の未払金額をいいます。

「利払停止事由」とは、各利払日の直前の本基金利払日において、本基金拋出契約に基づき、本基金の利息の支払が繰り延べられる旨の通知を当社が受領したことをいいます。

「利払日」とは、2020年8月1日を第1回として、その後毎年8月1日をいいます。

「劣後支払条件（当社劣後事由）」とは、以下に該当する場合をいいます。

- (a) 当社の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は当社に知っている債権者に係る全ての当社上位債務が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

- (b) 当社の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての当社上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足（供託による場合を含みます。）を受けた場合。
- (c) 当社の更生手続において、会社更生法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての当社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (d) 当社の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての当社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (e) 当社に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて当社上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生する。

「劣後支払条件（本基金劣後事由）」とは、(a)本基金劣後事由(b)から(e)までの事由との関係では、後記第1「管理会社の状況」2「管理資産を構成する資産の概要」（3）「管理資産を構成する資産の内容」①「本基金債権の概要」j「劣後条件」(a)から(b)までに記載の、それぞれに適用のある停止条件をいい、(b)本基金劣後事由(a)の事由との関係では、保険業法第181条第2項に基づき本基金の払戻しが可能となることをいいます。

「劣後事由」とは、当社劣後事由及び本基金劣後事由（本社債）を総称していいます。

「A種優先株式」とは当社が株主総会の決議及び普通株式に係る種類株主総会の決議に従って日本生命に発行したA種優先株式をいいます。

「JCR」とは、株式会社日本格付研究所をいいます。

「R&I」とは、株式会社格付投資情報センターをいいます。

「SMBC日興証券」とは、SMBC日興証券株式会社をいいます。

③ 管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態

a 管理の方法及び管理の形態

管理資産である本基金債権は当社の資産となり、本資産管理受託会社が本資産管理委託契約に従って管理資産である本基金債権の管理を当社のために行います。本社債管理委託契約において、当社は、本基金債権を含む当社の資産を、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、貸し付け、譲渡し、交換し、その他の処分を行うことが禁止されています。本基金債権の利息の支払による回収金は当社の本社債関連口座内の利息支払勘定に、本基金債権の元本の償還による回収金は当社の本社債関連口座内の元本償還勘定において保管され、後記第1「管理会社の状況」、3「管理及び運営の仕組み」（1）「資産管理等の概要」①「管理資産の管理」a「管理資産からの支出」に記載されているこれらの勘定からの支払方法によってのみ利用することが可能とされています。

b 信用補完の形態

本社債の利払は当社の資産である本基金利息を原資として行われますが、本基金利息の支払について所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われます。従って、当社は、本信用枠設定契約に基づき、本社債の利払に先立って当該源泉徴収により本社債の利金支払に不足する額の金銭を借り入れ、本社債の利払資金とすることにより、本社債の利息支払の信用補完措置及び流動性補完措置とします。本信用枠設定契約に基づき行われた個別借入は、本信用枠設定契約に規定する条件に従い本社債の元利金の支払に劣後し、かつ、本信用枠設定契約等責任財産のみを責任財産として返済されます。なお、本基金利息について賦課された源泉税の還付金を出資金勘定に入金することにより、本社債の利金支払の信用補完措置及び流動性補完措置とします。更に、本信用枠設定契約に基づく当社の日本生命に対する一切の金銭支払債務は、当該債務の約定弁済日において、当社が履行すべき本社債に基づく金銭支払債務について債務不履行がないことを停止条件として、効力を生じるものとされ、かつ、個別貸付の元本及び利息の支払については、当該支払を行うべき日の直前の個別貸付利払基準日において出資金勘定に留保されている金銭から、当該支払を行うべき日までに公租公課及び諸費用に支払われるべきものの総額並びに金10百万円を控除した金額を上限として行われるものとし（但し、個別貸付（特別）の元本及び利息の支払については、かかる上限は適用されません。）、本社債の信用補完措置及び流動性補完措置とします。また、本社債の元利金の支払について、後記第1「管理会社の状況」、3「管理及び運営の仕組み」（1）「資産管理等の概要」①「管理資産の管理」a「管理資産からの支出」(b)の(iv)の方法に従った支払において、利息支払勘定及び元金償還勘定内の金銭が不足する場合に、当該不足に係る金額につき1回の支払について50万円を上限として、出資金勘定から支払うこととされていることをもって、当該金額の限度において、本社債の信用補完措置及び流動性補完措置とします。

(a) 本信用枠設定契約

(i) 本信用枠設定契約に基づき、各本基金利払日において、以下の条件が全て満たされている場合、日本生命は、当該本基金利払日に関連する借入申込日において当社が日本生命に交付した借入申込書に記載された借入申込金額を、当該本基金利払日において利用可能な資金で当社の本社債関連口座に送金する方法により、各個別貸付を実行するものとされています。かかる借入金にかかる金額の限度において、本社債の利息の支払の信用補完及び流動性補完となり得ます。

i 当該本基金利払日に関連して、本信用枠設定契約に従い当社が借入申込書を日本生命に適式に交付し、これを日本生命が適式に受領していること。

ii 上記 i における借入申込書に記載された借入申込金額が、各個別貸付の借入申込金額として定義された金額（後記(xii)の記載による変更後の借入申込金額も含みます。）であること。

iii 本社債が、有効に発行され、かつ、成立していること。

iv 当社が、本信用枠設定契約締結日において、以下に掲げる書面を全て日本生命に交付していること。

ア 本信用枠設定契約締結日前3ヶ月以内に作成された当社の商業登記簿謄本又はこれに代わる履歴事項全部証明書

イ 本信用枠設定契約締結日前3ヶ月以内に作成された当社の印鑑証明書

ウ 本信用枠設定契約締結日における当社の定款の写し

エ 本信用枠設定契約の締結を当社の取締役が決定したことを証する取締役決定書の写し

- (ii) 当社は、各本基金利払日において個別貸付を希望する場合には、借入申込書を当社の登録印鑑を用いて作成し、当該本基金利払日に関連する借入申込日までに、本信用枠設定契約所定の方法により日本生命に送付するものとされています。
- (iii) 当社は、日本生命に対して、各個別貸付について、個別貸付予定返済日において、個別貸付基準利息額を、当該個別貸付の利息として支払うものとされています。
- (iv) 当社は、日本生命に対して、各個別貸付について、個別貸付予定返済日において、各個別貸付の元本を返済するものとされています。
- (v) 前記(iii)の記載にかかわらず、各個別貸付予定返済日に関して、個別貸付基準利払原資が個別貸付基準利息額に満たない場合には、個別貸付基準利息額のうち、当該不足額の支払期限は、繰延後個別貸付予定返済日に変更されるものとされています。個別貸付繰延利息及び個別貸付繰延元本に係る利息については、当該繰延後個別貸付予定返済日まで何らの利息（後記(ix)に記載する遅延損害金を含みます。）は付されないものとされています。当社は、各個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日において、従前のいずれかの個別貸付予定返済日に本(v)に記載のとおり支払期限が変更され、未払の個別貸付繰延利息、又は、従前のいずれかの個別貸付予定返済日の翌日以降後記(vii)に記載のとおり付され、未払の個別貸付繰延元本に係る利息がある場合には、前記(iii)に記載のとおり支払に優先して、個別貸付繰延利息、個別貸付繰延元本に係る利息の順に、また、個別貸付繰延利息又は個別貸付繰延元本に係る利息の中ではそれぞれ最初に本オに記載のとおり支払期限が変更されることとなった日又は後記(vii)に記載のとおり付利が開始した日の早いものから順に、これを支払うものとされています。繰延後個別貸付予定返済日において、個別貸付繰延利息又は個別貸付繰延元本に係る利息の全部又は一部が支払われなかった場合には、弁済されなかった金額についての支払期限は、更に1ヶ月後の応当日に変更され、かかる更に支払期限が変更された部分については、当該繰延後個別貸付予定返済日まで何らの利息（後記(ix)に記載する遅延損害金を含みます。）は付されないものとし、以後も同様とするものとされています。
- (vi) 当社は、各個別貸付利払基準日における個別貸付基準利払原資が個別貸付基準利息額に満たない場合には、本信用枠設定契約において定められる様式に従い、同日付で当該個別貸付基準利払原資の額を日本生命に通知するものとされています。
- (vii) 前記(iv)の記載にかかわらず、各個別貸付予定返済日に関して、個別貸付元本支払原資が当該個別貸付予定返済日に返済すべき個別貸付の元本額に満たない場合には、かかる個別貸付の元本額のうち、当該不足額についての支払期限は、当該個別貸付予定返済日の1ヶ月後の応当日である繰延後個別貸付予定返済日に変更されるものとし、この場合、かかる個別貸付繰延元本については、個別貸付繰延元本に係る利息が付されるものとし、当社は、当該繰延後個別貸付予定返済日に、かかる個別貸付繰延元本に係る利息を日本生命に対し支払うものとされています。当社は、各個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日において、従前のいずれかの個別貸付予定返済日に本(vii)に記載のとおり支払期限が変更され、未払の個別貸付繰延元本がある場合には、前記(iv)に記載の支払に優先して、最初に本(vii)に記載のとおり支払期限が変更されることとなった日が早い個別貸付繰延元本から順にこれを支払うものとされています。繰延後個別貸付予定返済日において、個別貸付繰延元本の全部又は一部が支払われなかった場合には、弁済されなかった金額についての支払期限は、更に1ヶ月後の応当日である繰延後個別貸付予定返済日に変更されるものとし、以後も同様とするものとされています。この場合、かかる変更後の繰延後個別貸付予定返済日（この日を含みます。）までの期間につき本キ第1文に従い、個別貸付繰延元本に係る利息が付されるものとし、以後も同様とするものとされています。
- (viii) 当社は、各個別貸付利払基準日における個別貸付元本支払原資が個別貸付の元本額に満たない場合には、本信用枠設定契約において定められる様式に従い、同日付で当該個別貸付元本支払原資の額を日本生命に通知するものとされています。
- (ix) 本信用枠設定契約に別段の定めがある場合を除き、当社が、本信用枠設定契約上の支払義務をその個別貸付支払日に履行しなかった場合、当社は、当該個別貸付支払日の翌日（この日を含みます。）から完済される日（この日を含みます。）までの期間につき、当該債務不履行に係る金額に対し、年率14%（1年を365日とする日割計算）（1円未満の端数を切り捨てます。）の割合による遅延損害金を日本生命に対して支払うものとされています。

- (x) 本社債の元利金が全て償還され又は支払われるまで、当社による個別貸付及び個別貸付（特別）の元利金の支払に関する債務、その他本信用枠設定契約に基づき当社が日本生命に対して負担する債務の履行は、本信用枠設定契約等責任財産のみを責任財産として、かつ、本社債管理委託契約に規定される支払順序及び支払限度に従ってのみ行われるものとし、日本生命は本信用枠設定契約等責任財産以外の当社の財産に、個別貸付における元利金支払請求権その他本信用枠設定契約に基づき日本生命が当社に対して有する請求権の満足を得るために差押、仮差押、保全処分、強制執行その他これに類する手続の申立てを行う権利を放棄するものとされています。本社債の元利金が全て償還され又は支払われ、かつ、当社が還付請求を行った税金が全額還付された時点において、日本生命の当社に対する債権額が本信用枠設定契約等責任財産の額を超過するときは、当該超過額に相当する範囲においてその債権を放棄したものとみなすものとされています。
- (xi) 本信用枠設定契約に基づく当社の日本生命に対する本信用枠設定契約上の一切の金銭支払債務（前記 (iii) 及び (v)、又は、(iv) 及び (ix) の記載に従って支払日が一旦到来したもの前記 (x) の記載に基づき未払の債務を含みます。）は、当該債務の約定弁済日において、当社が履行すべき本社債に基づく金銭支払債務について債務不履行がないことを停止条件として、効力を生じるものとされています。
- (xii) 本信用枠設定契約有効期間中において、何らかの理由（税制の変更及び各本基金利払日において日本生命が支払う金額に変動が生じたことにより、当該本基金利払日における本基金利息の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が変更されることを含みますが、これに限定されません。）により、各本基金利払日における本基金拠出契約に基づく日本生命から当社に対する支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が変更されることが明らかとなった場合には、源泉徴収が義務づけられる税金について、かかる新たな金額が適用される本基金利払日以降（この日を含みます。）において実行される個別貸付に適用される借入申込金額は、各個別貸付が行われる本基金利払日における本基金拠出契約に基づく日本生命から当社に対する支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額に自動的に変更されるものとし、その後も同様とするものとされています。
- (xiii) 日本生命は、本信用枠契約に基づく当社の金銭の支払債務につき、期限の利益を喪失させることはできないものとされています。
- (xiv) 本信用枠設定契約は、本信用枠設定契約有効期間中有効であるものとし、当社及び日本生命は本信用枠設定契約有効期間中は、理由の如何を問わず、本信用枠設定契約を解除又は解約できないものとされています。本信用枠設定契約有効期間の満了後も、当社が本信用枠設定契約に関して日本生命に対して負う全ての債務の履行が完了するまでの間は、当該債務の履行に関係する限りにおいて、本信用枠設定契約の関係部分は有効に存続するものとされています。
- (xv) 個別貸付（特別）事由が発生した場合、日本生命は、本控除額を、当該本基金特別支払日において当社に貸し付け、当社はこれを借り受けるものとされています。
- (xvi)
- i 個別貸付（特別）事由が生じる場合、日本生命は、関連する本基金特別支払日の15営業日前までに、本信用枠設定契約において定められる様式の書面により、ア 個別貸付（特別）事由が生じる旨及びイ 当該個別貸付（特別）事由に係る本控除額の金額を、当社に通知します。
 - ii 当社は、個別貸付（特別）の実行を希望する場合には、借入申込書（特別）を当社の登録印鑑を用いて作成し、関連する本基金特別支払日の10銀行営業日前までに、その写しを日本生命に送付し、日本生命がこれを受領していることを電話にて確認を行うものとされています。なお、当社は、当該借入申込書の原本を日本生命に送付することなく自ら保管するものとされています。
 - iii 借入申込書（特別）に記載される借入希望額は、当該個別貸付（特別）事由に係る本控除額とされています。
 - iv 日本生命は、借入申込書（特別）を受領した場合には、関連する本基金特別支払日において、当該借入申込書（特別）に記載されている借入希望額を、関連する本基金利払日において利用可能な資金で、当社の本社債関連口座に送金する方法により、個別貸付（特別）を実行するものとされています。

(xvii)

- i 当社は、日本生命に対して、個別貸付（特別）返済日において、個別貸付（特別）利息額を、当該個別貸付の利息として支払うものとされています。
- ii 個別貸付（特別）に係る適用利率（年率）は、以下のとおりとされています。
 - ア 2020年8月1日の3銀行営業日（この日を含む。）前までに行われる個別貸付（特別） 0.28%
 - イ 2021年8月1日の3銀行営業日（この日を含む。）前までに行われる個別貸付（特別） 0.28%
 - ウ 2022年8月1日の3銀行営業日（この日を含む。）前までに行われる個別貸付（特別） 0.25%
 - エ 2023年8月1日の3銀行営業日（この日を含む。）前までに行われる個別貸付（特別） 0.20%
 - オ 2023年8月1日の3銀行営業日前の日の翌日以降に行われる個別貸付（特別） 0.22%
- iii 当社は、本控除額に関する税金の還付金を権限ある政府機関から受領した場合で、かつ、かかる還付により当社が当該時点までに当該本控除額について源泉徴収された税金の全額の還付を受けた場合には、かかる還付金の受領後10銀行営業日以内に、本信用枠設定契約において定められる様式による書面によりその旨を日本生命に通知するものとされています。

(xviii)

- i 当社は、日本生命に対して、各個別貸付（特別）について、個別貸付（特別）返済日において、各個別貸付（特別）の元本を返済するものとされています。
- ii 当社は、日本生命の事前の書面による承諾がある場合を除き、各個別貸付（特別）の元本を、個別貸付（特別）返済日より前に返済することはできないものとされています。日本生命がかかる承諾をするに際しては、当社は、日本生命が別途合理的に算定した損害金を支払うものとされています。

(xix) 前記(i)iii及びivの記載は、各個別貸付（特別）について準用するものとされています。

(xx) 当社は、後記(xx i)若しくは(xx ii)に記載の当社の表明及び保証が真実かつ正確でなかったこと、本信用枠設定契約に違反したこと若しくは本信用枠設定契約に基づく当社の作為若しくは不作為又はこれらに関連して、日本生命に生じるあらゆる損害又は債務、並びにこれらに関連して日本生命に対し提訴された訴訟又は損害賠償請求につき日本生命が防御するための合理的な費用及び経費を補償することに合意しています。ここに規定された補償は、日本生命の重大な過失又は故意に起因するいかなる損害、債務、費用又は経費に関しては適用されないものとされています。

(xx i) 当社は、本信用枠設定契約締結日において、以下の事実を表明し、保証するものとされています。

- i 当社は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する会社法上の株式会社です。
- ii 当社は、本信用枠設定契約並びに本信用枠設定契約に基づいて交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授權手続を履践しました。
- iii 当社による本信用枠設定契約の締結及び履行は、当社に適用がある法令、規則、通達、当社の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は当社を当事者とする若しくは当社が拘束される第三者との間の契約上の規定に、違反又は抵触しておらず、当社の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担（本信用枠設定契約に基づき日本生命のために負担するものを除きます。）を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではありません。
- iv 当社による本信用枠設定契約の締結及び履行に際して、当社の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済みです。
- v 当社に対し、本信用枠設定契約の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本信用枠設定契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与える訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していません。
- vi 当社を当事者とする又は当社が拘束される契約につき、本信用枠設定契約を締結し又はこれに基づく債務を履行する上で重大な影響を及ぼしうる債務不履行は発生、継続しておらず、かかる不履行は当社による本信用枠設定契約の締結、又は本信用枠設定契約に基づく債務の履行の結果発生することはありません。

(xxii) 当社は、各本基金利払日又は本基金特別支払日において、以下の事実を表明し、保証するものとされています。

- i 当社は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する会社法上の株式会社です。
- ii 当社は、当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は個別貸付（特別）並びに本信用枠設定契約に基づいて当該個別貸付又は個別貸付（特別）に関連して交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授權手続を履践しました。
- iii 当社による当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は個別貸付（特別）に基づく借入及びこれに関する義務の履行は、当社に適用がある法令、規則、通達、当社の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は当社を当事者とする若しくは当社が拘束される第三者との間の契約上の規定に、違反又は抵触しておらず、当社の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担（本信用枠設定契約に基づき日本生命のために負担するものを除きます。）を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではありません。
- iv 当社による当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は個別貸付（特別）に基づく借入及びこれに関する義務の履行に際して、当社の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済みです。
- v 当社に対し、当社による当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は個別貸付（特別）に基づく借入の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本信用枠設定契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与えうる訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していません。
- vi 当社を当事者とする又は当社が拘束される契約につき、当社による当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は個別貸付（特別）に基づく借入及びこれに関する義務の履行上、重大な影響を及ぼしうる債務不履行は発生、継続しておらず、かかる不履行は当社による当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は個別貸付（特別）に基づく借入及びこれに関する義務の履行の結果発生することはありません。
- vii 本社債管理委託契約は、大要本信用枠設定契約において定められる様式により締結されています。
- viii 本社債管理委託契約において当社が表明した事実は、かかる表明が行われた日においていずれも真実です。

(xxiii) 当社は、本信用枠設定契約に基づく日本生命に対する債務が存続する限り、以下の事項を遵守するものとされています。

- i 実務上可能な限り速やかに、但しいかなる場合においても当社の事業年度の最終日から90日以内に、当社の当該事業年度に関する、当社の会計監査人によって監査済みの貸借対照表及び損益計算書を、日本生命に交付します。
- ii 本信用枠設定契約及び本社債管理委託契約（本社債要項を含みます。）を遵守し、これらに基づく義務を、これを履行すべき時期に適切に履行します。
- iii 本信用枠設定契約に基づく義務の履行に必要な許可、認可、同意及び承諾をこれを取得すべき時期に取得し、本信用枠設定契約に基づく義務の履行に必要な通知及び届出をこれを行うべき時期に行います。
- iv 当社に適用ある法律、政令、規則、通達及びその他の規制を遵守します。
- v 当社の定款、登記事項又は登録された印鑑が変更された場合、速やかに日本生命に対してこれを書面で通知します。
- vi 当社の本信用枠設定契約に基づく義務（個別貸付に基づく元利金支払義務を含みますがこれに限定されません。）の履行に重大な悪影響を与え、又は与えるおそれのある事由が発生した場合、速やかに日本生命に対してこれを書面で通知します。
- vii 本社債管理委託契約（本社債要項を含みます。）に基づき本社債管理者又は本社債権者に対して通知、届出又は文書の提出を行った場合には、それらの写しを速やかに日本生命に交付します。
- viii 当社は、本基金利息について源泉徴収された税金の還付金を権限ある政府機関から受領した場合で、かつ、かかる還付により当社が当該時点までに本基金利息について源泉徴収された税金の全額の還付を受けることになった場合には、かかる還付金の受領後2週間以内に、大要本信用枠設定契約において定められる様式による書面によりその旨を日本生命に通知します。
- ix 当社が個別貸付に基づき借入れた金銭については、本信用枠設定契約所定の資金使途にのみ使用し、それ以外の目的に使用しません。

(xxiv) 日本生命は、本社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、当社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の

法的手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てず、第三者による申立てに対し参加、同意等を行わないものとされています。

④ 元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因

a 元本償還資金又は利払資金が不足するリスク

当社は、通常の事業会社等とは異なり、普通株式及びA種優先株式の払込金並びに原保有者から取得する本基金債権のほかには、特段の資産を有しません。また、本基金債権の債務者である日本生命による債務の履行につき、他のいかなる第三者も保証を行っているものではありません。さらに、普通株式及びA種優先株式の払込金が入金される出資金勘定内の金銭は専ら当社の当初費用並びに当社の維持、管理及び運営のための期中費用の支払資金に充当され、本社債の元利金の支払について、後記第1「管理会社の状況」、3「管理及び運営の仕組み」（1）「資産管理等の概要」①「管理資産の管理」a「管理資産からの支出」（b）の(iv)の方法に従った支払において、利息支払勘定及び元金償還勘定内の金銭が不足する場合に、当該不足に係る金額につき1回の支払について50万円を上限として、出資金勘定から支払う場合を除き充当されることはなく、かつ、払込期日後に当社が追加の普通株式又はA種優先株式を発行する場合においてその引受を約束している第三者は存在しません。従って、主として、本社債の利息の支払は日本生命が支払う本基金利息の支払金によって行われ、本社債の元本の償還は日本生命が支払う本基金元本の償還金によって行われることになり、その結果、本社債の元本の償還及び利息の支払は本基金債権の債務者である日本生命による本基金元本の償還及び本基金利息の支払の状況に影響されることとなります。そのため、日本生命による本基金元本の償還及び本基金利息の支払の状況如何によっては、本社債の元本の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。即ち、本社債の元本の償還は、後記第1「管理会社の状況」4「証券所有者の権利」（2）「償還期限及び償還の方法」の記載に従って行われ、同項記載の最終償還日に一括償還することを予定しており（償還日が銀行営業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、償還日（当日を含みます。）までの経過利息又は償還日が利払日に該当する場合の利息の金額の計算に影響を与えるものではありません。）、また、本社債の利息の支払は、後記8「利払日及び利息支払の方法」記載の利払日において、同項記載の利息支払の方法に従って行われることを予定しています（利払日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、支払われる利息の金額に影響を与えるものではありません。）。しかしながら、日本生命による本基金債権の本基金利息の支払及び本基金元本の償還状況並びに日本生命の財務状況によっては、本社債のその時々における元本償還資金及び/又は利払資金が不足する可能性があります。なお、日本生命の財務状況については、後記第4「発行者及び関係法人情報」2「原保有者その他関係法人の概況」「日本生命保険相互会社の概況」をご参照下さい。

なお、後記g「本信用枠設定契約に基づく日本生命の貸付実行に関するリスク」でも記載されるとおり、日本生命は当社との間で本信用枠設定契約を締結し、各本基金利払日及び本基金特別支払日において、本社債の一定額の利息支払のための資金を貸し付けるものとされていますが、この貸付についてもその時々日本生命の信用状況如何によっては、本信用枠設定契約において規定されているとおりにこれが行われない可能性があります。その結果、本社債のその時々における元本償還資金及び/又は利払資金が不足する可能性があります。

このように本社債の元本償還資金又は利払資金は専ら日本生命の信用力に依存しており、その時々日本生命の信用力によっては、本社債の元本の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

かかるリスク要因については、日本生命の財務状態に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

b 本基金債権の支払についての保険業法の制限に関するリスク

前記a「元本償還資金又は利払資金が不足するリスク」に記載のとおり、当社は、通常の事業会社等とは異なり、普通株式及びA種優先株式の払込金並びに原保有者から取得する本基金債権のほかには、特段の資産を有しません。また、本基金債権の債務者である日本生命による債務の履行につき、他のいかなる第三者も保証を行っているものではありません。従って、本社債の償還及び利息の支払は本基金債権の債務者である日本生命による本基金元本の償還及び本基金利息の支払の状況に直接影響されることとなりますが、本基金債権の債務者である日本生命による本基金元本の償還及び本基金利息の支払は、本基金拠出契約に規定する条件に服するほか、以下のような保険業法上の制限を受けます。

(a) 本基金利息の支払に関する保険業法上の制限

日本生命の各事業年度における本基金利息の支払は、法定基金利払限度額を限度として行うことができ（保険業法第55条第1項）、かつ、本基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する議案が日本生命の総代会による承認決議を経た場合において、これを行うことができます。即ち、日本生命は、本基金拠出契約において本基金利息の支払を約束していますが、各事業年度において法定基金利払限度額が本基金拠出契約上日本生命が支払うべきとされる本基金利息の金額に満たない場合や本基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する議案が日本生命の総代会において承認されない場合においては、当該事業年度において日本生命は当社に対して本基金拠出契約に基づく本基金利息の全部又は一部を支払うことができず、また、当社も日本

生命によって支払われない本基金拠出契約に基づく本基金利息の全部又は一部の支払を日本生命に強制することができないと考えられています。なお、日本生命の総代会は、本基金拠出契約に基づく本基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する議案を承認する義務を当社又はその他の第三者に対して負担しておらず、当該事業年度における法定基金利払限度額が本基金拠出契約上日本生命が支払うべきとされる本基金利息の金額に満つる場合であったとしても、日本生命の総代会において本基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する議案が承認されるとは限りません。

(b) 本基金元本の償還に関する保険業法上の制限

日本生命の各事業年度における本基金元本の償還は、法定基金償還限度額を限度として行うことができるものとされていますが、保険業法第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した額の全額を償却した後でなければ基金の償却は行い得ないものとされています（保険業法第55条第2項）。さらに、日本生命が各事業年度において本基金元本の償還を行う場合には、原則として、本基金元本の償還を内容とする剰余金の処分に関する議案につき日本生命の総代会による承認決議を経る必要がありますが、任意積立金としての基金償却準備金を取り崩す方法により本基金元本の償還を行う場合においては当該基金償却準備金の取崩しに関する議案が日本生命の取締役会による承認決議を経ることによりこれを行うことができるものと考えられています。かかる金額の制限及び手続上の制限を遵守した上で、本基金元本の償還を行う場合には、日本生命は当該償還金額に相当する金銭を基金償却積立金として積み立てなければならないものとされています（保険業法第56条）。

日本生命は、既に保険業法第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した額の全額を償却していますが、当該事業年度において法定基金償還限度額が本基金拠出契約上日本生命が償還すべきとされる本基金元本の金額に満たない場合には、日本生命は当社に対して本基金拠出契約に基づく本基金元本の全部又は一部を償還することができず、また当社も日本生命によって償還されない本基金債権の本基金拠出契約に基づく元本の全部又は一部の償還を日本生命に強制することができないと考えられています。また、本基金元本の償還を内容とする剰余金の処分に関する議案につき日本生命の総代会による承認決議を得られない場合には、日本生命は当社に対して本基金債権の本基金拠出契約に基づく元本の全部又は一部を償還することができず、また、当社も日本生命によって支払われない本基金債権の本基金拠出契約に基づく元本の全部又は一部の償還を日本生命に強制することができないと考えられています。なお、日本生命の総代会は、本基金元本の償還をその内容とする剰余金の処分に関する議案を承認する義務を当社又はその他の第三者に対して負担しておらず、法定基金償還限度額が本基金拠出契約上日本生命が償還すべきとされる本基金元本の金額に満つる場合であったとしても、日本生命の総代会において本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還をその内容とする剰余金の処分に関する議案が承認されるとは限りません。但し、日本生命の任意積立金としての基金償却準備金が存在する場合、日本生命の総代会における剰余金の処分に関する議案の承認決議や日本生命の取締役会による取崩しの決議がない場合においても、当該基金償却準備金の限度において、当社は本基金拠出契約に基づき日本生命が償還すべきとされる本基金元本の償還を日本生命に対して請求することができるものと考えられています。

また、日本生命が償還する本基金元本の金額相当の金銭の基金償却積立金の積み立てを行えない場合には、かかる本基金元本の償還を行うことができません。

前記(a)及び(b)に記載のとおり、本基金債権の債務者である日本生命による本基金元本の償還及び本基金利息の支払は、本基金拠出契約に定める条件に服するほか、以上のような保険業法上の制限を受けます。また、本基金拠出契約によれば、保険業法の制限により本基金元本の償還又は本基金利息の支払が行われない場合には、本基金拠出契約に定める条件により、最終本基金償還日又は本基金利払日が繰り延べられます（後記第1「管理会社の状況」2「管理資産を構成する資産の概要」（3）「管理資産を構成する資産の内容」①「本基金債権の概要」e「償還方法」及びg「利払日及び方法」をご参照下さい。）。これらの条件及び制限の結果、本社債について元本の償還又は利息の支払が行われない可能性があります。

(c) 日本生命の解散時又は破産手続、更生手続、再生手続若しくは海外におけるこれらに類似する手続の開始時における本基金債権の支払に関する制限

保険業法第181条第2項は、解散した相互会社の清算人が基金の払戻しをする場合に、「相互会社の債務の弁済をした後でなければ、してはならない」とし、相互会社の解散時においては、基金の払戻しは相互会社のその他の債務の弁済に絶対的に劣後することを規定しています。また、かかる規定は、「基金の払戻し」即ち元本の償還のみではなく利息の支払にも準用されるべきとの主張も行われています。

また、本基金拠出契約上、(i)本基金元本の全額の償還以前に、日本生命について、破産法に基づき破産手続開始の決定がなされ、かつ、破産手続が継続している場合、本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還請求権及び本基金利息の支払請求権の効力は、当該破産手続における最後配当（最後配当に代えて簡易配当又は同意配当がなされる場合には、簡易配当又は同意配当。以下同じです。）のために裁判所に提出された配当表

（更正された場合は、更正後のもの）に記載された最後配当の手續に参加することができる債権のうち、基金の償還請求権及び基金利息の支払請求権を除く日本生命に対する全ての債権が、各中間配当、最後配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当、供託を含みます。）を受けたことを停止条件として発生するものとされています。そして、(ii)本基金元本の全額の償還以前に、日本生命について、更生特例法に基づき更生手續開始の決定がなされ、かつ、更生手續が継続している場合、又は民事再生法に基づき再生手續開始の決定がなされ、かつ、再生手續が継続している場合、本基金拋出契約に基づく本基金元本の償還請求権及び本基金利息の支払請求権の効力は、日本生命について更生計画認可又は再生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画又は再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、基金の償還請求権及び基金利息の支払請求権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたことを停止条件として発生するものとされています。さらに、(iii)本基金元本の全額の償還以前に、日本生命について、日本法によらない破産手續、更生手續、再生手續又はこれに準じる手續が外国において上記(i)又は(ii)の場合に準じて行われている場合、本基金拋出契約に基づく本基金元本の償還請求権及び本基金利息の支払請求権の効力は、その手續において上記(i)又は(ii)記載の停止条件に準じる条件が成就したときに発生するものとされています。

なお、更生特例法上、相互会社について更生手續が開始された場合、更生特例法第260条第1項及び第3項並びに会社更生法第168条第3項により、更生計画においては、異なる種類の権利を有する者の間においては、以下に掲げる種類の権利の順位を考慮して、更生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならないとされています。この場合の権利の順位とは、(i)更生担保権、(ii)一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、(iii)((ii)、(iv)及び(v)に掲げるもの以外の)更生債権、(iv)約定劣後更生債権、(v)基金に係る更生債権、(vi)社員権の順序となります。

一方、相互会社について破産手續又は再生手續が開始された場合については、更生手續の場合とは異なり、基金債権の取扱いについて直接これに言及した規定は破産法、民事再生法その他の法律において設けられていません。

但し、上記の更生特例法等の規定は、前述のような契約当事者が停止条件構成を用いて劣後債権に係る絶対劣後扱いについて合意すること自体を否定する趣旨ではなく、相互会社について更生手續、破産手續又は再生手續が開始された場合においても、かかる劣後債権に係る絶対劣後扱いについての合意もその効力が認められると解されています。

以上のとおり、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、日本生命が相互会社として解散又は倒産した場合においては、当社が本基金債権の元利金の支払につき日本生命の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金の全額を支払うために十分な資金を得られない可能性があり、その結果本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

なお、本社債の発行日以後、日本生命が本基金債権と同順位の債権又はこれに優先する債権に係る債務を負担することは何ら制限されていません。

前記(a)から(c)のリスク要因については、保険業法、破産法、会社更生法、民事再生法及び更生特例法等に基づく法制度及び日本生命の財務状態に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

c 本社債の元本の償還に関するリスク

(a) 本社債の元本が最終償還日に償還されないリスク

本社債の元本は、後記第1「管理会社の状況」4「証券所有者の権利」(2)「償還期限及び償還の方法」②「償還の方法及び期限」bからdまでの記載に基づき期限前償還される場合を除き、最終償還日である2024年8月1日に、その残存総額を、最終償還日を利払日とする本社債利息及び未払残高の支払とともに償還するものとされています。但し、本基金拋出契約に基づき、(i)本基金最終償還日が本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合及び(ii)本基金繰延後最終償還日が更にその後の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合には、最終償還日は当該繰り延べ後の本基金繰延後最終償還日まで延長されるものとされています。

そして、本基金拋出契約上、本基金元本は、保険業法の制限内で、本基金最終償還日に一括償還するものとされています。本基金最終償還日に保険業法の制限により本基金元本の全額が償還できない場合、本基金の償還日は、本基金元本の全額について本基金繰延後最終償還日まで到来しないものとし、繰り延べられるものとします。そして、本基金元本の償還が繰り延べられた場合の当該本基金繰延後最終償還日において、繰り延べられた本基金元本の全額が保険業法の制限により償還できない場合には、本基金の償還日は、本基金元本の全額について次回の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられるものとし、その後も同様とされています。

以上から、本基金最終償還日において保険業法の制限により本基金元本の全額が償還できない場合には、保険業法の制限内で本基金元本の全額が償還できる最初の本基金繰延後最終償還日まで本基金元本の償還を行うことができず、その間、本社債の元本の償還も行われなないこととなります。その結果、本社債権者による投資資金の回収が、潜在的には無期限に延長される可能性があります。

(b) 当社及び本社債権者が、それぞれ本基金及び本社債の期限の利益を喪失させる権利を有しないリスク

本基金には期限の利益喪失に関する特約が付されず、本基金が期限の利益を喪失させられることはありません。従って、本基金の元本の償還若しくは利息の支払が行われなかった場合、日本生命が本基金に関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であっても、本基金について期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本基金の元本の償還は行われません。その結果、本社債の元本の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

加えて、本社債にも期限の利益喪失に関する特約が付されません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失させられることはありません。従って、本社債の元本の償還若しくは利息の支払が行われなかった場合、当社が本社債に関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であっても、本社債について期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本社債の元本の償還は行われません。

(c) 本社債の期限前償還に関するリスク

当社は、本基金拋出契約に基づき、資本事由、税制事由又は税制事由（本社債）の発生による本基金元本の期限前償還が行われる旨の通知を受領した場合には、残存する本社債の元本の全部（一部は不可）を期限前償還するものとされています。

そして、本基金拋出契約上、上記事由が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、日本生命が当該償還のために設定する日に、保険業法その他適用ある法令の制限及び手続を充足した上で、残存する本基金元本の全部（一部は不可）を期限前償還することができるものとされています。なお、かかる場合における期限前償還については、償還価額の変更は行われません。

さらに、本基金拋出契約上、日本生命は、日本生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が日本生命の社員総会又は総代会で承認された場合には、本基金組織変更償還日に、本社債組織変更期限前償還価額を償還価額として、本基金元本の全部（一部は不可）を期限前償還することができるものとされています。但し、保険業法の制限により本基金元本の償還が繰り延べられている場合及び本基金利息の支払が繰り延べられている場合には、日本生命は当該期限前償還を行うことはできないものとされています。

以上から、本基金拋出契約に従い日本生命が本基金の期限前償還を行った場合には、本社債の期限前償還も行われます。この場合、本社債権者は、当該償還金をもって本社債よりも不利な条件での再投資しか行うことができない可能性がありますが、それに対する補償は当社及び日本生命を含むいかなる当事者も行いません。

なお、本基金拋出契約に従った日本生命による本基金の期限前償還はいずれも日本生命の権利であり、日本生命に期限前償還を義務付けるものではなく、日本生命がかかる権利を行使して期限前償還を行うとの保証はありません。

また、本社債権者は、当社に対して本社債の期限前償還を求める権利及び日本生命に対して本基金の期限前償還を求める権利を有していません。

前記(a)から(c)リスク要因は、本基金及び本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

d 本社債の利息の支払に関するリスク

本社債の利息の支払は、後記第1「管理会社の状況」4「証券所有者の権利」(1)「利払日及び利息支払の方法」記載のとおり利払日において、同項記載の利息支払の方法に従って行われることを予定していますが、日本生命による本基金利息の支払及び本基金元本の償還状況並びに日本生命の財務状況によっては、本社債のその時々における利払資金が不足する可能性があります。

当社は、各利払日の直前の本基金利払日において、本基金拋出契約に基づき、本基金の利息の支払が繰り延べられる旨の通知を当社が受領した場合、当該利払日における本社債利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べる利払停止を行うこととされています。なお、利払停止により繰り延べられた本社債利息の未払金額である利払停止金額には利息は付されないものとされています。

そして、本基金拋出契約上、日本生命は、本基金利息を保険業法の制限内で本基金拋出者に支払うものとし、当該制限によりその全額が支払われない本基金利息の項目については、当該項目の全額について、その支払日は本基金繰延利払日まで到来せず、繰り延べられるものとし、その後も同様とするものとされています。

以上から、保険業法の制限により本基金利息の項目の全額が支払われない場合には、保険業法の制限内で当該項目の全額について支払いができる最初の本基金繰延利払日までその支払が繰り延べられ、ひいては、本社債利息の支払が繰り延べられ、その結果、予定された利払日において本社債利息の支払が行われない場合があります。また、支払が繰り延べられた本社債利息については、その原因となった本基金利息の支払の繰延に係る金額である本基金未払残高が日本生命から支払われない限り、当該繰延が生じた後においても支払われませんが、本基金未払残高の支払は、保険業法の制限内で繰り延べられた本基金利息の項目の全額の支払いが可能であることが条件とされています。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

e 本社債が上位債権に劣後するリスク

当社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（当社劣後事由）が成就した場合にのみ発生し、さらに、本基金劣後事由（本社債）が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（本基金劣後事由）が成就した場合にのみ発生するものとされています。

破産法上、債務者について破産手続が開始された場合、破産法第99条第2項により、約定劣後破産債権についての配当の順位は劣後的破産債権を含む他の全ての破産債権に後れるものとされ、また、同法第142条第1項により、破産手続上議決権を有しないものとされています。

これに対し、民事再生法上は、債務者について再生手続が開始された場合、民事再生法第155条第2項により、劣後的破産債権に後れる約定劣後再生債権の順位を考慮して、再生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならないとされています。また、会社更生法上は、株式会社について更生手続が開始された場合、会社更生法第168条第3項により、更生計画においては、異なる種類の権利を有する者の間においては、以下に掲げる種類の権利の順位を考慮して、更生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならないとされています。この場合の権利の順位とは、(i)更生担保権、(ii)一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、(iii)((ii)及び(iv)に掲げるもの以外の)更生債権、(iv)約定劣後更生債権、(v)残余財産の分配に関し優先的内容を有する種類の株式、(vi)((v)に掲げるもの以外の)株式の順序となります。従って、約定劣後再生債権又は約定劣後更生債権は、必ずしも他の再生債権又は更生債権に絶対的に劣後することまで要求されているわけではありません。

もっとも、上記の会社更生法等の規定は、前述のような契約当事者が停止条件構成を用いて劣後債権に係る絶対劣後扱いについて合意すること自体を否定する趣旨ではなく、株式会社について更生手続、破産手続又は再生手続が開始された場合においても、かかる劣後債権に係る絶対劣後扱いについての合意もその効力が認められると解されています。

以上のとおり、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、当社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債権者が本社債の元利金の支払につき当社の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

かかるリスク要因については、破産法、会社更生法及び民事再生法等に基づく法制度並びに当社の財務状態に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

f 日本生命が拠出を受ける他の基金に関するリスク

日本生命は本基金債権のほかにも基金の拠出を受けており、また、将来において基金の拠出を受ける可能性があります。

即ち、日本生命は、本基金拠出契約において、前基金を全額償還する前に、本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還を行わないものとしています。なお、前基金の償還と本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還を同一の剰余金処分を経て行う場合については、法定基金償還限度額から前基金の償還に必要な額を控除した額の範囲内において、本基金元本の償還を行うものとしています。また、前基金の基金利息と本基金拠出契約に基づく本基金利息を同一の剰余金処分を経て支払う場合については、法定基金利払限度額から前基金の基金利息の支払に必要となる額を控除した額の範囲内において、本基金利息の支払を行うものとしています。従って、前基金が存在することにより、本基金元本の償還及び本基金利息の支払が予定どおり行われなかった可能性があり、その結果本社債の元本の償還及び本社債の利息の支払が予定どおり行われなかった可能性があります。

後基金については、後基金の拠出金の償還（期限前償還を含みます。）は、本基金元本の全額の償還前に行わないものとし、かつ、本基金拠出契約に基づく本基金利息と後基金の基金利息を同一の剰余金処分を経て支払う場合においては、それらの全額を支払うことができない場合には、本基金拠出契約に基づく本基金利息の支払を優先するものと本基金拠出契約に規定されています。但し、保険業法第55条第2項第3号は、基金の償却の限度額を計算するにあたり、貸借対照表上の純資産額から「基金利息の支払額」を控除すべきことを明示しており、後基金の利息の支払が本基金元本の償還に先立って行われる可能性があり、これにより本基金元本の償還、ひいては本社債の元本の償還が予定どおり行えなくなる可能性があります。

かかるリスク要因については、本基金拠出契約の規定及び保険業法等に基づく法制度に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

g 本信用枠設定契約に基づく日本生命の貸付実行に関するリスク

当社は、日本生命との間で本信用枠設定契約を締結し、本社債の利息の支払に関する信用補完措置及び流動性補完措置の一部としています。しかしながら、本信用枠設定契約に基づく日本生命の貸付には一定の条件が付さ

れているため、本社債の利息を予定どおり支払うための十分な資金の貸付を日本生命から受けられない可能性があります。また、日本生命が本信用枠設定契約に基づく貸付を行う義務について第三者は一切保証を行っておらず、かかる貸付が行われるか否かは専ら当該貸付の時点での日本生命による履行能力に依存しており、日本生命に十分な履行能力がない場合には当該貸付が行われないことがあり、この場合、本社債の利息の支払を予定どおり行えない可能性があります。本信用枠設定契約に基づく日本生命の貸付の条件については、前記③「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」b「信用補完の形態」(a)「本信用枠設定契約」をご参照下さい。

かかるリスク要因については、本信用枠設定契約の規定、保険業法等に基づく法制度及び日本生命の財務状態に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

h 原保有者の破産等に伴うリスク

当社は本基金債権譲渡契約に基づき原保有者から本基金債権の譲渡を受けるものとされていますが、かかる本基金債権の譲渡につき、原保有者の破産、会社更生、民事再生その他の倒産手続において、裁判所あるいは管財人等により、本基金債権は原保有者の破産財団、更生会社の財産、再生債務者の財産等に属するものであって、当社の本基金債権に対する権利は原保有者の破産、会社更生、民事再生その他の倒産手続との関係で担保権に過ぎないものとして取り扱われるリスクは、以下のような理由から極めて低いものと当社は考えていますが、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

- (a) 原保有者及び当社は、本基金債権譲渡契約に基づき、本基金債権の真正な売却及び購入を意図していること
- (b) 原保有者は、本基金債権譲渡契約に基づき本基金債権が当社に移転した後は、本基金債権に対して一切の権利を有さないこと
- (c) 本基金債権譲渡契約上、当社は、原保有者に対して本基金債権の買戻しを請求する権利を有さず、原保有者は本基金債権の買戻しを行う義務を負担していないこと
- (d) 原保有者は、本基金債権譲渡契約上、本基金債権の譲渡日現在における本基金債権に関する一定の事実表明及び保証を行っている以外には、本基金債権の回収可能性について、何らの責任を負担していないこと
- (e) 本基金債権譲渡契約に基づく原保有者から当社に対する本基金債権の譲渡については確定日付ある証書による日本生命の承諾を取得する方法によって債務者及び第三者対抗要件が具備されることが予定されていること

i 日本生命の組織変更及び期限前償還に伴うリスク

日本生命は現在相互会社として保険業を営んでいますが、保険業法第85条第1項は「保険会社である相互会社は、その組織を変更して保険会社である株式会社となることができる。」として、相互会社が株式会社として組織変更することを認めています。一方、保険業法第89条第1項本文は、「組織変更をする相互会社は、償却を終わっていない基金があるときは、効力発生日までに、組織変更計画の定めるところに従い、基金の全額を償却しなければならない。」としており、本基金債権の償還が終了する以前において、日本生命が株式会社への組織変更を行う場合には、原則として、本基金を償却する必要があります。本基金拠出契約においては、日本生命は、原則として、本基金元本の全部又は一部を最終本基金償還日前において償還することはできないこととされていますが、日本生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が日本生命の社員総会又は総代会で承認された場合には、日本生命は、本基金拠出者に対して書面により通知することにより、本基金拠出者の同意を得ることなく、本基金組織変更償還日に本基金元本の全部（一部は不可）を期限前償還することができるものとされています（但し、保険業法の制限により本基金元本の償還が繰り延べられている場合及び本基金利息の支払が繰り延べられている場合には、日本生命は当該期限前償還を行うことはできないものとされています。）。

また、後記第1「管理会社の状況」4「証券所有者の権利」(2)「償還期限及び償還の方法」②「償還の方法及び期限」に記載されるとおり、当社が日本生命からかかる書面による通知を受領した場合には、当社は、後記第1「管理会社の状況」4「証券所有者の権利」(2)「償還期限及び償還の方法」②「償還の方法及び期限」に従って、本社債の全部を期限前償還するものとされています。この場合の償還価額は、後記第1「管理会社の状況」4「証券所有者の権利」(2)「償還期限及び償還の方法」②「償還の方法及び期限」に記載する方法に従い、期限前償還がなされなければ支払われるべきであった本社債の将来の元利金につき、一定の市場金利に（これがマイナスとなった場合の割引率を零とすることを除いて）一切の調整を行うことなく割引計算を行って算出される現在価値相当額（但し、元本の100%を下限とします。）ですが、市場の金利水準の動向、流通市場における本社債の取引水準の動向その他の要因によっては、本社債の元利金が償還日まで予定通り支払われる場合に比して本社債権者にとって当初の想定を下回る条件での償還となるリスクがあります。一方で、かかる期限前償還の償還価額は元本の100%を超過する場合があります。この場合には、本基金拠出契約に基づき期限前償還される本基金元本以外にかかる超過分の支払原資とする必要があります。上記のとおり、日本生命が本基金拠出契約に基づき本基金債権の全部を期限前償還する権限を行使する場合、本基金元本に加えて、後記第1「管理会社の状況」2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」①「本基金債権の概要」h「期限前償還」に記載する方法に従って計算される経過利息及び違約金を本基金拠出者に支払うものとされてお

り、これらが当社の手元資金と合わせてかかる期限前償還時の本社債の元利金の支払原資となることが予定されていますが、本社債の期限前償還が決定されたにもかかわらず、日本生命がかかる本基金元本、経過利息及び違約金の支払義務を履行しない場合及び当社の手元資金が費用等の支払に優先的に充当された結果、想定よりも減少した場合等において、当社が本社債の期限前償還のための支払原資を結果的に確保できないリスクがあります。

さらに、期限前償還の償還価額である現在価値相当額の算出に際しては、後記第1「管理会社の状況」4「証券所有者の権利」(2)「償還期限及び償還の方法」②「償還の方法及び期限」に記載する方法に従い、市場金利として円ライボー及び円スワップレートが用いられることがあります。金利指標としてのLIBOR（以下「LIBOR」といいます。）の不正操作問題を踏まえた金融安定理事会による金利指標改革の結果、2022年までに円ライボーを含めたLIBORの公表が停止されるか、又は、LIBORが国際的な金融市場取引において機能しなくなる可能性があります。LIBORの公表が停止されるか、又は、LIBORが国際的な金融市場取引において機能しなくなった場合における円ライボー及び円スワップレートをを用いた現在価値相当額の算出については、代替的な金利指標の有無やLIBORを参照する金融取引に関する実務動向等を踏まえた合理的な解釈に委ねられる可能性があります。その具体的な算出方法は現時点においては必ずしも明らかではありません。日本生命の株式会社化に伴う本社債の期限前償還及び本基金債権の期限前償還の詳細については、後記第1「管理会社の状況」4「証券所有者の権利」(2)「償還期限及び償還の方法」②「償還の方法及び期限」及び後記第1「管理会社の状況」2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」①「本基金債権の概要」h「期限前償還」をご参照下さい。

かかるリスク要因については、日本生命における組織変更の実施、市場の金利水準の動向、流通市場における本社債の取引水準の動向、円ライボーを参照する金融取引に関する実務動向その他の事情に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが完全に排除されている訳ではありません。

j 当社が目的以外の債務を負うリスク

当社が本社債の元本未償還のうちに、本社債発行に関係のない債務を負うことにより、本社債権者が不測の損害を被る可能性があります。当社は、本社債管理委託契約において、本社債の元利金の全てが支払われ、又は償還されるまでの間、本社債を除き、本金融債務を負担せず、また、(a)本社債管理者の事前の書面による承諾があり、かつ(b)本信用格付業者が本社債に付与した格付が当該債務負担行為により低下させられるものではないことを事前に本信用格付業者に確認した場合を除き、本金融債務以外の債務（本社債管理委託契約、本基金拠出契約、本基金債権譲渡契約、本社債事務委託契約、本資産管理委託契約、本引受契約及びその他本社債発行に関し必要な契約に基づき、払込期日までに負担されたものに基づくものを除きます。）を負担しないことを本社債管理者に対して約束しています。また、当社は、本社債管理委託契約において、本社債の元利金の全てが支払われ、又は償還されるまでの間、本基金債権の取得、管理及び処分並びに本社債の元利金支払債務の弁済及びこれに付随する業務以外のことは行わず、かかる業務に必要な資産を購入し、あるいはリースを受けず、かかる業務遂行に必要な従業員を雇用しないことを、本社債管理者に対して約束しています。

かかるリスク要因については、上記の本社債管理委託契約における当社の約束により、当社が本社債とは関係のない債務を負担し、本社債権者が不測の損害を被る可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

k 当社及び本一般社団法人に係る諸費用の支払原資に関するリスク

当社及び本一般社団法人は、払込期日までに、それぞれ本普通株式及びA種優先株式並びに基金の払込金として、それぞれが最終償還日までに支払うことが見込まれる当初費用並びに維持、管理及び運営のための期中費用（本信用枠設定契約に基づく個別貸付及び個別貸付（特別）の利息を含みます。以下、本kにおいて「諸費用」と総称します。）の支払資金相当額以上の金銭の払込を受けます。そして、当該払込金は、それぞれの名義の銀行口座にて管理され、最終償還日までのそれぞれの諸費用の支払に充当される予定です。

しかし、最終償還日までに、税制の変更等による公租公課の負担の増加その他の事情により諸費用が当初の想定よりも増加する可能性があります。また、本基金拠出契約に基づき、(a)本基金最終償還日が本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合及び(b)本基金繰延後最終償還日が更にその後の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合には、本社債の最終償還日は当該繰り延べ後の本基金繰延後最終償還日まで延長され、当初想定していない最終償還日後の諸費用の支払が必要となることがあります。

これらの場合において、日本生命は、当該諸費用増加額相当額の当社のA種優先株式及び本一般社団法人の基金を払い込む義務又は当社若しくは本一般社団法人に代わって当該諸費用増加額相当額を支払う義務をいずれも負担しておらず、さらに、日本生命以外の第三者もかかる義務を負っていません。従って、当社及び本一般社団法人が日本生命その他の第三者から当該諸費用増加額相当額の資金調達を行うことができる、又は日本生命その他の第三者が当社若しくは本一般社団法人に代わって当該諸費用増加額相当額の支払を行うことができる、とは限りません。かかる資金調達を行うことができない場合、当社又は本一般社団法人において諸費用の支払を行うことができず、その結果、当社又は本一般社団法人の業務が遂行できず、ひいては当社又は本一般社団法人が存

続できなくなる可能性があります、その結果、当社による本社債の利息の支払又は元本の償還ができなくなる可能性があります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

1 当社の破産等に伴うリスク

当社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債の元利金の支払は、当該解散又は倒産手続の影響を受け、その結果、当社は本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。また、前記 e「本社債が上位債権に劣後するリスク」に記載のとおり、当社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債権者が本社債の元利金の支払につき当社の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

この点、本普通株式は全て本一般社団法人に保有されており、A種優先株式は全て日本生命に保有されます。A種優先株式については、当社の定款において、全ての事項につき株主総会において議決権を有しないものとされており、かつ、当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとされています。従って、当社の通常の業務執行や運営に際して議決権を有する株式を保有している者は本一般社団法人のみとなります。

その上で、本一般社団法人及び業務受託者が、それぞれ、本一般社団法人誓約書及び業務受託者誓約書において、当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある当社の定款の変更、取締役及び監査役の選解任又は当社の業務遂行及び債務負担を生ぜしめ、又は生ぜしめるおそれのあるいかなる行為も行わず、また、当社の取締役をして行わしめないことを約束しているなどの倒産予防措置がとられているほか、後記⑨「倒産手続の放棄及び責任財産限定特約等」記載の倒産不申立特約及び責任財産限定特約が本社債要項に規定され、また、その他当社が締結する各契約においても同種の規定がされているなど倒産手続防止措置もとられており、倒産状態が発生し又は倒産状態が発生したときに倒産手続が開始される可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

m 当社が株式会社であることに関するリスク

資産流動化法上の特定目的会社においては、本基金債権を保有する場合には、資産流動化法第5条第2項及び資産流動化法施行令第3条第3号により、その計画期間（資産の流動化に係る業務の開始期日から終了期日（資産流動化計画に従って、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定借入れに係る債務の履行を完了する日をいいます。）までの期間であって、特定目的会社が定める期間をいいます。）の上限は50年とされています。しかしながら、前記 c「本社債の元本の償還に関するリスク」(a)に記載のとおり、本基金債権は、本基金最終償還日において保険業法の制限により本基金元本の全額が償還できない場合には保険業法の制限内で本基金元本の全額が償還できる最初の本基金繰延後最終償還日まで本基金元本の償還を行うことができず、その結果、本基金元本の償還が潜在的には無期限に延長される可能性があります。そのため、本基金債権を保有し、本基金債権の回収金によって本社債の元本の償還及び利息の支払を行う本社債の発行会社として資産流動化法上の特定目的会社を用いることが困難であり、本社債については、その発行会社を、会社法に基づき設立された株式会社としています。従って、当社に対しては、特定目的会社の業務の遂行に関わる規制（資産流動化法第195条から第214条まで）や、特定目的会社の監督に関わる規制（資産流動化法第215条から第221条まで）その他の資産流動化法上の特定目的会社に課される法律上の規制は課されていません。また、本社債は、資産流動化法上の特定社債ではないため、資産流動化法第128条第1項に基づく一般担保は付されていません。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

n 当社の普通株式の株主が一般社団法人であることに関する影響

全ての本普通株式は、本一般社団法人が保有しています。本一般社団法人が本普通株式を保有することに関連するリスクとしては、(a)本一般社団法人について倒産や解散等の事由が発生した場合に、本普通株式が本一般社団法人から第三者に譲渡される結果、当社の運営に悪影響が及ぶリスク、(b)本一般社団法人の理事の業務執行により、当社の運営に悪影響が及ぶリスク、及び(c)本一般社団法人の社員の社員権の行使により、当社の運営に悪影響が及ぶリスクがあります。

かかるリスク要因については、以下の理由から、いずれについても現実化する実際上の可能性は高くないと当社は考えています。

(a) 本一般社団法人誓約書において、本一般社団法人は、当社及び本社債管理者に対して、本一般社団法人が本普通株式を取得した後、本社債の全額が償還されるまで、第三者に対し、本普通株式を譲渡し、又は質権、譲渡担保権その他の担保権の目的としないことを約束しており、本一般社団法人が倒産しない限りは、本普通株式が本一般社団法人から移転する可能性は低いと当社は考えています。但し、本一般社団法人が破産手続開始又は解散等により存続ができなくなる場合には、本普通株式は第三者に譲渡されることが考えられます。この場合、本普通株式の譲受人により、当社の取締役の解任権及び選任権を含む株主の権利が行使され、当社の運

営に悪影響が及ぶ可能性があります。しかしながら、以下のとおり、当初の最終償還日までに本一般社団法人の破産手続開始又は解散等が生じる可能性は低いと当社は考えています。まず、本一般社団法人誓約書における本一般社団法人の表明保証及び業務受託者誓約書における業務受託者の表明保証によれば、本一般社団法人が全ての本普通株式を取得し、租税支払、維持費用その他全ての支払債務（業務受託者に対する報酬の支払債務を含みますが、これに限られません。）を履行するために必要と見込まれる金額以上の基金の拠出を受けており、かつ、かかる基金は全て特定の口座に預金されているか、又は当該目的に利用されています。また、本一般社団法人が今後、借入その他の債務（追加的な特定出資又は資産の流動化に係る業務を目的として設立される株式会社、合同会社その他の法人の株式、出資その他の持分（以下「株式等」といいます。）の取得対価の支払債務を含みます。）を負担する場合、本一般社団法人の定款上、社員総会における総社員の同意が必要とされています。さらに、本一般社団法人及び業務受託者は、それぞれ、本一般社団法人誓約書及び業務受託者誓約書において、当社及び本社債管理者に対して、自ら又は本一般社団法人をして、当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある債務負担行為（債務の支払原資としての十分な基金拠出がないにもかかわらず行う債務負担行為を含みますが、これに限られません。）をせず、また、させないことを約束しています。本一般社団法人の基金については、定款の規定により、解散するまで返還はなされませんので、上記本一般社団法人及び業務受託者の表明保証が正確で、本一般社団法人の社員が上記同意権を適切に行使し、かつ、本一般社団法人及び業務受託者が上記約束を遵守する限りにおいては、本一般社団法人について破産手続開始原因としての支払停止及び支払不能の事態が当初の最終償還日までに発生する可能性は低いと当社は考えています。従って、上記本一般社団法人及び業務受託者の表明保証が正確で、本一般社団法人の社員が上記同意権を適切に行使し、かつ、本一般社団法人及び業務受託者が上記約束を遵守する限りにおいては、当初の最終償還日までに本一般社団法人が債務超過となる可能性は高くないと当社は考えています。

また、本一般社団法人の倒産手続開始回避の措置として、仮に、本一般社団法人に破産手続開始原因その他の倒産手続開始原因が発生した場合でも、基金返還請求権者である日本生命は、本一般社団法人に対する2008年5月30日付基金拠出申込書において本一般社団法人について破産手続、再生手続その他一切の法的倒産手続の開始の申立権を有しないことを確認しており、また、本一般社団法人自身及び業務受託者は、それぞれ、本一般社団法人誓約書及び業務受託者誓約書において、本一般社団法人に対して破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てを行わないこと、又は本一般社団法人をしてかかる約束を遵守せしめることを約束しており、本一般社団法人の社員、理事及び監事が、それぞれ、大和証券、本一般社団法人及び本社債管理者に差し入れる本社債管理委託契約締結日と同日付の誓約書（社員が差し入れるものを、以下「本一般社団法人社員誓約書」といいます。）において、本一般社団法人に対して破産手続開始、再生手続開始その他これらに類似する倒産手続開始の申立てを一切行わないことを約束しています。加えて、業務受託者は、本一般社団法人業務委託契約において、本一般社団法人の全債務の弁済が完了した日から1年と1日が経過する日まで、破産手続開始、再生手続開始、又は今後立法される倒産手続開始の申立てを行わないものとし、かかる申立てを行う権利を放棄することを約束しています。もっとも、かかる倒産手続申立権放棄条項については、判例等による確立した取扱いが存在していないことから、その効力は必ずしも明らかではありません。しかしながら、かかる倒産手続申立権を行使しない旨の約束や誓約がなされていることにより、本一般社団法人に対して、基金返還請求権者である日本生命、本一般社団法人自身、その理事及び監事を兼ねるそれぞれの社員から倒産手続開始の申立てがなされる現実的な可能性は高くないと当社は考えています。

さらに、本一般社団法人の解散による悪影響の回避のため、解散事由が生じることのないよう、以下のような対応を採っています。一般社団法人法第148条に定める解散事由のうち、一般社団法人に特有な解散事由として社員が欠けた場合があります。かかる解散事由が生じるリスクを回避又は軽減するため、本一般社団法人の当初の社員を3人とし、当該社員は、それぞれ本一般社団法人社員誓約書において、本一般社団法人を退社する際には、速やかに新たな社員を入社させ、社員を3名維持するよう最大限努力する旨約束しています。また、業務受託者は、本一般社団法人の社員が3名を下回らないよう、社員を派遣することを本一般社団法人業務委託契約において定めています。以上より、社員が欠けたことで本一般社団法人が解散し、かつ、継続されない可能性は低いものと当社は考えています。なお、その他の解散事由（(i)定款で定めた存続期間の満了、(ii)定款で定めた解散の事由の発生、(iii)社員総会の決議、(iv)合併（合併により一般社団法人が消滅する場合に限ります。）、(v)破産手続開始の決定及び(vi)一般社団法人法第261条第1項又は第268条の規定による解散を命ずる裁判）についても、該当する実際上の可能性は高くないと当社は考えています。

- (b) 本一般社団法人に破産手続開始又は解散等の原因が生じていない場合でも、本一般社団法人の理事の業務執行の態様によっては、当社の運営に悪影響が及ぶ可能性があります。しかしながら、本一般社団法人は、本一般社団法人誓約書において、当社に対して、当社の破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てを行わず、かつ、当社が発行する社債に係る当社の一切の債務が完済されるまでの間、当社の解散決議を行わないこと（但し、この約束の効力については前述のとおり判例等による確立した取扱いが存在していないことから、その効力は必ずしも明らかではありません。）、当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれ（当社が発行する社債の元利金の支払又はその格付に悪影響を与えるおそれを含みますが、これに限られません。本(b)において、以下同じです。）のある当社の定款の変更、当社の取締役及び監査役の選解任、又はその他当社の業務遂行若しくは債務負担を生ぜしめ、

又は生ぜしめるおそれのあるいかなる行為も行わず、また当社の取締役をして行わしめないことを約束していますので、理事の業務執行の態様による悪影響が生じる実際上の可能性は高いものと当社は考えています。また、本一般社団法人の定款において、理事の欠格事由を定め、典型的に理事として適切な業務執行を期待できない者が理事に選任される可能性を排除しています。

- (c) 本一般社団法人の社員は、理事の選任権及び解任権を含む社員の権利を行使することにより、本一般社団法人の運営を管理することができるとともに、本一般社団法人が普通株式の株主である当社の取締役の解任権及び選任権を含む普通株式の株主の権利を、間接的に行使することができるため、本一般社団法人の社員の権利行使の態様によっては、当社の運営に悪影響が及ぶ可能性があります。しかしながら、本一般社団法人は、定款において社員の資格を有する者を限定し、典型的に社員として適切な権利行使を期待できない者が社員となる可能性を排除しています。さらに、本一般社団法人の定款では、新たな者が社員として入社するには、社員全員の書面による同意を得ることが必要と定めています。以上の状況から、本一般社団法人の社員による権利行使が当社の運営に悪影響を及ぼす実際上の可能性は高いものと当社は考えています。

0 本一般社団法人が他の特定目的会社の特定出資又は会社の株式等を取得・保有することから生じるリスク

本一般社団法人は、現在、本普通株式以外にそれぞれ前関連基金債権を引当てとする特定社債を発行している本一般社団法人関連特定目的会社の特定出資を保有しているほかは、他の特定目的会社の特定出資又は他の会社の株式等を取得・保有しておらず、また借入による資金調達を行っていません。しかし、将来において、本一般社団法人が他の特定目的会社の特定出資又は他の会社の株式等を追加的に取得し、当該特定出資又は株式等の発行体が特定社債、社債その他の有価証券の発行又は借入により債務を負担した場合、本一般社団法人がかかる特定出資又は株式等を取得し、租税支払、維持費用その他全ての支払債務を履行するために必要な金額の基金の拠出を受けておらず、借入金等でその資金調達を行った場合には、当該特定出資又は株式等の発行体がデフォルトに陥り、その特定出資又は株式等の価値が毀損したときには、本一般社団法人は債務超過に陥る可能性があります。また、拠出された基金を他の目的のために流用した場合には、本一般社団法人は支払不能に陥る可能性があります。

かかるリスクについては、本一般社団法人は、かかる追加的な特定出資又は株式等の取得をする場合には、本一般社団法人誓約書において、事前に、(a)その取得代金その他かかる取得に付随関連する一切の費用（かかる追加取得に伴い業務受託者の報酬が増額する場合には、その増額分を含みますが、これに限られません。）を支払うために十分な金額の基金の拠出を受け、その基金払込金を一定の口座で管理し、かつ、(b)かかる特定出資又は株式等の追加取得が本社債の格付を低下させることにはならないことを本信用格付業者に確認することを当社及び本社債管理者に対して約束しているので、かかる約束が遵守されている限りにおいて、本一般社団法人が他の特定出資又は株式等を取得することを原因として、債務超過や支払不能に陥り、倒産手続が開始することになる可能性は低いと当社は考えています。

p 本社債権者が担保を有しないことによる影響

本社債権者は、当社の特定の資産に対し担保権（対抗要件の具備の有無を問いません。）を有しておらず、当社に関する破産手続、更生手続、再生手続又は特別清算手続の場合、本社債権者は、配当額の分配において無担保債権者として扱われ、当社の資産に対して設定された対抗要件を具備した担保権（抵当権、質権等）等を有する債権者には劣後することになります。

かかるリスク要因に対しては、本社債管理委託契約において、当社は、本社債の元利金の全てが支払われ、又は償還されるまでの間、本社債を除き、本金融債務を負担せず、また、(a)本社債管理者の事前の書面による承諾があり、かつ(b)本信用格付業者が本社債に付与した格付が当該債務負担行為により低下せられるものではないことを事前に本信用格付業者に確認した場合を除き、本金融債務以外の債務（本社債管理委託契約、本基金拠出契約、本基金債権譲渡契約、本社債事務委託契約、本資産管理委託契約、本引受契約及びその他本社債発行に関し必要な契約に基づき、払込期日までに負担されたものに基づくものを除きます。）を負担しない旨が定められており、本社債権者に優先又は競合して当社の資産から回収することのできる重要な債権者が他に存在する可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

q 本基金利息に適用される源泉税の税率変更等に関するリスク

本社債の利払は当社の資産である本基金利息を原資として行われますが、本基金利息の支払について所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われます。従って、当社は、本信用枠設定契約に基づき、本社債の利払に先立って当該源泉徴収により本社債の利金支払に不足する額の金銭を借り入れ、本社債の利払資金とすることにより、本社債の利息支払の信用補完措置及び流動性補完措置としています。

本信用枠設定契約有効期間中において、何らかの理由（税制の変更及び各本基金利払日において日本生命が支払う金額に変動が生じたことにより、当該本基金利払日における本基金利息の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が変更されることを含みますが、これに限定されません。）により、各本基金利払日における本基金拠出契約に基づく日本生命から当社に対する支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が変更さ

れることが明らかとなった場合には、源泉徴収が義務づけられる税金について、かかる新たな金額が適用される本基金利払日以降（この日を含みます。）において実行される個別貸付に適用される借入申込金額は、各個別貸付が行われる本基金利払日における本基金拋出契約に基づく日本生命から当社に対する支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額に自動的に変更されるものとし、その後も同様とするものとされています。また、本基金特別支払日において本基金拋出契約に基づき貸主が借主に対して支払を行うべき場合において、個別貸付（特別）事由が生じた場合において実行される個別貸付（特別）に係る貸付額は、一律に本控除額とされています。

かかる措置により、何らかの理由（税制の変更及び各本基金利払日において日本生命が支払う金額に変動が生じたことにより、当該本基金利払日における本基金利息の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が変更されることを含みますが、これに限定されません。）により、各本基金利払日における本基金拋出契約に基づく日本生命から当社に対する支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が変更されることが明らかとなった場合においても、本信用枠設定契約に基づき、当該変更に対応する金額については、本社債の利払の原資として日本生命から一時的に貸し出されることとなっており、これにより、かかる変更により本社債の利払が不可能となるリスクを低減しています。しかし、本信用枠設定契約に基づく日本生命の貸付には一定の条件が付されているほか、日本生命が本信用枠設定契約に基づく貸付を行う義務について第三者は一切保証を行っておらず、かかる貸付が行われるか否かは専ら当該貸付の時点での日本生命による履行能力に依存しており、かかる条件が満たされない場合や日本生命に十分な履行能力がない場合には当該貸付が行われないことがあり、この場合、本社債の利息の支払を予定どおり行えない可能性があり、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。本信用枠設定契約に基づく日本生命の貸付の条件については、前記③「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」b「信用補完の形態」(a)「本信用枠設定契約」をご参照下さい。

r 法令の変更等に関するリスク

本社債は本社債の発行日現在の法令に基づいて発行され、本基金拋出契約その他関係する契約も、当該契約締結日時点の法令に基づいて締結されます。これらの時点以降、本社債又は本基金拋出契約の有効性その他の事項に悪影響を与える法令の変更等が行われた場合、本社債の利息の支払又は元本の償還に悪影響が及ぶ可能性があります。

なお、法令の変更等により、資本事由、税制事由又は税制事由（本社債）が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、残存する本基金元本の全部を期限前償還することができ、その場合、当社は、残存する本社債の元本の全部を期限前償還することとされています。本社債の期限前償還が行われるリスクについては、前記 c (c)「本社債の期限前償還に関するリスク」をご参照下さい。

s 税制の変更等に関するリスク

本報告書提出日以降、税制の変更等により、当社の公租公課の負担が増加した場合、本社債の利息の支払又は元本の償還の資金が不足し、当社による本社債の利息の支払又は元本の償還ができなくなる可能性があります。

なお、税制の変更等により、税制事由又は税制事由（本社債）が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、残存する本基金元本の全部を期限前償還することができ、その場合、当社は、残存する本社債の元本の全部を期限前償還することとされています。本社債の期限前償還が行われるリスクについては、前記 c (c)「本社債の期限前償還に関するリスク」をご参照下さい。

t 保険会社が本社債を取得する際の留意事項

平成8年大蔵省告示第50号（「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件」）（平成8年2月29日）（その後の改正を含みます。）（以下「本告示」といいます。）第1条の2第1項によれば、「法（保険業法を意味します。以下同じです。）第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたっては、他の保険会社等（保険会社又は少額短期保険業者をいいます。以下この条において同じです。）の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、又は法第106条第1項第3号から第5号までに掲げる会社を子会社等（法第110条第2項に規定する子会社等をいいます。以下この条において同じです。）としている場合における当該子会社等の自己資本比率等の向上のため、意図的に当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段（前条第4項第5号イ及びロに掲げるものを含みます。以下この条において同じです。）を保有（外国保険会社等及び引受社員にあっては、日本において保有）していると認められる場合（第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含みます。）における、当該保有している他の保険会社等又は子会社等の資本調達手段の額（次項において「控除額」という。）を控除するものとする。」とされています。本社債は、日本生命に対して拋出された本基金債権を主な財産とする当社が発行する社債であり、法形式的には日本生命が直接発行する資本調達手段ではありません。しかし、当社の主な財産が日本生命に対して拋出された本基金債権であるという本社債の実質的な性格から、保険会社等（上記条項に定義される意味によります。以下本 t において同じです。）が本社債を保有する場合には本告示との関係において「当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段（略）を保有」しているものと解され、その結果、保険業法第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたって保有している本社債の金額が控除される可能性があります。

u 本社債の性質が市場価格に及ぼす影響に関するリスク

前記 c (a)「本社債の元本が最終償還日に償還されないリスク」及び d「本社債の利息の支払に関するリスク」に記載のとおり、保険業法の制限により本基金元本の償還又は本基金利息の支払が行われない場合には、本社債の利払停止が行われ、又は最終償還日が延長される可能性があります。

利払停止又は最終償還日の延長の可能性がある本社債の市場価格は、かかる可能性のない通常の社債に比べて市場価格が不安定なものとなるおそれがあります。仮に、本社債の利払停止が行われ、又は最終償還日が延長された場合、本社債の市場価格に悪影響を及ぼす可能性があります。かかる利払停止又は最終償還日の延長中に本社債を売却する場合、当社が当該繰り延べられた利息の支払又は延長された元本の償還を受けるまで本社債を保有する場合に比べ低い利益しか得られない可能性があります。また、本社債権者は、かかる利払停止又は最終償還日の延長により特段の救済を得られるわけではありません。

このような性質をもつ有価証券である本社債に対する投資者の需要は、市場参加者、監督官庁、格付機関等の第三者による評価により変わり得ます。従って、本社債権者は、本社債を売却する場合において、その取得価格よりも大幅に低い価格でしか売却できず、売却損を生じるリスクがあります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性の他、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等に内在するものであり、当社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

v 市場性に関するリスク

本社債の処分価格は、当社及び日本生命の財務状態、法制や税制の変更、市場の金利水準等様々な要素の影響を受けます。特に市場の金利水準が上昇する過程では本社債の価格は下落することが想定されます。従って、本社債の第三者への譲渡に際しては、これらの諸要素に起因して売却損を生じるリスクがあります。

また、本社債の流通市場は現在確立されておらず、本社債の流通性は何ら保証されるものではありません。流通市場の未整備により、本社債の売却が困難となることや、売却価格に悪影響が及ぶ可能性もあります。

かかるリスク要因は、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等当社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

⑤ 借入

当社は、本報告書提出日現在、借入を行っていません。

当社は、本信用枠設定契約に基づく借入を行うことを予定しています。本信用枠設定契約に基づく借入の内容については、前記③「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」b「信用補完の形態」(a)「本信用枠設定契約」をご参照下さい。

⑥ 期限の利益喪失事由

本社債は期限の利益喪失に関する特約を付しません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはありません。

⑦ 期限前償還

本社債の元本は、後記第1「管理会社の状況」4「証券所有者の権利」(2)「償還期限及び償還の方法」②「償還の方法及び期限」b又はcの記載に基づき期限前償還されることがあります。

⑧ 利息支払の停止

本社債の利息は、後記第1「管理会社の状況」4「証券所有者の権利」(1)「利払日及び利息支払の方法」②「利息支払の方法及び期限」f「利息支払の停止」の記載に基づき、その支払が繰り延べられることがあります。

⑨ 倒産手続の放棄及び責任財産限定特約等

a 本社債権者は、本社債の元利金全てが償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、当社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てたり、第三者による申し立てに対し参加、同意等をしないものとします。

b 本社債権者は、当社による本社債に基づく元利金支払債務その他の債務の履行は、本責任財産のみを責任財産として、かつ、後記第1「管理会社の状況」3「管理及び運営の仕組み」(1)「資産管理等の概要」①「管理資産の管理」a「管理資産からの支出」に記載されている管理資産からの支払順序及び方法によってのみ行われることに合意し、本社債権者は、ここにおいて、かかる債務の履行による満足を得るために本責任財産以外の財産について、強制執行、差押、仮差押、保全処分その他類似の手続の申立てを行わないことに合意するものとします。

c 本社債権者は、償還日が到来した場合において、本責任財産から支払が行われた後に、なお本社債について未償還の元本又は未払の利息が存在する場合、本社債の未償還元本総額及び未払利息額が本責任財産が換価された金額を超過する範囲においてその債権を放棄するものとします。

⑩ 劣後条件等

a 劣後特約（当社劣後事由）

当社は、当社劣後事由の発生後速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、当社劣後事由が発生した事実を通知します。当社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（当社劣後事由）が成就した場合にのみ発生します。

b 劣後特約（本基金劣後事由（本社債））

当社は、本基金劣後事由（本社債）が発生した場合には、速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、本基金劣後事由（本社債）が発生した事実を通知します。本基金劣後事由（本社債）が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（本基金劣後事由）が成就した場合にのみ発生します。

c 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じません。この場合に、上位債権者とは、当社に対し当社上位債務に係る債権を有する全ての者及び日本生命に対し、本基金上位債務に係る債権を有する全ての者をいいます。

d 劣後特約に反する支払の禁止

劣後事由発生後、劣後支払条件（当社劣後事由）及び劣後支払条件（本基金劣後事由）が成就していないにもかかわらず、本社債の元利金の全部又は一部が本社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、当該本社債権者は受領した元利金を直ちに当社に返還します。

e 相殺禁止

(a) 当社について清算手続が開始され、かつ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合（但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合を除きます。）、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、劣後支払条件（当社劣後事由）が成就しない限りは、本社債権者は、当社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

(b) 本基金劣後事由（本社債）が発生し、継続している場合には、本社債権者は、劣後支払条件（本基金劣後事由）が成就しない限りは、当社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

⑪ 本社債に関する信用格付**a 信用格付を特定するための事項**

利息の利払日における支払と元本の償還日における全額償還の安全性について、本社債は、本信用格付業者から、JCRにつきAA-、及びR&IにつきAA-の予備格付を2019年7月8日付で取得しており、また、本信用格付業者から、JCRにつきAA-、及びR&IにつきAA-の本格付をそれぞれ本社債の払込期日に取得しました。なお、2019年11月末日現在の格付に変わりが無いことを本信用格付業者のホームページにおいて確認しています。

b 信用格付の前提及び限界に関する説明**(a) JCR**

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものです。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではありません。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではありません。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスク等、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれません。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制等を含む業界環境等の変化に伴い見直され、変動します。また、JCRが、その信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性があります。

(b) R&I

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見です。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではありません。信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではありません。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていません。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがあります。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがあります。

（２）【管理資産に係る法制度の概要】

当社は、2019年6月18日付で設立登記を行った株式会社です。当社の行いうる業務は、当社の定款に目的として記載されている、金銭債権の取得、保有、売買及び処分、並びにこれに附帯関連する一切の事業とされており、かかる目的に従って業務を営むこととなります。

当社の義務及び責任に関しては、破産法等の日本法上適用ある倒産処理法の適用を受け、社債を発行及び募集するにあたっては、会社法、振替法及び金融商品取引法の適用を受けます。

管理資産を構成する本基金債権は、保険業法に基づき大和証券から日本生命に対して拠出された基金の利息支払及び元本償還請求権である指名債権であり、民法及び商法のほか、保険業法及びその他の関連法令、告示並びにそれらの解釈の適用を受けます。本基金債権は、本基金債権譲渡契約に基づき、原保有者である大和証券から当社に譲渡され、当該譲渡については本基金債権譲渡契約に基づき本基金債権の債務者である日本生命が確定日付ある証書による承諾を行うことにより債務者及び第三者対抗要件が具備されました。

本基金債権に関する保険業法及びその他の関連法令、告示並びにそれらの解釈の適用の態様については、前記第1「管理会社の状況」1「概況」(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」④「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」b「本基金債権の支払についての保険業法の制限に関するリスク」をご参照下さい。

（３）【管理資産の基本的性格】

管理資産は、本基金拠出契約に基づき大和証券が取得し、本基金債権譲渡契約に基づき大和証券から当社に譲渡された日本生命に対する基金債権である本基金債権です。

本基金拠出契約の内容については、後記第1「管理会社の状況」2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」①「本基金債権の概要」をご参照下さい。また、当該管理資産たる本基金債権の債務者である日本生命の特質については、後記第4「発行者及び関係会社法人情報」2「現保有者その他関係法人の概況」「その他関係法人の概況」「日本生命保険相互会社の概況」をご参照下さい。

（４）【管理資産の沿革】

管理資産である本基金債権は、本基金拠出契約に基づき大和証券が取得し、本基金債権譲渡契約に基づき2019年8月1日に原保有者である大和証券から当社に譲渡されました。

当社は、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、本社債の発行から償還時まで当該管理資産を保有し続けます。

（５）【管理資産の管理体制等】

①【管理資産の関係法人】

大和証券は、本基金拠出契約により、管理資産である本基金債権を取得した上で、本基金債権譲渡契約により管理資産を当社に譲渡しました。本基金債権の移転と同時に、当社は、大和証券が有する本基金拠出契約上の地位の一切を承継しました。

日本生命は、本基金拠出契約に基づき大和証券から基金の拠出を受け、本基金債権の債務者となりました。なお、日本生命は、本信用枠設定契約に基づき当社に金銭の貸付を行います。

当社は、三菱UFJ信託銀行に対して、本資産管理委託契約に基づき、本基金債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

また、三菱UFJ銀行は、本社債の社債管理者です。社債管理者は、その管理の委託を受けた社債につき、社債権者のために社債に係る債権の弁済を受け、又は社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をするために必要があるときは、裁判所の許可を得て、当該社債を発行した会社の業務及び財産の状況を調査することができます（会社法第705条第1項及び第4項）。

②【管理資産の管理及び処分に関する基本的態度】

本資産管理受託会社は、本資産管理委託契約において、以下の事項を遵守することとされています。

- a 本資産管理受託会社は本基金債権譲渡契約に基づいて当社が取得した日本生命に対する本基金債権、その回収金、本社債関連口座の残高及びその余裕金からの投資その他当社に帰属すべき資産（以下本②において「本資産等」といいます。）を、自己の固有財産その他の財産と分別して管理します。
- b 本資産管理受託会社は、当社の求めに応じ、本資産等の管理及び処分の状況について説明します。
- c 本資産管理受託会社は、本資産等の管理及び処分の状況を記載した書類を主たる事務所である東京都千代田区丸の内一丁目4番5所在の本資産管理受託会社たる三菱UFJ信託銀行資産金融事務部に備え置き、当社の求めに応じ、これを閲覧させます。
- d 本資産管理受託会社は、当社の同意なく本資産管理委託契約に定める業務の再委託を行いません。

③【管理資産の管理体制】

a 管理資産の管理を行う会社の統治に関する事項

(a) 法人の機関の内容

管理資産である本基金債権の管理者は、本資産管理受託会社としての三菱UFJ信託銀行です。

三菱UFJ信託銀行は、2016年6月28日開催の第11期定時株主総会での承認を経て、監査等委員会設置会社の機関設計を選択し、重要な業務執行の決定を取締役会から取締役社長へ大幅に委任することで業務執行の機動性を高めるとともに、取締役監査等委員が取締役会決議に参加することで実効性のある経営監督態勢の構築を図っています。

(i) 法律に基づく機関の設置等

i 取締役会及び取締役

三菱UFJ信託銀行の取締役会は、事業に関する深い知見を備えるとともに、金融、財務会計、リスク管理及び法令遵守等に関する多様な知見・専門性を備えた、全体として適切なバランスの取れた取締役に構成され、経営の基本方針を決定するとともに、経営監督機能を担っています。法令で定められた専決事項以外の重要な業務執行の決定は、原則として取締役社長へ委任しています。但し、特に重要な業務執行の決定については、取締役会が行っています。

ii 監査等委員会

三菱UFJ信託銀行の監査等委員会は、取締役の職務執行の監査、監督を行っています。また、監査報告の作成を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選解任及び会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定、実査を含めた三菱UFJ信託銀行及び子会社の業務・財産の状況の調査等を行っています。なお、監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の選解任等及び報酬等に関する意見を決定し、監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において当該意見を述べる権限を有しています。

(ii) その他の機関の設置等

三菱UFJ信託銀行は、独立社外取締役による実効性の高い監督が行われる体制を構築するため、独立社外取締役のみを構成員とした独立社外取締役会議、運用機関としての一層のガバナンス強化を目的に、取締役会傘下の第三者機関として、社外役員及び社外の有識者が構成員の過半を占めるスチュワードシップ委員会及び取締役会で決定した基本方針に基づき、経営全般に関する執行方針等を決定する経営会議を設置しています。また、三菱UFJ信託銀行は、業務執行態勢の強化の観点から、執行役員制度を導入しています。

(b) 監督の組織

三菱UFJ信託銀行は、取締役会及び監査等委員会を設置し、かつ、会計監査に関して有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しています。

(c) 内部管理、人員及び手続

(i) 内部管理

三菱UFJ信託銀行は、会社法及び同施行規則の規定に基づき、会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関して、i 法令等遵守体制、ii 顧客保護等管理体制、iii 金融円滑化管理体制、iv 情報保存管理体制、v リスク管理体制、vi 効率性確保のための体制、vii グループ管理体制、viii 内部監査体制、ix 監査等委員会の職務を補助する使用人に関する体制、x 監査等委員会への報告体制、xi 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務に係る方針及びxii その他監査等委員会の監査の実効性の確保のための体制について、取締役会にて決議し、内部統制システムを整備しています。監査等委員会は、日常的に内部統制システムを利用して監査を行っており、実効的な監査を行うため、必要に応じて内部監査担当部署である監査部に対して具体的な指示を行い、監査等委員会と監査部は、相互の連携体制を確保するため、適切な情報共有等を行っています。

(ii) 人員及び手続

i 内部監査体制

ア リスク管理、内部統制及びガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価する機能を担う高い専門性と独立性を備えた内部監査態勢を整備し、三菱UFJ信託銀行及び同社グループの業務の健全性・適切性を確保しています。

イ 三菱UFJ信託銀行及び同社グループの内部監査の基本事項を定める社則等を制定しています。

ウ 三菱UFJ信託銀行及び同社グループの内部監査担当部署として監査部を設置しています。

エ 内部監査担当部署は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ監査担当部署統括の下、法令等に抵触しない範囲で、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの直接出資先である他の子会社等の内部監査部門との連携及び協働により、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役会によるグループ全体の業務監督機能を補佐しています。

オ 重要な子会社等における内部監査部署との連絡・協働により、三菱UFJ信託銀行グループの業務執行の健全性・適切性を確保するとともに、法令等に抵触しない範囲で必要に応じて、重要な子会社等の監査を行うこととしています。

カ 内部監査担当部署は、監査等委員会及び選定監査等委員との間で堅密な関係を構築するとともに、必要に応じ会計監査人との間で情報交換を行うなど協力関係を構築し、内部監査の効率的な実施に努めています。

ii 内部監査に関する組織（2019年3月末現在）

監査部人員117名

iii 内部監査に係る手続き

グループ内部監査規則及び内部監査規則に基づき、三菱UFJ信託銀行の全部署及び連結子会社等を対象に内部監査を実施しています。また、監査部の内部監査計画については、年度毎に監査等委員会の審議を経て、取締役会にて決定されており、監査部は、当該計画に基づき、専任の担当常務役員の下、他の業務執行部署から独立して、内部監査に従事しています。

iv 監査等委員会による監査に係る組織

監査等委員9名（うち常勤監査等委員3名）

総務部及び監査部内の監査等委員会室人員5名

v 監査等委員会による監査に係る手続き

監査等委員会で定める監査の方針及び監査計画に基づき、内部統制システムを利用した監査を行うとともに、監査等委員会が選定した監査等委員による経営会議その他の重要な会議への出席や会社の業務及び財産の状況調査を通じて、取締役の職務の執行を監査しています。

(d) 監査部、監査等委員会及び会計監査人の相互連携

監査部は、監査等委員会及び選定監査等委員との間で緊密な関係を構築するとともに、必要に応じ会計監査人との間で情報交換を行う等協力関係を構築しています。

監査部は、内部監査計画に基づき実施した監査結果の報告を監査等委員会に対して行うほか、監査等委員会及び選定監査等委員会から指示があった場合、監査部は、当該指示に基づく調査あるいは内部監査を実施し、その結果を監査等委員会等に報告しています。

b 管理資産の管理を行う会社による管理資産に関するリスク管理体制の整備の状況

本資産管理受託会社は、管理資産の管理業務を資産金融事務部で行います。管理業務のための本資産管理委託契約その他の合意及び法令の遵守状況については、資産金融事務部により定期的に確認される体制が整備されています。

2【管理資産を構成する資産の概要】

（１）【管理資産を構成する資産に係る法制度の概要】

管理資産は、本基金拠出契約に基づき大和証券が取得し、本基金債権譲渡契約に基づき大和証券から当社に譲渡された日本生命に対する基金債権である本基金債権です。

基金とは、相互会社が拠出を受けることができる資金の一態様であり、基金を拠出する旨の相互会社と基金拠出者との契約は、消費貸借類似の保険業法が認める独自の資金調達契約であるものと実務上理解されています。

相互会社が基金の拠出を新たに受けるためには、相互会社はその旨定款を変更しなければなりません（保険業法第23条第1項第4号ご参照。）が、日本生命は本基金拠出契約に基づき基金の拠出を受けるために必要となる定款変更を2019年7月2日に開催された総代会における承認決議その他の手続を経て完了しています。

大和証券は、本基金拠出契約に基づき、本基金拠出実行日において基金の払込を行い、同契約に従い、同日に本基金債権が発生しました。

基金債権は指名債権の一種であり、基金債権の譲渡については、通常の指名債権の譲渡に関する対抗要件の規定が適用されます。本基金債権譲渡契約に基づく本基金債権の原保有者である大和証券から当社に対する譲渡については本基金債権が発生する2019年8月1日に効力が発生しており、本基金債権の債務者である日本生命の確定日付ある証書による承諾の方法により債務者及び第三者対抗要件が具備されました。

基金債権を保有する者は、利息の支払を受ける権利及び償却又は元本の償還を受ける権利があるほか、当該基金の拠出の際に締結される契約において規定される権利を有することとなりますが、基金の拠出を受ける相互会社に対する各種の共益権は有さないものとされています。更に、相互会社が基金債権について利息を支払い、又は償却若しくは元本を償還しようとする場合には、保険業法上一定の制限を受けます。本基金債権に関する利息の支払及び元本の償還の内容並びに本基金拠出契約上本基金債権の保有者が有する権利については、後記（３）「管理資産を構成する資産の内容」①「本基金債権の概要」をご参照下さい。また、日本生命が本基金債権について利息を支払い、又は元本を償還しようとする場合における保険業法上の制限については、前記第1「管理会社の状況」1「概況」（1）「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」④「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」b「本基金債権の支払についての保険業法の制限に関するリスク」を、日本生命の前基金及び後基金が本基金債権に与える影響については、前記第1「管理会社の状況」第1「管理会社の状況」1「概況」（1）「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」④「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」f「日本生命が拠出を受ける他の基金に関するリスク」をそれぞれご参照下さい。

基金債権の債務者に対する破産・強制執行等に関しては、破産法、民事再生法、特定調停法、更生特例法、保険業法（清算並びに業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等の場合）及び民事執行法の適用を受けます。破産法は、債務者がその債務を完済することができない場合に、債務者の総財産を全ての債権者に公平に弁済する裁判上の手続を規定する法律です。民事再生法は、債務者の事業又は経済生活の再生を図るための手続を規定する法律です。特定調停法は、支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済再生に資するための特定調停の手続を定める法律です。更生特例法は、協同組織金融機関（信用協同組合、信用金庫又は労働金庫をいいます。）及び相互会社について、利害関係人の利害を調整しつつその事業の維持更生を図るための手続等を定める法律です。民事執行法は、強制執行・担保権の実行等民事執行に関する手続を定める法律です。清算並びに業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等の場合には、保険業法中の当該手続を定める条項が適用されます。

（２）【管理資産を構成する資産の原保有者の事業の概要】

管理資産を構成する資産の原保有者である大和証券の事業概要については、後記第4「発行者及び関係法人情報」2「原保有者その他関係法人の概況」「原保有者の概況」をご参照下さい。

（３）【管理資産を構成する資産の内容】

① 本基金債権の概要

管理資産は、本基金拠出契約に基づき大和証券が取得し、本基金債権譲渡契約に基づき大和証券から当社に譲渡された日本生命に対する基金債権である本基金債権です。

本基金拠出契約に基づく本基金債権の概要は以下のとおりです。

a 金額

金500億円

b 使途

相互会社における基金

c 実行日

本基金拠出実行日

d 本基金最終償還日

2024年8月1日である本基金最終償還日

e 償還方法

本基金元本は、本基金最終償還日に一括償還します。

本基金元本の償還については、保険業法第55条第2項により、法定基金償還限度額を限度として行うことができるのと制限が付されており、更に、前基金を全額償還する前には、本基金元本の償還は行われず、前基金の償還と本基金元本の償還が同一の剰余金処分を経て行われる場合には、保険業法に基づく制限に加えて前基金の償還に必要となる額を控除した額が上限となる（本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還金は、前基金の元本の償還金支払に劣後します。）という制限に服します。

本基金元本は、かかる保険業法第55条第2項の制限内で、本基金拠出者に償還するものとし、同条項の制限により本基金元本の全額が償還できない場合についての本基金の償還日は、本基金元本の全額について日本生命の次の事業年度の本基金拠出実行日の応当日である本基金繰延後最終償還日まで到来しないものとし、繰り延べられるものとし、繰り延べられた本基金元本の全額が保険業法第55条第2項の制限により償還できない場合には、本基金の償還日は、本基金元本の全額について次回の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられるものとし、その後も同様とします。

本基金償還日において、本基金元本が償還される場合、日本生命は、当該本基金償還金支払日に、未償還の本基金元本相当額を本基金拠出者に支払います。

なお、繰り延べられる本基金元本については、本利息（本基金）は付されないものとし、本利息（本基金）の支払に代え、繰り延べられる本基金元本の金額につき、本基金延滞利息を付するものとし、かかる本基金延滞利息は、日本生命の次の事業年度の本基金拠出実行日の応当日の3銀行営業日前の日において、保険業法第55条第1項の制限内で当該日本生命の次の事業年度の本基金拠出実行日の応当日までの1年分が支払われるものとし、

本e「償還方法」に基づく本基金の償還日の繰り延べが行われる場合、日本生命は、本基金拠出者に対し、本基金償還日の3銀行営業日前より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行います。

f 利率

年0.25%

g 利払日及び方法

本利息（本基金）は本基金拠出実行日の翌日（この日を含みます。）から本基金最終償還日（この日を含みます。）までこれを付し、各本基金利払日において、当該本基金年間利息金額を日本生命は本基金拠出者に支払います。

但し、日本生命は、本基金利息を保険業法第55条第1項の制限内で本基金拠出者に支払うものとし、同条項の制限によりその全額が支払われない本基金利息の項目については、当該項目の全額について、その支払日は本基金繰延利払日まで到来せず、繰り延べられるものとし、その後も同様とします。

なお、本基金未払残高には利息を付さないものとし、

本g「利払日及び方法」に基づく(a)本基金利息の支払の繰り延べが行われる場合及び(b)本基金未払残高の支払が行われる場合、日本生命は、本基金利払日（繰り延べられた本基金利息については本基金繰延利払日）より15銀行営業日前の日までに事前の通知（撤回不能とします。）を行います。

本基金利息の支払については、保険業法第55条第1項により、法定基金利払限度額を限度として行うことができるのと制限が付されています。さらに、前基金の利息支払と本基金利息の支払が同一の剰余金処分を経て行われる場合には、上記の保険業法に基づく制限に加えて、前基金の利息の支払に必要となる額を控除した額が上限となる（利息の支払は、前基金の利息支払に劣後します。）という制限に服します。

h 期限前償還

(a) 日本生命は、本h「期限前償還」に記載する場合を除き、本件基金元本の全部又は一部を本基金最終償還日（前記e「償還方法」の記載に基づき償還日の繰り延べが行われている場合には本基金繰延後最終償還日）前において償還することはできません。

(b) 資本事由による期限前償還

本基金拠出実行日以降に資本事由が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、本基金資本事由償還日に、保険業法その他適用ある法令の制限及び手続を充足した上で、本基金拠出者に対し本基金資本事由償還日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、本基金資本事由償還日時点で残存する本基金元本の全部（一部は不可）を、(i) i 本基金資本事由償還日が本基金利払日以外の日である場合、本基金資本事由償還日の3銀行営業日後の日の直前の本基金利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から本基金資本事由償還日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間と

する本基金経過利息又はii本基金資本事由償還日が本基金利払日に該当する場合、本利息（本基金）並びに（ii）本基金延滞利息（もしあれば）及び本基金未払残高（もしあれば）の支払とともに償還することができます。

(c) 税制事由による期限前償還

本基金拠出実行日以降に税制事由が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、本基金税制事由償還日に、保険業法その他適用ある法令の制限及び手続を充足した上で、本基金拠出者に対し本基金税制事由償還日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、本基金税制事由償還日時点で残存する本基金元本の全部（一部は不可）を、(i) i 本基金税制事由償還日が本基金利払日以外の日である場合、本基金税制事由償還日の3銀行営業日後の日の直前の本基金利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から本基金税制事由償還日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本基金経過利息経過利息又はii 本基金税制事由償還日が本基金利払日に該当する場合、本利息（本基金）並びに(ii) 本基金延滞利息（もしあれば）及び本基金未払残高（もしあれば）の支払とともに償還することができます。

(d) 税制事由（本社債）による期限前償還

本基金拠出実行日以降に税制事由（本社債）が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、本基金税制事由（本社債）償還日に、保険業法その他適用ある法令の制限及び手続を充足した上で、本基金拠出者に対し本基金税制事由（本社債）償還日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、本基金税制事由（本社債）償還日時点で残存する本基金元本の全部（一部は不可）を、(i) i 本基金税制事由（本社債）償還日が本基金利払日以外の日である場合、本基金税制事由（本社債）償還日の3銀行営業日後の日の直前の本基金利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から本基金税制事由（本社債）償還日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本基金経過利息又はii 本基金税制事由（本社債）償還日が本基金利払日に該当する場合、本利息（本基金）並びに(ii) 本基金延滞利息（もしあれば）及び本基金未払残高（もしあれば）の支払とともに償還することができます。

(e) 組織変更の際の期限前償還

日本生命は、日本生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が日本生命の社員総会又は総代会で承認された場合には、本基金拠出者に対して、当該組織変更の効力発生日の60日前までに書面により通知することにより、本基金組織変更償還日に本基金元本の全部（一部は不可）を期限前償還することができます。但し、(i) 前記 e 「償還方法」の記載に基づき本基金元本の償還が繰り延べられている場合及び(ii) 前記 g 「利払日及び方法」但書の記載に基づき本基金利息の支払が繰り延べられている場合には、日本生命は本項に従った期限前償還を行うことはできません。

(f) 前記(e)の記載に従って日本生命が本基金元本の全部を期限前償還する場合には、前記 g 「利払日及び方法」の記載にかかわらず、本基金元本の償還に加えて、以下の金員を本基金拠出者に対して支払うものとします。

(i) 基金経過利息（組織変更償還）

本基金経過利息（組織変更償還）は、本基金経過利息（組織変更償還）起算日（この日を含みます。）から本基金組織変更償還日（この日を含みます。）までの期間に係る本基金元本に対する利息として支払われるものとします。但し、i 本基金利払日が本基金組織変更償還日となる場合には、本基金組織変更償還日に支払われる本基金経過利息（組織変更償還）が当該本基金利払日の直前の8月1日の翌日（この日を含みます。）から本基金組織変更償還日（この日を含みます。）までの期間に係る本基金元本に対する利息とみなされるものとし、ii 本基金利払日の翌日（この日を含みます。）から当該本基金利払日の直後の8月1日（この日を含みます。）までのいずれかの日が本基金組織変更償還日となる場合には、前記 g 「利払日及び方法」本文の本基金利息計算期間の記載にかかわらず、当該本基金利払日において支払われる本基金年間利息金額及び本基金組織変更償還日に支払われる本基金経過利息（組織変更償還）の金額の合計額が、当該本基金利払日の直前の8月1日の翌日（この日を含みます。）から本基金組織変更償還日（この日を含みます。）までの期間に係る本基金元本に対する利息とみなされるものとします。

(ii) 違約金

(g) 前記(f) の記載により支払われる違約金の額は、次の(i)及び(ii)の合計額（1,000円に満たない端数は四捨五入します。）が本基金元本残高を超過する場合における当該超過額とします。次の(i)及び(ii)の合計額が本基金元本残高以下の場合には違約金の額は0円とします。

(i) 本基金元本残高の現在価値

(ii) 各本基金将来利払日に係る本基金将来利息金額の現在価値の合計額

(h) 前記(e)の記載に従って日本生命が本基金元本の全部を期限前償還する場合には、本基金拠出者は、償還額決定日から5銀行営業日以内に、前記(f)(i)及び(ii)の金額を日本生命に対して通知するものとします。

i 期限の利益喪失の禁止

本基金拠出者は、本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還及び本基金利息の支払につき、期限の利益を喪失させることはできません。

j 劣後条件

前記 e「償還方法」及び前記 h「期限前償還」に記載される場合を除く本基金元本の償還については、保険業法第181条によるものとされます。なお、日本生命につき破産手続開始の決定があった場合又は日本生命につき更生手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定があった場合の取扱いについては、以下に定めるとおりとします。

(a) 破産手続の場合

本基金元本の全額の償還以前に、日本生命について、破産法に基づき破産手続開始の決定がなされ、かつ、破産手続が継続している場合、本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還請求権及び本基金利息の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとされます。

（停止条件）

当該破産手続における最後配当（最後配当に代えて簡易配当又は同意配当がなされる場合には、簡易配当又は同意配当。以下同じです。）のために裁判所に提出された配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された最後配当の手続に参加することができる債権のうち、基金の償還請求権及び基金利息の支払請求権を除く日本生命に対する全ての債権が、各中間配当、最後配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当、供託を含みます。）を受けたこと。

(b) 更生手続又は再生手続の場合

本基金元本の全額の償還以前に、日本生命について、更生特例法に基づき更生手続開始の決定がなされ、かつ、更生手続が継続している場合、又は民事再生法に基づき再生手続開始の決定がなされ、かつ、再生手続が継続している場合、本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還請求権及び本基金利息の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとされます。

（停止条件）

日本生命について更生計画認可又は再生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画又は再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、基金の償還請求権及び基金利息の支払請求権を除く日本生命に対する全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

(c) 日本法以外の倒産手続が開始された場合

本基金元本の全額の償還以前に、日本生命について、日本法によらない破産手続、更生手続、再生手続又はこれに準じる手続が外国において前記(a)又は(b)の場合に準じて行われている場合、本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還請求権及び本基金利息の支払請求権の効力は、その手続において前記(a)又は(b)記載の停止条件に準じる条件が成就したときに発生するものとされます。

k 本基金上位債権者に対する不利益変更の禁止

本基金拠出契約の各条項は、いかなる意味においても本基金上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じないものとされます。この場合に、本基金上位債権者とは、日本生命に対し、本基金上位債務に係る債権を有する全ての者をいいます。

l 劣後特約に反する支払の禁止

本基金劣後事由発生後、劣後支払条件（本基金劣後事由）が成就していないにもかかわらず、本基金の元利金の全部又は一部が本基金拠出者に支払われた場合には、その支払は無効とし、本基金拠出者は受領した元利金を直ちに日本生命に返還するものとされます。

m 相殺の禁止

日本生命について清算手続が開始され、かつ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合、又は日本法によらない外国における破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、劣後支払条件（本基金劣後事由）が成就しない限りは、本基金拠出者は、日本生命に対して負う債務と本基金に基づく元利金の支払請求権を相殺してはならないものとされています。

n 事実の表明及び保証

日本生命は、原保有者に対し、本基金拠出契約締結日及び本基金拠出実行日において、以下の事実を表明し、保証しています。これらの表明及び保証につき違反の事実が判明した場合には、当該違反により原保有者の被った全ての損害、損失及び費用について日本生命は賠償の責に任ぜられるものとされています。

(a) 日本生命は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する相互会社です。

- (b) 日本生命は、本基金拋出契約並びに本基金拋出契約に基づいて交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授權手続（本基金拋出契約に基づく本基金元本の償還及び本基金利息の支払に適用ある法令上個別に必要な総代会の剰余金処分決議を除きます。）を履践しました。
- (c) 日本生命による本基金拋出契約の締結及び履行は、保険業法その他日本生命に適用がある法令、規則、通達、日本生命の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は日本生命を当事者とする若しくは日本生命が拘束される第三者との間の契約上の規定に、重要な点で違反又は抵触しておらず、日本生命の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担（本基金拋出契約に基づき原保有者のために負担するものを除きます。）を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではありません。
- (d) 日本生命による本基金拋出契約の締結及び履行に際して、日本生命の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済み（本基金拋出契約に基づく本基金元本の償還及び本基金利息の支払に適用ある法令上個別に必要な総代会の剰余金処分決議を除きます。）です。
- (e) 本基金拋出契約の締結及び履行に先立ち、日本生命から原保有者に対して直近に提出された貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書（写）は重要な点において正確であり、一般に公正妥当と認められる会計原則に基づき、当該書類作成時点における日本生命の状態を適切かつ正確に反映したものです。これらの、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書（写）の書類作成時点以降、日本生命の本基金拋出契約に基づく債務の履行に重大な影響を与える事項は存在していないか、全て原保有者に対して書面で開示されています。
- (f) 日本生命に対し、本基金拋出契約の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本基金拋出契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与える訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していません。
- (g) 本基金拋出契約に基づき、日本生命から原保有者に対し提供される情報は、当該情報の提出日現在、全ての重要な点について真実かつ正確であり、日本生命は原保有者にとり重要と思われる情報を削除していません。また、当該情報には、本基金拋出実行日までに拋出され残存する全ての基金の明細及び条件が含まれています。
- (h) 日本生命を当事者とする又は日本生命が拘束される契約につき、本基金拋出契約を締結し又はこれに基づく債務を履行する上で重大な影響を及ぼしうる債務不履行、期限の利益喪失事由若しくは潜在的な期限の利益喪失事由、解除事由、又は契約終了事由は発生、継続しておらず、かかる事由は日本生命による本基金拋出契約の締結、又は本基金拋出契約に基づく債務の履行の結果発生することはありません。
- (i) 日本生命は、本基金拋出契約締結日又は本基金拋出実行日と同日付で基金を取り入れるための契約を、本基金拋出契約以外に締結していません。
- o 支払及び償還の順序
- 日本生命は、本基金債権につき、以下の順序で本基金利息の支払又は本基金元本の償還を行うものとします。
- (a) 本基金延滞利息
- (b) 本基金未払残高（複数の本基金利息計算期間に係る本基金未払残高がある場合は、その本基金利息計算期間の到来順）
- (c) 本利息（本基金）
- (d) 本基金元本の償還

本基金債権の日本生命による利息の支払及び元本の償還に関しては、物的又は人的担保は付されていません。

本基金債権譲渡契約においては、本基金債権が一定の属性を有することは求められておらず、本基金債権が一定の属性を有しない場合に行われ又は行われ得る措置（例えば、大和証券による買戻し等）は定められていません。

② 本基金債権の債務者に関する事項

管理資産を構成する本基金債権の唯一の債務者である日本生命に関する事項は以下のとおりです。

a 名称

日本生命保険相互会社

b 組織形態

保険業法第2条第5項に定める相互会社

c 沿革

1889年（明治22年）	有限責任日本生命保険会社創立
1891年（明治24年）	日本生命保険株式会社に社名変更
1902年（明治35年）	本店を現在地に新築移転
1924年（大正13年）	（財）日本生命済生会設立（2012年に公益財団法人へ移行）
1931年（昭和 6年）	（財）日本生命済生会付属日生病院開院（2018年に日本生命病院と改称）
1942年（昭和17年）	富士生命を包括移転
1945年（昭和20年）	愛国生命を包括移転
1947年（昭和22年）	日本生命保険相互会社として再発足
1973年（昭和48年）	（財）ニッセイ児童文化振興財団設立（1993年に（財）ニッセイ文化振興財団と改称、2009年に公益財団法人へ移行）
1975年（昭和50年）	ニューヨーク連絡事務所開設（1977年にニューヨーク事務所と改称） 琉球生命を包括移転
1979年（昭和54年）	（財）日本生命財団設立（2010年に公益財団法人へ移行）
1981年（昭和56年）	ロンドン事務所開設
1982年（昭和57年）	フランクフルト事務所開設
1984年（昭和59年）	ニッセイ・リース（株）設立
1985年（昭和60年）	ニッセイBOT投資顧問（株）設立（1989年にニッセイ投資顧問（株）と改称）
1987年（昭和62年）	北京事務所開設 ニッセイ・ライフプラザ第1号店開設（新宿）
1988年（昭和63年）	（株）ニッセイ基礎研究所設立
1989年（平成元年）	ニッセイ総合研修所竣工 （財）ニッセイ聖隷健康福祉財団設立（2013年に公益財団法人へ移行）
1991年（平成 3年）	ニッセイ・キャピタル（株）設立 米国日本生命（ニッポン・ライフ・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカ）設立
1993年（平成 5年）	（株）ニッセイ・ニュークリエーション設立 （財）ニッセイ緑の財団設立（2011年に公益財団法人へ移行）
1995年（平成 7年）	ニッセイ投信（株）設立
1996年（平成 8年）	ニッセイ損害保険（株）設立
1997年（平成 9年）	バンコク・ライフ社に資本参加 米パトナム社と業務提携
1998年（平成10年）	ニッセイ投資顧問（株）とニッセイ投信（株）を統合し、ニッセイアセットマネジメント投信（株）設立 ドイツ銀行と業務提携
1999年（平成11年）	ニッセイ情報テクノロジー（株）設立
2000年（平成12年）	特別勘定運用部門を分社、ニッセイアセットマネジメント投信（株）と統合して ニッセイアセットマネジメント（株）と社名変更 日本マスタートラスト信託銀行（株）が営業開始
2001年（平成13年）	同和火災海上保険（株）、ニッセイ損害保険（株）の2社が合併し、ニッセイ同和損害保険（株）誕生（2010年にあいおい損害保険（株）と合併し、あいおいニッセイ同和損害保険（株）に） ニチイ学館グループ、日立製作所グループ等と（株）ライフケアパートナーズ設立 第一生命保険（相）（現 第一生命保険（株））と同事業会社 企業年金ビジネスサービス（株）設立 ニッセイコールセンター開設
2003年（平成15年）	広電日生人壽保險有限公司設立
2004年（平成16年）	バンコク・ライフ社を関連会社化 東京本部を丸の内に移転
2007年（平成19年）	シンガポール事務所開設（2010年に現地法人へ移行）
2008年（平成20年）	ノースウェスタン・ミューチュアル社と業務提携

2009年（平成21年）	広電日生人壽保險有限公司の合弁パートナーを中国長城資産管理公司に変更し、社名を長生人壽保險有限公司に変更
2011年（平成23年）	リライアンス・ライフ社に資本参加し、関連会社化（2016年にリライアンス・ニッポンライフ・インシュアランスと改称）
2012年（平成24年）	リライアンス・キャピタル・アセットマネジメント社に資本参加し、関連会社化（2016年にリライアンス・ニッポンライフ・アセットマネジメントと改称）
2014年（平成26年）	セクイス・ライフ社に資本参加し、関連会社化
2015年（平成27年）	（株）ライフサロンを子会社化 ニッセイリアルティマネジメント（株）設立 （株）ライフプラザパートナーズを子会社化 三井生命保険（株）（現 大樹生命保険（株））と経営統合
2016年（平成28年）	豪州生命保険会社 MLC Limited を子会社化
2017年（平成29年）	（株）ほけんの110番を子会社化 The TCW Group, Inc.に資本参加し、関連会社化
2018年（平成30年）	マスミューチュアル生命保険（株）（現 ニッセイ・ウェルス生命保険（株））と経営統合 （株）LHLを子会社化
2019年（平成31年）	はなさく生命保険（株）開業 リライアンス・ニッポンライフ・アセットマネジメントを子会社化

d 事業の内容

事業系統図 (2019年4月1日現在)

※太文字は連結対象会社を表します。



(注) 1. 子会社とは保険業法第2条第12項に規定する子会社、子法人等とは保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等(子会社を除く)、関連法人等とは保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等です。

2. ●は連結される子会社、■は持分法適用の関連法人等

3. ○は子会社、◇は関連法人等

4. 会社名は主要なものを記載しています。

e 営業の概況

日本生命の営業の概況については、後記第4「発行者及び関係法人情報」2「原保有者その他関係法人の概況」「その他関係法人の概況」「日本生命保険相互会社の概況」をご参照下さい。

f 割合その他の管理資産における本基金債権への集中の状況

日本生命は、管理資産を構成する本基金債権の唯一の債務者です。

g 本基金債権の内容

前記①「本基金債権の概要」をご参照下さい。

③ 管理資産を構成する資産に係る価格等の調査の結果及び方法の概要等

管理資産を構成する資産である本基金債権については、価格等の調査は行われていません。

（4）【管理資産を構成する資産の回収方法】

管理資産である本基金債権に係る本基金利息の支払及び本基金元本の償還については、原保有者である大和証券から当社に対して本基金債権が譲渡された後においては、日本生命は直接当社に対してこれを行うものとされています。本基金利息の支払及び本基金元本の償還の詳細については、前記（3）「管理資産を構成する資産の内容」①「本基金債権の概要」をご参照下さい。

3【管理及び運営の仕組み】

（１）【資産管理等の概要】

①【管理資産の管理】

管理資産を構成する本基金債権は、本基金拠出契約に基づき原保有者である大和証券が基金の拠出を日本生命に対して行うことによって発生したものです。

原保有者である大和証券は、本基金債権譲渡契約に基づく本基金債権の譲渡に際して、当社及び日本生命に対して、保有している本基金債権の単独唯一の権利者であり、その権利は他者のいかなる担保権その他の権利にも服するものではなく、自分のみがその処分権限を有することを除き、本基金債権に関連して、その有効性を含む一切の事項についての事実表明及び保証を何ら行っていません。

本基金債権の債務者である日本生命は、本基金拠出契約において、本基金拠出契約の締結日である2019年7月25日付及び本基金拠出実行日付で、原保有者である大和証券に対し、前記第1「管理会社の状況」2「管理資産を構成する資産の概要」（３）「管理資産を構成する資産の内容」①「本件基金債権の概要」n「事実の表明及び保証」記載の事実を表明し、保証しています。また、日本生命は、本基金債権譲渡契約において、当社及び大和証券に対し、本基金拠出契約において日本生命が大和証券に対して行った前記第1「管理会社の状況」2「管理資産を構成する資産の概要」（３）「管理資産を構成する資産の内容」①「本件基金債権の概要」n「事実の表明及び保証」記載の事実表明は、それがなされた時点において全て真実かつ正確であり、かつ、本基金債権譲渡契約の締結日及び本基金債権の譲渡実行日である2019年8月1日においても真実かつ正確であることを表明し、保証しています。

当社の普通株式及びA種優先株式の状況並びにその保有者については後記第4「発行者及び関係法人情報」1「発行者の状況」をご参照下さい。

なお、当社は、未償還の本社債が残存する限り当該株式の保有者たる株主に対する配当を行わないこと及び資本金及び資本準備金の額の減少を行わないことを本社債管理委託契約において約束しています。

日本生命による本基金債権に係る本基金利息の支払及び本基金元本の償還は、それぞれ各本基金利払日及び本基金最終償還日において、当社に対して直接行われます。本社債管理委託契約においては、本基金利息の支払による回収金は当社の本社債関連口座内の利息支払勘定において、本基金元本の償還による回収金は当社の本社債関連口座内の元本償還勘定において、それぞれ保管するものとされています。

当社は、本資産管理委託契約に基づき、三菱UFJ信託銀行に対し、本基金債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

本①に記載される事項のほか管理資産たる本基金債権の元本の償還及び利子の支払等に重大な影響を及ぼす要因については、前記第1「管理会社の状況」1「概況」（１）「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」④「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。

a 管理資産からの支出

(a) 本社債管理委託契約において、当社は、本社債管理委託契約に定めるとおり、本社債関連口座を開設するものとし、本社債関連口座内の金銭を、(i)利息支払勘定、(ii)元本償還勘定及び(iii)出資金勘定に区分して管理するものとされています。

(b) 本社債管理委託契約において、当社は、以下に定める方法と順序においてのみ金銭の支払を行うことができるものとされています。また、当社は、保有する金銭を以下に定める方法に基づき本社債関連口座においてのみ保管するものとされています。但し、本社債関連口座を開設している金融機関について、(i)R&Iによる短期格付がa-1（又はそれと同等の信用力）未満に格下げされた場合、又は(ii)JCRによる短期格付（又はこれと同等とみなされる長期格付）がJ-1（又はこれと同順位の格付）未満に格下げされた場合（以下本「管理資産からの支出」において「格付事由」といいます。）には、当社は、かかる事由の発表の日の翌日から14銀行営業日以内に、(i)R&Iによる短期格付がa-1（又はそれと同等の信用力）以上、かつ、(ii)JCRによる短期格付（又はこれと同等とみなされる長期格付）がJ-1（又はこれと同順位の格付）以上である金融機関に新たに本社債関連口座を開設し、従来の本社債関連口座において保管されていた金銭をそれぞれ本社債管理者に書面による通知の上移転し、新たな本社債関連口座内の金銭を、従前と同様に(i)利息支払勘定、(ii)元本償還勘定及び(iii)出資金勘定に区分して管理するもの（以下本「管理資産からの支出」において「本社債関連口座移転行為」といいます。）とし、以後も同様とします。なお、当社は、格付事由が生じていない場合であっても、i 本社債に付された格付の格下げを避けるために合理的に必要又は望ましいものと認められる場合及びii 本社債に付された格付の格上げのために合理的に必要又は望ましいものと認められる場合には、本社債関連口座を開設する金融機関と協議の上、随時、本社債関連口座移転行為を行うことができます。

管理資産からの支払順序及び方法は、以下によるものとします。

(i) 本基金債権に基づき日本生命から受領した金銭のうち、i 利息（本基金未払残高支払額及び前記第1「管理会社の状況」2「管理資産を構成する資産の概要」（３）「管理資産を構成する資産の内容」①「本

基金債権の概要」h「期限前償還」(f)(ii)に記載する違約金を含みます。)として受領した金銭については利息支払勘定に入金し、ii元本として受領した金銭については元本償還勘定に入金します。iii当社がその普通株式及びA種優先株式の発行によって受領した普通株式の払込金及びA種優先株式の払込金並びに本社債の発行によって受領した本社債の払込金は全て出資金勘定に入金します。iv本社債関連口座に係る預金金利については、全て出資金勘定に入金します。

(ii) 本信用枠設定契約に基づき日本生命から借り入れた金銭については利息支払勘定に入金します。

(iii) 本基金債権に基づき日本生命から受領する利息について賦課された源泉税の還付金については出資金勘定に入金します。

(iv) 各利払日及び償還日において、以下の方法により、本社債の元本及び利息（未払残高を含みます。本(iv)において以下同じです。）の支払を行うものとします。但し、以下の方法に従った支払において、利息支払勘定及び元金償還勘定内の金銭が不足する場合には、当該不足に係る金額については、1回の支払について50万円を上限として、出資金勘定から支払います。

i 償還日に該当しない利払日においては、利息支払勘定から本社債の利息の支払を行い、かかる支払の後の残余については、全て利息支払勘定に留保します。

ii 償還日においては、利息支払勘定及び元本償還勘定から本社債の利息及び元本の支払を行い、かかる支払の後の残余については、全て出資金勘定に入金します。

(v) 当社は、以下の項目に該当する支払については、その支払時期が到来した時点において、随時、出資金勘定から行うことができます。但し、下記iiiの支払については、当該支払を行うべき日（この日を含みます。）までに支払うべき本社債の元本及び利息が全て支払われたことを停止条件として行われるものとし、かつ、各個別貸付については、当該支払を行うべき日の直前の基準日において留保されている金銭から、当該支払を行うべき日までに下記i及びiiに基づき支払われるべきものの総額並びに100万円を控除した金額を上限として行われるものとし、

i 公租公課の支払

ii 諸費用の支払

本「管理資産からの支出」において「諸費用」とは、ア 当社の資産の維持・管理に係る諸費用（本資産管理委託契約に基づき支払う資産管理委託期中手数料を含みます。）、イ 本社債の維持、管理及び支払に係る諸費用（本社債管理委託契約及び本社債事務委託契約に基づき支払う報酬・費用及び本社債管理委託手数料を含みます。）、ウ 当社の業務又は維持に係る諸費用（取締役・監査役に対する報酬、会計士及び監査法人手数料、格付手数料を含みます。）、並びにエ 本社債管理委託契約第17条及び第18条に基づく損害、債務及び費用の支払を総称したものをいいます。

iii 本信用枠設定契約に基づく借入金の元利金その他の支払

(vi) 前記(i)から(v)までの記載にかかわらず、当社は、以下の項目に該当する支払については、出資金勘定から行うことができます。

i 本社債の引受会社である大和証券に対して本引受契約に基づき支払う引受手数料及び費用の支払

ii 本基金債権譲渡契約第2条第1項に基づく当社から大和証券に対する本基金債権の売買代金の支払

iii 払込期日までに当社が支払うべき公租公課の支払

iv その他本社債の発行に関連して必要となる費用（弁護士費用、会計士費用、本信用格付業者に対して支払う格付手数料等を含みますがこれらに限られません。）の支払

②【管理報酬等】

管理資産から支払われる手数料としては以下のものがあります。

a 当初支払報酬及び手数料として、当社は、本社債の引受会社に対する引受手数料、本社債の事務受託会社である三菱UFJ銀行に対する社債事務委託手数料、本社債の発行に関連して必要となる弁護士費用、会計士費用、本信用格付業者に対する格付手数料及び目論見書（仮目論見書及びその訂正事項分を含みます。）等印刷費用、その他当初において会社の設立・維持のために当社が負担すべき報酬及び手数料（これらに関する消費税及び地方消費税を含みます。）を支払うものとし、その合計は約180百万円です。

b 期中支払報酬及び手数料として、当社は、以下の報酬及び手数料を支払います。

(a) 本社債事務受託会社を通じて、本社債権者に対して本社債の元利金の支払を行った者である、本社債権者が本社債を保有する口座管理機関に対して、以下の金額をそれぞれ支払います（以下の金額は、消費税及び地方

消費税を含みません。）。以下の金額に賦課される消費税及び地方消費税は、当社が負担するものとされています（消費税又は地方消費税の税率が変更となった場合には、変更日以降は新税率が適用されます。）。

元本支払手数料として、当該本社債の元本金額の10,000分の0.075

利金支払手数料として、当該本社債の元本金額の10,000分の0.075

当社は、(i)元本支払手数料を本社債の元本が償還される日の前銀行営業日までに、(ii)利金支払手数料を本社債の利金支払われる日の前銀行営業日までに、それぞれ本社債事務受託会社に交付します。

- (b) 本社債管理者である三菱UFJ銀行に対して、利払日に、その前回の利払日における本社債残存元本額に対し、1か年につき10,000分の0.3（消費税及び地方消費税別）の料率により、本社債の前回の利払日の翌日から当該利払日までの1年分を本社債管理委託手数料として支払います。但し、初回の支払の場合は、2020年8月1日（以下「第1回利払日」といいます。）に、払込期日における本社債残存額に対し、払込期日の翌日から第1回利払日までの1年分を支払います。1年に満たない手数料を計算するときは、1年の日割をもってこれを計算します。なお、手数料計算基準日（前回の利払日（初回の支払の場合は払込期日）をいいます。）以降利払日までに買入消却その他により本社債残存元本額が減少した場合、本社債管理者は利払日における本社債残存元本額にて手数料を計算し、差額を返戻します。手数料を支払うべき日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。手数料に賦課される消費税及び地方消費税は、当社が負担するものとします（消費税又は地方消費税の税率が変更となった場合には、変更日以降は新税率が適用されます。）。当社が手数料を支払った後は、本(ii)に記載の場合を除き、いかなる事由があっても、当社はその返戻を請求しません。
- (c) 本資産管理受託会社である三菱UFJ信託銀行に対して、2019年7月25日から2020年8月1日までの期間について2020年の8月の最終の銀行営業日に75万円を、以降毎年8月2日から翌年8月1日までの期間について、2021年（この年を含みます。）から2024年（この年を含みます。）までの各年の8月の最終の銀行営業日に75万円を、本資産管理受託会社が別途指定する方法により、本資産管理手数料として支払います（それぞれ消費税は外税とします。）。但し、2024年8月2日以降において本資産管理委託契約の期間（以下「本契約期間」といいます。）が継続している場合には、以降毎年8月2日から翌年8月1日までの期間について、年額75万円（消費税は外税とします。）（一年に満たない期間については、月割計算（1円未満切捨て）とします。）を、毎年8月の最終の銀行営業日及び本契約期間の満了日に支払います。また、本資産管理委託契約が本契約期間の期中において終了した場合には、当該期間について、年額75万円の月割計算（1円未満切捨て）による金額を、本契約期間終了月の最終の銀行営業日又は当社及び本資産管理受託会社が別途合意する時期において、当社及び本資産管理受託会社が別途合意する方法により当社は本資産管理受託会社に対し支払うものとします。
- (d) 上記以外の主な期中支払報酬及び手数料として、当社は、本信用格付業者に対する格付監視手数料、当社の会計監査人に対する報酬、公告費用及びその他当社を維持するために必要となる報酬及び手数料（これらに関する消費税及び地方消費税を含みます。）を支払うものとし、その合計は年間約10百万円です。

③【その他】

本社債管理委託契約において、当社は、本社債要項に別途定めるところに加え、以下の事項につき事前に本社債管理者の書面による承諾を得るものとされています。

- a 当社の定款の変更（但し、本一般社団法人に対して普通株式又はA種優先株式を、日本生命に対してA種優先株式を発行するために、それぞれ必要となる定款の変更を除きます。）を行う場合
- b 当社が、本基金債権譲渡契約、本信用格付設定契約又は本資産管理委託契約を解除、変更又は修正する場合

なお、当社の定款の変更は、株主総会の決議によらなければできません。

本社債管理委託契約に定められた事項の変更その他特に必要と認められる事項については、そのつど当社及び本社債管理者は、相互にこれに関する協定をします。本社債管理委託契約が変更された場合には、当社は速やかにその旨本信用格付業者に書面にて通知します。但し、会社法に規定する事項及び本社債権者の利害に重大な関係を有する事項の変更（法令の改正又は制定に伴う変更を除きます。）については、法令等に従い、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とします。

（2）【信用補完等】

- ① 当社は、本信用格付設定契約に基づき、各本基金利払日又は本基金特別支払日において、日本生命から個別貸付を受けて、その一部又は全部を本社債の利息の支払に利用することができ、かかる借入金の限度において本社債の利息の支払の信用補完及び流動性補完となり得ます。本信用格付設定契約の内容については前記第1「管理会社の状況」1「概況」（1）「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」③「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」b「信用補完の形態」(a)「本件信用格付設定契約」をご参照下さい。
- ② 当社は、本信用格付設定契約に基づく借入金の元利金その他の支払については、当該支払を行うべき日（この日を含みます。）までに支払うべき本社債の元本及び利息が全て支払われたことを停止条件として行われるものとし、

かつ、個別貸付の元本及び利息の支払については、当該支払を行うべき日の直前の個別貸付利払基準日において出資金勘定に留保されている金銭から、当該支払を行うべき日までに公租公課及び諸費用に支払われるべきものの総額並びに10百万円を控除した金額を上限として行われるものとし（但し、個別貸付（特別）の元本及び利息の支払については、かかる上限は適用されません。）、本社債の信用補完措置及び流動性補完措置とします。

- ③ 本社債の元利金の支払について、前記第1「管理会社の状況」3「管理及び運営の仕組み」(1)「管理資産等の概要」①「管理資産の管理」a「管理資産からの支出」(b)の(iv)の方法に従った支払において、利息支払勘定及び元金償還勘定内の金銭が不足する場合に、当該不足に係る金額につき1回の支払について50万円を上限として、出資金勘定から支払うこととされていることをもって、当該金額の限度において、本社債の信用補完措置及び流動性補完措置とします。

（３）【利害関係人との取引制限】

該当事項はありません。

4【証券所有者の権利】

本社債保有者への利息金額及び償還金額の計算方法については、以下（１）「利払日及び利息支払の方法」及び（２）「償還期限及び償還の方法」をご参照下さい。

本社債の元利金は、振替法及び振替機関業務規程等に従い、各本社債権者に係るそれぞれの口座管理機関を通じて支払われます（但し、保管振替機構の直接加入者の自己保有分については、本社債事務受託会社よりかかる直接加入者に対し、直接、支払われます。）。

本社債権者が有する利息支払請求権及び償還金支払請求権は、各々、本社債の各利払日及び償還日に、期限が到来した金銭債権となります。

本社債の消滅時効は、その支払日から（元本の場合）10年及び（利息の場合）5年となります。

本社債権者と本信用枠設定契約の債権者との優先劣後関係については、前記第1「管理会社の状況」1「概況」

（１）「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」③「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」b「信用補完の形態」(a)「本件信用枠設定契約」(xii)、(xiii)及び(xiv)をご参照下さい。

本社債権者は、本社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、当社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てたり、第三者による申し立てに対し参加、同意等をしないものとします。

本社債権者は、当社による本社債に基づく元利金支払債務その他の債務の履行は、当社の財産である本責任財産のみを責任財産として、かつ、前記第1「管理会社の状況」3「管理及び運営の仕組み」第1「管理会社の状況」3「管理及び運営の仕組み」（１）「資産管理等の概要」①「管理資産の管理」a「管理資産からの支出」(b)(i)から(iv)に記載されている順序及び方法によってのみ行われることに合意し、本社債権者は、かかる債務の履行による満足を得るために本責任財産以外の財産について、強制執行、差押、仮差押、保全処分その他類似の手続の申し立てを行わないことに合意するものとします。

本社債権者は、償還日が到来した場合において、本責任財産から支払が行われた後に、なお本社債について未償還の元金又は未払の利息が存在する場合、本社債の未償還元金総額及び未払利息額が本責任財産が換価された金額を超過する範囲においてその債権を放棄するものとします。

（１）利払日及び利息支払の方法

① 元利金支払の方法

本社債に関する元本及び利息は、振替法及び振替機関業務規程等に従って支払われます。

② 利息支払の方法及び期限

a 本社債利息は、払込期日の翌日（当日を含みます。）からこれを付し、2020年8月1日を第1回の利払日としてその日までの1年分を支払い、その後各利払日にその日までの1年分を支払います。

b 利払日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、支払われる本社債利息の金額に影響を与えるものではありません。

c 1年に満たない期間につき本社債に係る利息を計算するときは、その1年の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

d 償還日以降、当該償還額（本社債の元本の支払が不当に留保若しくは拒絶された場合又は本社債の元本の支払に関して債務不履行が生じている場合を除きます。）に係る利息は発生しないものとします。なお、(a)(i)当該償還日において残存する経過利息又は(ii)当該償還日が利払日に該当する場合の本社債利息及び(b)未払残高は、後記（２）「償還期限及び償還の方法」②「償還の方法及び期限」の記載に従い償還とともに支払われます。

e 本社債利息及び経過利息の支払については、本②「利息支払の方法及び期限」の記載のほか、後記 f「利息支払の停止」及び g「未払残高の支払」並びに前記第1「管理会社の状況」1「概況」（１）「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」⑨「劣後条件等」a「劣後特約（当社劣後事由）」及び b「劣後特約（本基金劣後事由（本社債）」の記載に従います。

f 利息支払の停止

当社は、利払停止事由が生じた場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに（但し、当該利払日の10銀行営業日前までに）通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べます。当該繰り延べられた本社債利息の未払金額である利払停止金額には、利息を付しません。

g 未払残高の支払

(a) 当社は、未払残高支払事由が生じた場合には、当該未払残高支払事由に係る本基金未払残高支払額相当額である支払金額を、本社債権者及び本社債管理者に対し、本①の記載に従った支払を行う利払日から10銀行営業

日以上15銀行営業日以内の事前の通知（かかる通知には支払われる未払残高を記載することを要します。）を行うことにより、未払残高支払事由が発生した後最初に到来する利払日（但し、当該利払日に先立って上記の事前通知を行うことが実務上不可能な場合には、翌利払日）に、当該利払日時点の本社債権者に支払います。その場合、支払われる金額は、各本社債権者が各口座管理機関（振替機関業務規程等に定める口座管理機関をいいます。）の各口座に保有する各本社債の金額の総額に、支払金額の一通貨あたりの利子額を乗じて算出されます。

(b) 当社が未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、最も早い利払日に係る利払停止金額から順に充当されます。

(c) 未払残高の支払については、本②「利息支払の方法及び期限」の記載のほか、前記第1「管理会社の状況」1「概況」（1）「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」⑨「劣後条件等」a「劣後特約（当社劣後事由）及びb「劣後特約（本基金劣後事由（本社債）」記載の劣後特約に従います。

（2）償還期限及び償還の方法

① 償還価額

各社債の金額100円につき金100円。但し、後記②「償還の方法及び期限」dの記載に基づき期限前償還される場合は同e記載の金額によります。

② 償還の方法及び期限

a 本社債の元本は、後記bからdまでの記載に基づき期限前償還される場合を除き、最終償還日に、その残存総額を、最終償還日を利払日とする本社債利息及び未払残高の支払とともに償還します。但し、第1「管理会社の状況」2「管理資産を構成する資産の概要」（3）「管理資産を構成する資産の内容」①「本基金債権の概要」e「償還方法」の記載に基づき、(a)本基金最終償還日が本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合及び(b)本基金繰延後最終償還日が更にその後の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合には、最終償還日は当該繰り延べ後の本基金繰延後最終償還日まで延長されるものとし、その間も、当該利払日（当日を含みます。）まで、前記第1「管理会社の状況」2「管理資産を構成する資産の概要」（3）「管理資産を構成する資産の内容」①「本基金債権の概要」f「利率」に記載する利息が発生するものとし、その後も同様とします。

当社は、前記第1「管理会社の状況」2「管理資産を構成する資産の概要」（3）「管理資産を構成する資産の内容」①「本基金債権の概要」e「償還方法」の記載に基づき、(a)本基金最終償還日が本基金繰延後最終償還日に繰り延べられる旨又は(b)本基金繰延後最終償還日が更にその後の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられる旨の通知を受領後、速やかに（但し、最終償還日又は延長後の最終償還日より30日以上60日以内の事前の）通知を行うことにより、本社債権者及び本社債管理者に対して、当該最終償還日又は延長後の最終償還日における本社債の元本の償還の有無及び最終償還日が延長される場合は延長後の最終償還日を通知するものとします。

b 当社は、前記第1「管理会社の状況」2「管理資産を構成する資産の概要」（3）「管理資産を構成する資産の内容」①「本基金債権の概要」h「期限前償還」（b）から(d)までの記載に基づき、本基金期限前償還が本金利払日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに（但し、当該本金利払日の直後の利払日である本社債期限前償還日（利払日）より30日以上60日以内の事前の）通知（撤回不能とします。）を行うことにより、本社債期限前償還日（利払日）において、当該時点で残存する本社債の元本の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該利払日における本社債利息及び未払残高の支払とともに償還します。

c 当社は、前記第1「管理会社の状況」2「管理資産を構成する資産の概要」（3）「管理資産を構成する資産の内容」①「本基金債権の概要」h「期限前償還」（b）から(d)までの記載に基づき、本基金期限前償還が本金利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに（但し、本社債期限前償還日（利払日以外）より30日以上60日以内の事前の）通知（撤回不能とします。）を行うことにより、本社債期限前償還日（利払日以外）において、当該時点で残存する本社債の元本の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該日（当日を含みます。）までの経過利息及び未払残高の支払とともに償還します。

d 当社は、本社債組織変更期限前償還事由が発生した場合には、本社債組織変更期限前償還日に本社債の全部を本社債組織変更期限前償還価額で期限前償還するものとします。

- e 前記dの規定により期限前償還する場合における本社債の償還価額は、各本社債につき、(a)金1,000万円又は、(b)次の(i)及び(ii)の合計額（1,000円に満たない端数は切り捨てます。）のいずれか高い方の金額とします。
- (i) 各本社債元本の現在価値
 - (ii) 各本社債将来利払日に係る本社債将来利息金額の現在価値の合計額
- f 本社債について本社債組織変更期限前償還事由が発生した場合には、当社は、その日から5銀行営業日以内に、その旨及び本社債組織変更期限前償還日を本社債管理者及び本信用格付業者に対して通知するものとし、本社債管理者は、かかる通知を受領した後、実務的に可能な限り、遅滞なく本社債組織変更期限前償還事由が発生した旨及び本社債組織変更期限前償還日を本社債権者に通知します。
- g 本社債について本社債組織変更期限前償還事由が発生した場合には、当社は、償還価額決定日から5銀行営業日以内に、本社債組織変更期限前償還価額を本社債管理者及び本信用格付業者に対して通知するものとし、本社債管理者は、かかる通知を受領した後、実務的に可能な限り、遅滞なく本社債組織変更期限前償還価額を本社債権者に通知します。
- h 前記aからdまでの記載に基づき本社債が償還されるべき償還日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、償還日（当日を含みます。）までの経過利息又は償還日が利払日に該当する場合の本社債利息の金額に影響を与えるものではありません。
- i 本社債の元本の償還については、本②「償還の方法及び期限」に記載のほか、前記第1「管理会社の状況」1「概況」（1）「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」⑩「劣後条件等」a「劣後特約（当社劣後事由）」及び同b「劣後特約（本基金劣後事由（本社債））」記載の劣後特約に従います。

5【管理資産を構成する資産の状況】

（１）【管理資産を構成する資産の管理の概況】

管理資産を構成する資産の管理の概況は、前記第１「管理会社の状況」２「管理資産を構成する資産の概要」

（３）「管理資産を構成する資産の内容」をご参照ください。

（２）【損失及び延滞の状況】

	総債権残高	延滞額	比率
2019年９月	50,020,491千円	一千円	－％

※ 総債権残高とは、当該月末における管理資産の元利金合計額をいいます。

（３）【収益状況の推移】

	第１期 自 2019年６月18日 至 2019年９月30日
(1) 収益 金融収益	20,491千円
(2) 費用	28,302千円
(3) 期末残高 元本金額の期末残高	50,000,000千円
(4) 元本金額の期末残高に 占める収益額の比率	0.04％
(5) 元本金額の期末残高に 占める費用額の比率	0.05％

（４）【買戻し等の実績】

該当事項はありません。

6【投資リスク】

（１）【投資に関するリスクの特性】

当社は、本基金債権を裏付けとして本社債を発行しています。本社債の元利金の支払は、当社が取得した本基金債権の元利金を支払原資として行われますが、日本生命の信用状態が悪化した場合その他の理由により、かかる支払債務の履行が行われない可能性があります。従って、本社債の元利金支払の前提となっている本基金債権の支払債務の履行が必ずしも確実に行われるとは限らない以上、本社債においてはその元本や一定の投資成果が保証されているものではありません。

本基金債権に係る支払債務の履行の程度その他の理由に基づく本基金債権の価値の下落、その他、前記第1「管理会社の状況」1「概況」（１）「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」④「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」により、本社債権者は損失を被ることがあります。

また、本社債は預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

本社債に関する投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事由については、前記第1「管理会社の状況」1「概況」（１）「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」④「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。

上記、第1「管理会社の状況」1「概況」（１）「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」④「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」に記載される将来に関する事項は、本報告書提出日現在において判断したものです。

（２）【投資リスクに関する管理体制】

当社は、法令及び本社債管理委託契約の定めに従い、本社債について、本社債への投資者たる本社債権者のために、本社債に基づく弁済の受領、債権の実現の保全その他本社債の管理を行うことを本社債管理者に委託しています。本社債管理者は、本社債権者のために、本社債に係る債権の弁済を受け、又は本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。

本社債管理者は、上記の本社債の管理を行うために、本社債管理委託契約に基づき、ソリューションプロダクツ部において、本社債の管理業務を行います。上記管理のための本社債管理委託契約その他の合意及び法令の遵守状況については、ソリューションプロダクツ部により定期的に確認される体制が整備されています。

なお、本社債に関する投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項に対する対応については、第1「管理会社の状況」1「概況」（１）「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」④「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。

第 2 【管理資産の経理状況】**1 【主な資産の内容】**

	第 1 期 2019年 9 月30日
I 管理資産残高	50,020,491千円
元本相当部分	50,000,000千円
利息相当部分（未収利息相当額）	20,491千円
II 証券所有者への利息支払基金の残高	－千円
III 証券所有者への元本償還基金の残高	－千円
IV 管理資産の維持管理費支払基金の残高	－千円

2 【主な損益の内容】

	第 1 期 自 2019年 6 月18日 至 2019年 9 月30日
I 総収入	
管理資産の回収額	－千円
うち元本返済相当部分	－千円
利息相当部分	－千円
その他の手数料収入	－千円
管理資産の再譲渡に伴う収入	－千円
その他	－千円
II 総費用	
管理報酬	－千円
管理資産の維持管理費	－千円
信用補完手数料	－千円
その他の手数料	－千円
管理資産の貸倒償却額	－千円
うち元本相当部分	－千円
利息相当部分	－千円
III 収入金（I－II）	－千円

3 【収入金（又は損失金）の処理】

	第 1 期 2019年 9 月30日
新たに管理資産に組み入れる資産への再投資	－千円
証券所有者への利息支払（又は基金への積立）	－千円
証券所有者への償還（又は基金への積立）	－千円
管理資産の維持管理費（又は基金への積立）	－千円
その他	－千円

4 【監査等の概要】

本社債の管理資産について、法令及び契約等により、公認会計士又は監査法人の監査を受けるものとする義務は課されていません。

第3【証券事務の概要】

1 本社債の名義書換

本社債は、振替法第66条第2号の規定に基づき、その全部について振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、当社は、振替法第67条第1項の規定に基づき、本社債の社債券を発行しません。社債原簿管理人は設置されず、本社債の譲渡については、振替法に基づき、社債権者が振替機関又は口座管理機関に対して振替の申請を行い、譲受人がその口座における保有欄（振替法に規定する機関口座にあつては、振替法第68条第5項第2号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄）に当該譲渡に係る金額の増額の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じません。

なお、振替法第86条の3に基づき、本社債の社債原簿においては本社債権者の氏名又は名称及び住所並びに本社債権者が本社債を取得した日は記載されず、社債原簿に係る取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料に関する事項については、該当事項はありません。

2 証券所有者に対する特典

通常の社債権者の権利である元利金受領権のほかには、特典等はありません。

3 譲渡制限

本社債について譲渡制限はありません。

4 その他

本社債については、保管振替機構が定める社債等に関する業務規程第58条の23の規定に従い、償還日及び利払日の前営業日並びに振替機関業務規程等において振替停止日とされている日においては、本社債に係る振替を行うための振替の申請はすることができません。

第4【発行者及び関係法人情報】

1【発行者の状況】

（1）【発行者の概況】

① 主要な経営指標等の推移

回次	第1期
決算年月	2019年9月
営業収益 (千円)	20,491
経常損失 (千円)	7,810
当期純損失 (千円)	7,883
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—
資本金 (千円)	145,050
発行済普通株式数 (株)	2
発行済優先株式数 (株)	5,800
純資産額 (千円)	282,216
総資産額 (千円)	50,303,574
1株当たり純資産額 (円)	△3,891,589.00
1株当たり当期純損失 (円)	3,941,589.00
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—
1株当たり配当額 (円)	—
（うち1株当たり中間配当額） (円)	—
自己資本比率 (%)	0.5
自己資本利益率 (%)	—
配当性向 (%)	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△170,632
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	290,100
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	119,467
従業員数 (名)	—

（注1）当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

（注2）営業収益には消費税等（消費税及び地方消費税をいいます。以下同じ。）が含まれております。

（注3）当社と雇用契約を締結している従業員はおりません。

（注4）潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

（注5）1株当たり情報については、普通株式について記載しております。

（注6）株主総利回り、比較指標、最高株価及び最低株価については、当社普通株式及びA種優先出資は非上場でありますので記載しておりません。

② 沿革

当社は、2019年6月18日に会社法に基づく株式会社として設立され、現時点においては本一般社団法人が当社の普通株式の全てを保有しています。2019年7月17日にA種優先株式5,800株を日本生命に発行し、現時点においては日本生命が当社のA種優先株式の全てを保有しています。

当社の本店は、東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内に所在します。

③ 事業の内容

当社の目的は、金銭債権の取得、保有、売買及び処分、並びにそれに附帯関連する一切の業務を行うことです。

④ 関係会社の状況

当社の親会社は、本一般社団法人たる一般社団法人ニッセイ基金流動化ホールディングスです。当社は子会社、関連会社、その他の関係会社を有していませんので、関係会社の状況のうち子会社、関連会社、その他の関係会社の記載は行っていません。

親会社

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業の内容
一般社団法人ニッセイ基金 流動化ホールディングス	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 東京共同会計事務所内	基金 16,500,000円	・資産流動化法に基づいて設立され た特定目的会社の特定出資の取 得、保有及び処分 ・資産の流動化に係る業務を目的と して設立される株式会社、合同会 社その他の法人の株式、出資その 他の持分の取得、保有及び処分
議決権の被所有割合	関係内容		
	役員の兼任等	事業上の関係	
直接100%	なし	なし	

⑤ 従業員の状況

当社と雇用契約を締結している従業員はいません。三菱UFJ信託銀行に本資産管理委託契約に基づき管理資産を構成する資産である本基金債権の管理及び処分の業務を委託しています。

⑥ 株式等の状況

a 株式の総数等

種 類	発行可能株式総数（株）
普 通 株 式	8
A 種 優 先 株 式	80,000
計	80,008

	種 類	事業年度末 発行数（株） (2019年9月30日)	提出日現在 発行数（株） (2019年12月23日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容（注1）
発行済 株 式	普通株式	2	2	該当なし	—
	A種優先株式	5,800	5,800	該当なし	・定款において、会社法第108条第1項第1号（注2）、第2号（注3）及び第3号（注4）に掲げる事項について定めています。 ・定款において、会社法第322条第2項に規定する定めをしています。 ・定款において、会社法第199条第4項及び第238条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定めています。
	計	5,802	5,802	—	—

（注1）定款において、会社法第107条第1項第1号に掲げる事項（譲渡による株式の取得について当社の承認を要すること）を定めています。

（注2）定款において、①当社は、各事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」といいます。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」といい、A種優先株主と総称して「A種優先株主等」といいます。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」といいます。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」といい、普通株主と総称して「普通株主等」といいます。）に先立ち、法令上可能な範囲内において、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額に0.05を乗じた額に相当する金額の配当金（以下「A種優先配当金」といいます。）を支払う旨、並びに、②ある事業年度においてA種優先株主等に対して支払われた剰余金の配当の額が、A種優先配当金の額に達しないときは、その不足分は切り捨てられるものとし、翌事業年度以降に累積しない旨を定めています。

（注3）定款において、①当社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額を支払う旨、及び、②A種優先株主等に対しては、①のほか、残余財産の分配を行わない旨を定めています。

（注4）定款において、A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない旨を定めています。

b 新株予約権等の状況

ストックオプション制度、ライツプラン及びその他新株予約権等について該当事項はありません。

c 発行済株式総数、資本金等の推移

当社の発行済株式総数及び資本金等の推移は以下のとおりです。

当社は新株予約権、新株予約権付社債を発行していません。

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （円）	資本金残高 （円）	資本準備金 増減額（円）	資本準備金 残高（円）
2019年6月18日	普通株式 2	普通株式 2	50,000	50,000	50,000	50,000
2019年7月17日	A種優先株式 5,800	A種優先株式 5,800	145,000,000	145,000,000	145,000,000	145,000,000

d 所有者別状況

本報告書提出日現在、当社の発行済普通株式2株の全ては、本一般社団法人に所有されており、当社の発行済A種優先株式5,800株の全ては、日本生命に所有されています。

e 大株主の状況

(a) 普通株式の株主の状況

2019年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 （株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する 所有株式数の割合（％）
一般社団法人ニッセイ基金流動化ホールディングス	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 東京共同会計事務所内	2	100
計	—	2	100

(b) A種優先株式の株主の状況

2019年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 （株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する 所有株式数の割合（％）
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5番12号	5,800	100
計	—	5,800	100

f 議決権の状況

(a) 発行済株式

2019年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	5,800	—	A種優先株式（注）
議決権制限株式 （自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式 （その他）	—	—	—
完全議決権株式 （自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式 （その他）	2	2	普通株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	5,802	—	—
総株主の議決権	—	2	—

（注）A種優先株式の株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しません。

(b) 自己株式等

2019年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の 住所	自己名義所有株 式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合（％）
該当事項なし					

⑦ 自己株式の取得等の状況

該当事項はありません。

⑧ 配当政策

当社は、未償還の本社債が残存する限り普通株式及びA種優先株式の各株主に対する配当を行わないことを本社債管理委託契約において約束しています。

⑨ コーポレート・ガバナンスの状況等

a コーポレート・ガバナンスの概要

株式会社の機関として、取締役及び監査役が存在します。取締役は当社の職務を執行し、監査役は取締役の職務執行の監査を行います。取締役及び監査役に報酬は支払われません。定款において、取締役の定数は1名と定められています。当社は、普通株式に加えA種優先株式を発行する種類株式発行会社です。これらの株式の内容については、前記⑥「株式等の状況」をご参照ください。

b 役員の状況

男性1名 女性1名 （役員のうち女性の比率50%）

役職名	氏 名	生年月日	略 歴	任 期	所有株式数 (株)
取締役	関口陽平	1973年3月9日	1997年 4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入社 2003年10月 東京共同会計事務所入所（現職） 2019年 6月 当社取締役 就任	(注1)	—
監査役	関口三枝子	1967年4月21日	1995年12月 増山良裕税理士事務所入所 2001年 4月 株式会社さくら総合事務所入所 2001年10月 税理士登録 2003年 7月 有限会社青山総合会計事務所（現株式会社青山総合会計事務所）入所 2009年12月 東京共同会計事務所入所（現職） 2019年 6月 当社監査役 就任	(注2)	—

(注1) 2019年6月以降、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

(注2) 2019年6月以降、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

c 監査の状況

(a) 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、取締役及び監査役が各1名おります。取締役は当社の職務を執行し、監査役は取締役の職務執行の監査を行うとともに、計算書類及びその付属明細書の監査を行い、会計監査人から会計監査に関する報告及び説明を受けます。なお、監査役関口三枝子は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(b) 会計監査の状況

当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、財務諸表について会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けています。同監査法人を選定した理由は、会計監査人に必要とされる専門性及び独立性を有し、監査業務の品質管理体制が整備され、当社と類似する性質の会社における監査実績を有しており、適任と判断したためです。

業務を執行した公認会計士は、牧野あや子であり、有限責任監査法人トーマツに所属しています。監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士試験合格者2名及びその他1名であります。

(c) 監査報酬の内容等

(i) 監査公認会計士等に対する報酬の内容等

当事業年度

監査証明業務に基づく報酬（円）	非監査業務に基づく報酬（円）
4,840,000	4,860,000(注2)

（注1）当事業年度が設立後最初の事業年度であるため、当事業年度の前の事業年度の監査報酬はありません。

（注2）当社における非監査業務の内容は、当社の発行する社債の元引受を大和証券株式会社等が行うにあたっての当社の財務情報の調査となっております。

（ii）監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（（i）を除く）
該当事項はありません。

（iii）その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

（iv）監査報酬の決定方針
該当事項はありません。

d 役員の報酬等

当社は非上場会社でありますので、記載事項はありません。

e 株式の保有状況

当社は非上場会社であり、かつ保有もなく、記載事項はありません。

（２）【事業の概況】**① 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等**

当社は、資産を譲り受け、社債を発行することを目的とした会社であるため、社債権者への社債償還事務について、安全性の確保と同時に事務面では、一層の合理化を経営の重要課題としています。

② 事業等のリスク

本（２）「事業の概況」及び後記（５）「経理の状況」等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項については、前記第１「管理会社の状況」１「概況」（１）「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」④「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」の中の一部に記載されていますので、そちらをご参照下さい。なお、その中における将来に関する事項は、本報告書提出日現在において判断したものです。

③ 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析**a 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要****(a) 経営成績の状況**

第1期事業年度（2019年6月18日から2019年9月30日まで）

当社の第1期事業年度の業績は、営業収益20,491千円、営業損失7,810千円、当期純損失は7,883千円となっています。

(b) キャッシュ・フローの状況

第1期事業年度（2019年6月18日から2019年9月30日まで）

当社の第1期事業年度末における現金及び現金同等物は、119,467千円となりました。また、第1期事業年度におけるキャッシュ・フローの状況については以下の通りです。

（営業活動におけるキャッシュ・フロー）

第1期事業年度における営業活動の結果減少した資金は、本社債の発行による収入、本基金債権の取得による支出等により170,632千円となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

第1期事業年度において財務活動の結果得られた資金は、本株式の発行による収入により290,100千円となりました。

(c) 生産、受注及び販売の状況

該当事項はありません。

b 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

当社の代表者による経営成績に重要な影響を与える要因についての分析については、前記第１「管理会社の状況」１「概況」（１）「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」④「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」の中の一部に記載されていますので、そちらをご参照下さい。なお、その中における将来に関する事項は、本報告書提出日現在において判断したものです。

④ 経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

⑤ 研究開発活動

該当事項はありません。

（３）【営業の状況】

前記第４「発行者及び関係法人情報」１「発行者の状況」（１）「発行者の概況」③「事業の内容」に記載した通り、金銭債権の取得、保有、売買及び処分、並びにそれに付随関連する一切の業務のみを行っています。

（４）【設備の状況】

① 設備投資等の概要

該当事項はありません。

② 主要な設備の状況

当社は、記載すべき重要な設備を有していません。

③ 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

(5) 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2019年6月18日から2019年9月30日）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社及び関連会社を有しておらず、連結財務諸表は作成しておりません。

①【財務諸表】

イ【貸借対照表】

(単位：千円)

当事業年度 (2019年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	119,467
未収利息	20,491
流動資産合計	139,958
固定資産	
投資その他の資産	
買入指名金銭債権	50,000,000
投資その他の資産合計	50,000,000
繰延資産	
社債発行費	163,615
繰延資産合計	163,615
資産の部合計	50,303,574
負債の部	
流動負債	
未払費用	20,904
未払法人税等	453
流動負債合計	21,357
固定負債	
社債	50,000,000
固定負債合計	50,000,000
負債の部合計	50,021,357
純資産の部	
株主資本	
資本金	145,050
資本剰余金	
資本準備金	145,050
利益剰余金	
繰越利益剰余金	△7,883
純資産の部合計	282,216
負債及び純資産の部合計	50,303,574

ロ【損益計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2019年6月18日 至 2019年9月30日)
営業収益	
金融収益	20,491
営業収益合計	20,491
営業費用	
金融費用	※ 1 26,038
販売費及び一般管理費	※ 2 2,264
営業費用合計	28,302
営業損失（△）	△7,810
営業外収益	
受取利息	—
営業外収益合計	—
経常損失（△）	△7,810
税引前当期純損失（△）	△7,810
法人税、住民税及び事業税	72
法人税等合計	72
当期純損失（△）	△7,883
前期繰越利益又は前期繰越損失（△）	—
当期末処分利益又は当期末処理損失（△）	△7,883

ハ【株主資本等変動計算書】

当事業年度（自 2019年6月18日 至 2019年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額							
新株の発行	145,050	145,050	145,050			290,100	290,100
当期純損失（△）				△7,883	△7,883	△7,883	△7,883
当期変動額合計	145,050	145,050	145,050	△7,883	△7,883	282,216	282,216
当期末残高	145,050	145,050	145,050	△7,883	△7,883	282,216	282,216

ニ【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2019年6月18日 至 2019年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
買入指名金銭債権の取得による支出	△50,000,000
社債の発行による収入	50,000,000
社債発行費	△169,162
その他の営業支出	△1,470
小計	△170,632
利息及び配当金の受取額	—
法人税等の支払額	—
法人税等の還付額	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	△170,632
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	
普通株式の発行による収入	100
優先株式の発行による収入	290,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	290,100
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	119,467
現金及び現金同等物の期首残高	—
現金及び現金同等物の期末残高	※1 119,467

【注記事項】

(重要な会計方針)

当事業年度 (自 2019年 6月18日 至 2019年 9月30日)	
1. 繰延資産の処理方法	
社債発行費	
定額法により社債発行期間内である5年間で均等償却を行っております。	
2. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	
キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する定期預金若しくは譲渡性預金等の短期投資からなっております。	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	
消費税等の会計処理	
税込方式によっております。	

(損益計算書関係)

(※1) 金融費用の主要な費目及び金額は次の通りであります。

当事業年度 (自 2019年 6月18日 至 2019年 9月30日)	
社債利息	20,491千円
社債発行費償却	5,546千円

(※2) 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次の通りであります。

当事業年度 (自 2019年 6月18日 至 2019年 9月30日)	
資産管理手数料	147千円
社債管理手数料	265千円
業務委託手数料	442千円
租税公課	1,395千円
なお、販売費及び一般管理費のうち一般管理費の占める割合は100%です。	

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度（自 2019年6月18日 至 2019年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	—	2株	—	2株
優先株式	—	5,800株	—	5,800株
合計	—	5,802株	—	5,802株

(注1) 普通株式の株式数の増加2株は、普通株式の発行による増加です。

(注2) 優先株式の株式数の増加5,800株は、A種優先株式の発行による増加です。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当項目はありません。

3. 新優先株式引受権及び新自己優先株式引受権に関する事項

該当項目はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

(※1) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

当事業年度
(自 2019年6月18日
至 2019年9月30日)

現金及び現金同等物の期末残高は貸借対照表に掲記されている現金及び預金の残高と同額であります。

(リース取引関係)

該当項目はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は金融資産である買入指名金銭債権を管理資産として保有しており、当該資産の購入のために必要な資金を、本件資産から将来生ずるキャッシュフローを裏付けとする社債の発行により調達しています。なお、一時的な余資は安全性の高い金融資産（普通預金）で運用しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は主として買入指名金銭債権であり、金融負債は主として社債であります。本件買入指名金銭債権の元本償還及び利息を受け、同額を社債の元利金支払に充当しております。買入指名金銭債権は、拠出先である日本生命保険相互会社の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社の保有する資産は、買入指名金銭債権のみであり、本件買入指名金銭債権の債務者である日本生命保険相互会社による債務の履行につき、他のいかなる第三者も保証を行っているものではありません。従って、信用リスクは、日本生命保険相互会社の財務状態の健全性悪化に起因して発生致します。

尚、当事業年度期末日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

②市場リスク（市場金利等の変動リスク）の管理

買入指名金銭債権の金利及び社債の金利は固定金利であり、市場金利変動に伴う価格変動リスクに晒されていますが、買入指名金銭債権及び社債は発行条件が実質的に近似しており、実質的に同一のキャッシュフローを生み出す金融商品であることから、価格変動の影響が資産サイドと負債サイドで相殺されるため、市場リスクは限定的であります。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

上記（２）で述べたとおり、社債の元利金の支払いは、買入指名金銭債権の元本償還及び利息により行われます。買入指名金銭債権の償還額及び利払額は、その受領日の3営業日後の社債の元利金の支払いに同額が充当される仕組みとなっております。

このように社債の元利金及び諸費用の支払いは、買入指名金銭債権の元本償還及び利息によりほぼ全額が賄われる仕組みとなっておりますので、流動性リスクは僅少であります。

また、社債要項において、流動性補完のために一定の資金を準備金として維持しております。

(４) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

買入指名金銭債権及び社債については、市場価格はなく、合理的に算定された価額によっております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることがあります。

２. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

当事業年度（2019年9月30日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(１) 買入指名金銭債権	50,000,000	50,000,000	—
(２) 現金及び預金	119,467	119,467	—
資産計	50,119,467	50,119,467	—
(１) 社債	50,000,000	50,000,000	—
負債計	50,000,000	50,000,000	—

(注１) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(１) 買入指名金銭債権

買入指名金銭債権については、市場価格はないものの、社債と実質的に同一のキャッシュフローを生み出す金融商品であるため、社債の時価を用いて算定しています（下記負債（１）参照）。

(２) 現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(１) 社債

社債については、情報ベンダーにより一般に公表されている価格に基づき時価を算定しております。

(注２) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

当事業年度（2019年9月30日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超１０年以内	１０年超
買入指名金銭債権	—	50,000,000	—	—
現金及び預金	119,467	—	—	—
合計	119,467	50,000,000	—	—

(注3) 社債の決算日後の償還予定額
当事業年度（2019年9月30日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
社債	—	50,000,000	—	—
合計	—	50,000,000	—	—

(有価証券関係)

該当項目はありません。

(退職給付関係)

該当項目はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内容

当事業年度
(2019年9月30日)

繰延税金資産	
繰越欠損金	2,214 千円
繰延税金資産小計	2,214 千円
評価性引当金	△2,214 千円
繰延税金資産合計	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度（2019年9月30日）

当事業年度においては税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

該当項目はありません。

(ストックオプション等関係)

該当項目はありません。

(持分法損益等関係)

該当項目はありません。

(企業結合等関係)

該当項目はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、資産の譲受け並びにその管理を目的とし、その資金の大部分を社債の発行により調達している会社であります。その為、報告すべきセグメントは1つしかないためセグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えている為、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が損益計算書の営業収益の90%を超えている為、また、有形固定資産は保有しておりませんので、地域ごとの営業収益及び有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当事業年度（自 2019年6月18日 至 2019年9月30日）

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
日本生命保険相互会社	20,491	資産の譲り受け及びその管理

【報告セグメントとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	当事業年度 (自 2019年6月18日 至 2019年9月30日)
1株当たり純資産額	△3,891,589円00銭
1株当たり当期純損失金額	3,941,589円00銭

(注) 1. 1株当たり情報については、普通株式について記載しております。

2. 1株当たり情報については、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（平成14年9月25日 企業会計基準委員会 企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（平成14年9月25日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、潜在株式がないため記載しておりません。

4. 1株当たり純資産額の計算上の基礎は、以下の通りであります。

	当事業年度 (2019年9月30日)
純資産の部の合計額 (千円)	282,216
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	290,000
うち優先株式 (千円)	290,000
普通株式に係る当事業年度末の純資産額 (千円)	△7,783
1株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度の普通株式数 (株)	2

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

ホ【附属明細表】

1）資産及び固定資産等明細表

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	償却累計額	当期償却額	差引 当期末残高
資産							
買入指名金銭 債権	—	50,000,000	—	50,000,000	—	—	50,000,000
資産計	—	50,000,000	—	50,000,000	—	—	50,000,000
繰延資産							
社債発行費	—	169,162	—	169,162	5,546	5,546	163,615
繰延資産計	—	169,162	—	169,162	5,546	5,546	163,615

2）社債明細表

(単位：千円)

銘柄	発行年月日	当期首 残高	当期末 残高	利率	担保	償還期限	摘要
社債	2019年 8月1日	—	50,000,000 (—)	0.25%	無担保	2024年 8月1日	買入指名金銭 債権の購入
合計		—	50,000,000 (—)	—	—	—	—

(注) 1. 当期末残高の()の金額は貸借対照表日の翌日から1年以内に償還予定の金額を内書で示しております。

2. 貸借対照表日後5年以内における1年毎の償還予定額の総額

(単位：千円)

1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
—	—	—	—	50,000,000

3）借入金等明細表

財務諸表等規則第125条の規定により、借入金の金額が当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため借入金等明細表は作成しておりません。

4）営業収益及び営業費用の明細

(単位：千円)

区分	科目	内訳	金額	摘要
営業収益	金融収益	受取基金利息	20,491	—
	計		20,491	
営業費用	金融費用	社債利息	20,491	—
		社債発行費償却	5,546	—
	販売費及び一般管理費	資産管理手数料	147	—
		社債管理手数料	265	—
		業務委託手数料	442	—
		租税公課	1,395	—
		その他	13	—
	計		28,302	

②【主な資産及び負債の内容】

流動資産

現金及び預金

(単位：千円)

種類	金額
普通預金	119,467
合計	119,467

(6)【企業集団等の状況】

① 企業集団等の状況

当社は子会社を有しておりません。当社の親会社は一般社団法人ニッセイ債権流動化ホールディングスです。本報告書提出日現在一般社団法人ニッセイ債権流動化ホールディングスは当社以外に子会社を有しております。また、一般社団法人ニッセイ債権流動化ホールディングスは当社の株式及び一般社団法人関連特定目的会社の特定出資を保有する以外に事業を営んでおりません。一般社団法人ニッセイ債権流動化ホールディングスは日本生命保険相互会社より、基金の拠出を受けております。

② 関連当事者の状況

当社は子会社を有しておらず、連結財務諸表は作成しておりません。

③ 関連当事者との取引

該当事項はありません。

(7)【その他】

該当事項はありません。

2【原保有者その他関係法人の概況】

【原保有者の概況】

【大和証券株式会社】

（１）【名称、資本金の額及び事業の内容】

（ア）名称

大和証券株式会社

（イ）資本金の額

100,000百万円（2019年3月31日現在）

（ウ）事業の内容

金融商品取引業

（２）【関係業務の概要】

管理資産である当社の資産を構成する本基金債権の原保有者です。

（３）【資本関係】

該当事項はありません。

（４）【経理の概況】

（ア）最近２事業年度における主な資産、負債の概況

（単位：百万円）

	（単体） 2018年3月31日現在	（単体） 2019年3月31日現在
資産合計	11,682,900	9,832,825
負債合計	10,881,878	9,060,544
純資産合計	801,022	772,281

（イ）最近２事業年度における損益の概況

（単位：百万円）

	（単体） 2017年4月 1日から 2018年3月31日まで	（単体） 2018年4月 1日から 2019年3月31日まで
営業収益	358,835	332,374
営業利益	85,554	53,336
当期純利益	64,436	38,297

（ウ）その他

大和証券株式会社の最近２事業年度における経理の概況の詳細については、2018年３月期及び2019年３月期の有価証券報告書、半期報告書、（提出されている場合には）臨時報告書並びにこれらの訂正報告書をご参照下さい。

（５）【その他】

該当事項はありません。

【その他関係法人の概況】

【株式会社三菱UFJ銀行】

(1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(ア) 名称

株式会社三菱UFJ銀行

(イ) 資本金の額

1,711,958百万円（2019年9月30日現在）

(ウ) 事業の内容

銀行業務

(2) 【関係業務の概要】

本社債の社債管理者です。

(3) 【資本関係】

三菱UFJ銀行と後記「三菱UFJ信託銀行株式会社」記載の三菱UFJ信託銀行は、いずれも株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが総株主の議決権の100%を保有する会社です。

(4) 【経理の概況】

(ア) 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

(単位：百万円)

	(単体) 2018年3月31日現在	(単体) 2019年3月31日現在
資産合計	212,246,573	225,596,992
負債合計	201,826,382	214,683,037
純資産合計	10,420,190	10,913,954

(イ) 最近2事業年度における損益の概況

(単位：百万円)

	(単体) 2017年4月1日から 2018年3月31日まで	(単体) 2018年4月1日から 2019年3月31日まで
経常収益	3,067,560	3,568,249
経常利益	637,091	624,464
当期純利益	437,710	663,215

(ウ) その他

株式会社三菱UFJ銀行の最近2事業年度における経理の概況の詳細については、2018年3月期及び2019年3月期の有価証券報告書、半期報告書、（提出されている場合には）臨時報告書並びにこれらの訂正報告書をご参照下さい。

(5) 【その他】

該当事項はありません。

【三菱UFJ信託銀行株式会社】

(1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(ア) 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

(イ) 資本金の額

324,279百万円（2019年9月30日現在）

(ウ) 事業の内容

信託業務、普通銀行業務及びその他併営業務

(2) 【関係業務の概要】

当社から管理資産である本基金債権の管理及び処分に関する業務の委託を受けます。

(3) 【資本関係】

三菱UFJ信託銀行と前記「株式会社三菱UFJ銀行」記載の三菱UFJ銀行は、いずれも株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが総株主の議決権の100%を保有する会社です。

(4) 【経理の概況】

(ア) 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

(単位：百万円)

	(単体) 2018年3月31日現在	(単体) 2019年3月31日現在
資産合計	42,635,723	33,713,809
負債合計	40,288,258	31,658,668
純資産合計	2,347,465	2,055,140

(イ) 最近2事業年度における損益の概況

(単位：百万円)

	(単体) 2017年4月1日から 2018年3月31日まで	(単体) 2018年4月1日から 2019年3月31日まで
経常収益	704,515	732,794
経常利益	206,093	114,519
当期純利益	186,754	95,135

(ウ) その他

三菱UFJ信託銀行株式会社の最近2事業年度における経理の概況の詳細については、2018年3月期及び2019年3月期の有価証券報告書、半期報告書、（提出されている場合には）臨時報告書並びにこれらの訂正報告書をご参照下さい。

(5) 【その他】

a 本資産管理委託契約の解約

- (a) 本資産管理委託契約の期間は、本資産管理委託契約の締結日から本社債の全額が償還された日までとされています。但し、当該期間終了後において、本資産管理委託契約所定の本資産管理受託会社の業務がなお現存する場合には、当該期間は当該業務が終了するまで延長されるものとし、本資産管理受託会社は引続き当該業務を遂行するものとされています。なお、当該期間の終了については、当社及び本資産管理受託会社は本資産管理委託契約において定められる様式による書面によりこれを確認するものとされています。
- (b) 本資産管理委託契約の期間中、本資産管理受託会社において以下のいずれかの事由が生じた場合には、当社は、書面による通知をなすことにより本資産管理委託契約を解除することができるとされています。この場合、当社は、解除を理由として損害賠償その他名目の如何を問わず本資産管理受託会社に対し一切債務を負担しないものとされています。
- ① 本資産管理受託会社が、本資産管理委託契約に基づく義務の履行を怠り、当社からその旨の通知の到着後30日以内にその履行がなされないとき
 - ② 本資産管理受託会社について、支払の停止が生じたとき、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがなされたとき、本資産管理受託会社について銀行取引停止処分がなされたとき、又は本資産管理受託会社の重要な資産につき滞納処分による差押、仮差押、保全処分、差押、競売手続の開始その他の強制執行手続若しくは担保権実行手続が開始されたとき
 - ③ その他当社が本資産管理受託会社の責に帰すべき事由により本資産管理委託契約の継続が困難であることを合理的・客観的な理由をもって認定し、かつ、本社債管理者が書面でこれを承諾したとき

【日本生命保険相互会社】

(1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(ア) 名称

日本生命保険相互会社

(イ) 基金（基金償却積立金を含みます。）の総額

1,400,000百万円（2019年9月30日現在）

(ウ) 事業の内容

生命保険業（生命保険業免許に基づく保険の引受け、資産の運用）及び付随業務・その他の業務（他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行、債務の保証、投資信託の販売、確定拠出年金制度における運営管理業務）

(2) 【関係業務の概要】

日本生命は、本信用枠設定契約に基づく金銭の貸付の貸主となり、本基金債権の債務者となります。また、日本生命は本一般社団法人に対する基金の拋出者であり、当社のA種優先株式を全て取得しております。

(3) 【資本関係】

該当事項はありません。

(4) 【経理の概況】

(ア) 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

(単位：百万円)

	(単体) 2018年3月31日現在	(単体) 2019年3月31日現在
資産合計	66,472,661	68,084,710
負債合計	59,909,395	61,502,747
純資産合計	6,563,265	6,581,963

(イ) 最近2事業年度における損益の概況

(単位：百万円)

	(単体) 2017年4月 1日から 2018年3月31日まで	(単体) 2018年4月 1日から 2019年3月31日まで
経常収益	6,338,509	6,605,036
経常利益	410,461	383,518
当期純剰余	242,344	259,369

(5) 【その他】

該当事項はありません。

【日本生命保険相互会社の概況】

『日本生命保険相互会社 2018年度決算について』及び『日本生命保険相互会社 2019年度第2四半期（上半期）報告について』を以下において記載しています。

『日本生命保険相互会社 2018年度決算について』に記載される貸借対照表、損益計算書、剰余金処分決議及び基金等変動計算書並びにその附属明細書は、保険業法第54条の4第2項の規定に基づき監査を受けておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は受けておりません。

（注）上記『日本生命保険相互会社 2018年度決算について』は、決算（案）として監査を受けた後、2019年7月2日の第72回定時総代会において、承認されております。

『日本生命保険相互会社 2019年度第2四半期（上半期）報告について』に記載される中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間基金等変動計算書並びにその附属明細書は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。なお、保険業法に上半期の監査規定はありません。

第5【参考情報】

当社は、当事業年度開始日から本報告書提出日までの間において、以下に掲げる書類を関東財務局長宛に提出しました。

2019年7月8日提出 有価証券届出書及びその添付書類

2019年7月18日提出 有価証券届出書（2019年7月8日提出）の訂正届出書

2019年7月25日提出 有価証券届出書（2019年7月8日提出）の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

2019年12月6日

日本生命2019基金流動化株式会社

代表取締役 関口 陽平 殿

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 牧 野 あや子 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本生命 2019 基金流動化株式会社の2019年6月18日から2019年9月30日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本生命 2019 基金流動化株式会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。